

三 日ソ中立条約

164 昭和15年4月28日 在ソ連邦東郷大使より
有田外務大臣宛(電報)

日ソ国交調整交渉の開始前にわが方立場の限
界につき政府見解の回示方請訓

モスクワ 4月28日後発
本省 4月29日前着

第五五四號(極秘)

貴電第三一四號ニ關シ(日蘇交渉打開ニ關スル件)

本件申入ハ國境確定、漁業問題等ニ對スル先方ノ態度ヲ今
少シ見極メタル上適當ノ時期ニ於テ行ヒタキ所存ナルカ對
蔣援助ノ放棄、新支那政府トノ協力ヲ求ムル點ニ付テハ先
方力無條件ニ應諾スヘシトハ考ヘラレス場合ニ依リテハ相
當突込ミタル問題ニ逢着スルヤモ測ラレス從テ日蘇國交調
整ノ限。界ニ關スル帝國政府ノ見解ヲ成ルヘク詳細ニ承知シ
置クコト極メテ緊要ニ有之就テハ本使心得迄ニ右ニ關スル
貴方御意嚮ナリトモ御内示ヲ得度シ

165 昭和15年5月12日

關係省會議で承認された日ソ中立協定案

(昭十五、五、十二)

關係省會議

大日本帝國政府

及

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ

兩國間ノ平和關係ヲ確認シ且之ヲ益強固ナラシメントノ眞
摯ナル希望ニ均シク促サレ

一般平和及安定ハ兩國ノ均シク顧念スル所ナルコトヲ確信
シ左ノ通協定セリ

第一條

日本國政府及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ
千九百二十五年一月二十日署名セラレタル日本國「ソヴィ
エト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本法則ニ
關スル條約ヲ兩國間關係ノ基礎トシテ茲ニ確認ス

第二條

締約國ノ一方ガ其ノ平和的態度ニ拘ラズ一又ハ二以上ノ第
三國ヨリ攻撃ヲ受クル場合ハ他方ノ締約國ハ紛争ノ繼續中
終始中立ヲ維持スベシ

第三條

本協定ハ署名ノ日ヨリ實施セラルヘク且五年間引續キ效力ヲ有スヘシ締約國ハ右期間滿了前適當ノ時期ニ於テ爾後ニ於ケル本協定ノ效力存續ニ付了解ヲ遂クヘシ
右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協定ニ署名調印セリ

昭和十五年 月 日即チ千九百四十年 月 日
ニ於テ本書ニ通ヲ作成ス

166 昭和15年6月10日
在ソ連邦東郷大使より
有田外務大臣宛(電報)

ソ連側が国交調整交渉開始に前向きであること
とに鑑み日ソ諸懸案解決および相互不侵略条
項等に対する方針回示方請訓

モスクワ 6月10日前発
本省 6月10日後着

第七七四號(大至急、極秘、館長符號扱)

貴電第四二五號及第四二六號ニ關シ(日蘇國交調整、日蘇
政治條約ニ關スル件)

一、本件ニ關シテハ先ツ蘇側ノ一般的態度ヲ打診スルノ必要
ヲ認メタルニ依リ本月一日以來滿蒙國境問題ニ付「モロ
トフ」ト會談ノ機會ヲ利用シ本使ニ於テハ兩國間ノ懸案
ハ成ルヘク速ニ之ヲ解決スルト共ニ更ニ夫レ以上ノ問題
ニ付テモ調整スヘキモノアレハ之ヲ調整シ兩國ノ關係ヲ
安定スルコトヲ希望スルモノナリト切出シタル處「モ」
ハ之ニ對シ同感ナリト述ヘ兩國ノ「インテレスト」ヲ持
ツヘキ根本問題ヲ現下ノ國際情勢ニ關聯シテ審議スルコ
トニ付貴使トノ間ニ交渉ヲ行フニ同意スルモノナリト言
ヒ更ニ一昨七日ノ會談ニ於テハ「モ」ハ國境問題ノ急速
解決以上日蘇間ニハ歐洲ノ現狀且一般の政局ニ關シテ兩
國共ニ「インテレスト」ヲ有シ話合スヘキ更ニ重大ナル
問題アリト進シテ先方ヨリ申述ヘタリ
之ニ依テ見ルニ蘇側ニ於テモ日蘇間ノ根本問題ニ付交渉
開始ノ用意アル次第ハ略々明瞭ナルモ蘇聯邦現在ノ國際
的地位ハ客年十一月拙電第一五一四號^{(二)字未明}申ノ當時ニ比シ
遙ニ有利ナルモノアルハ屢報ノ通りナレハ本件話合ニ際
シテモ多大ノ代償ヲ拂ヒテ迄之ヲ纏メントスル氣持アリ
ヤハ疑問ナル上先方ヨリ廣汎且各種ノ註文ヲ持出スコト

アルヘキハ想像ニ難カラス而モ右註文中ニハ我方ノ希望ニ「ミート」セサルモノモアルヘシト豫想セラレ

二、他方本件交渉ハ慎重ヲ旨トスヘキ旨御來訓ノ次第アリ本使ニ於テモ極メテ同感ナルカ由來此ノ種ノ交渉ハ交渉ヲ開始セル後不成立ニ陥ルカ如キコトアルニ於テハ事態ノ惡化ヲ招ク惧大ニシテ交渉開始ノ上ハ大局の見地ニ立テ互讓ノ精神ヲ以テ急速妥結ヲ旨トシ第三國ノ宣傳ヲシテ乘スルノ餘地ナカラシムルコト肝要ナルハ申迄モナキ儀ナルニ付交渉ニ際シテハ枝葉末節ニ拘泥スルヲ避ケ能フ限り妥協の態度ニ出ツルノ要アリト認ム

三、⁽³⁾本件交渉ニ際シ蘇聯邦ヲシテ支那問題ニ付テモ成ルヘク我方ニ有利ナル態度ニ轉向セシムル如ク持掛クルコトノ適切ナルハ勿論ノ儀ナルモ蘇聯邦ノ對蔣援助ハ從來ノ英米佛ニ比シ物質的ニハ寧ろ貧弱ニシテ此ノ點ハ最近ノ蘇聯邦新聞等ニモ特ニ記述セラレアルニ付(往電第七三五號御參照)正面ヨリ對蔣援助ノ中止ヲ申込ムニ於テハ前記ノ事態ヲ以テ抗辯シ來ルヘシトモ豫想セラルル次第ナリ依テ蘇聯邦ヲシテ對蔣援助ノ中止ヲ確約セシムルコトハ我國内消費用トシテ魅力アルコト素ヨリ本使トシテモ

萬々承知シ居ルモ實際的ノ效果ヲ窺フ點ヨリスレハ之ヲ左迄重視スルノ必要ナキヤニ認メラレ本件交渉ニ際シテモ正面ヨリ切出スコトヲ避ケ例ヘハ中立協定ノ交渉ニ際シ第三國トノ戰爭狀態ニ際シ約サルルヘキ中立ヲ支那事

變ニ引用スル等ノ方法ヲ執リ政治的諒解ノ成立ヲ大綱トシ右大綱ヲ以テ蔣政權ヲ失望セシムルト共ニ英米等ニ對スル大局の效果ヲ旨トシ施策スルコト賢明ナリト思考ス四、⁽⁴⁾次ニ本件交渉ニ當リ竝行的ニ日蘇間諸懸案ニ關スル交渉ヲ促進セシムルハ言フ迄モナキモ諸懸案解決ヲ前提條件ト爲スカ如キコトアルニ於テハ右ハ本件交渉ノ主要意義ヲ沒却セシムルモノト認メサルヲ得ス尙又本件交渉ヲ英佛ノ對蔣政策轉換ト睨合セ考慮スルノ適切ナルハ首肯セラレサルニアラサルモ英佛現下ノ動搖セル情勢ニモ鑑ミ蘇聯邦トノ間ニ急速妥結ヲ旨トシ話合ヲ進ムルコトハ結局英佛ヲ誘導スルニ資スル所少カラサルヘシ

五、尙中立條約案ニ付我方案ニ缺クル所ノ相互ニ侵略ヲ爲サルノ規定挿入方ニ關シテハ先方ヨリ之ヲ切望シ來ル場合御來示ノ理由ノミヲ以テ之ヲ拒否スルコトハ其ノ論據乏シキヤニ認メラルルノミナラス第三國トノ關係ヲ規定

シ乍ラ兩國相互ノ關係ヲ明カニセサルコトハ特殊ノ奥意アルカノ如キ無用ノ疑惑ヲ惹起スヘキ懸念大ナルニ付蘇側ニ於テ熱望スル場合ニハ一九二五年^(十一月)十一月ノ蘇土中立條約ノ程度ハ應諾スルコト可然ト思考ス

六、最近歐洲戦局ノ進展ニ伴ヒ蘇聯邦ノ向背カ諸方面ニ及ホス影響ノ益々重大トナリ來レルコトハ明カニテ英佛伊何レモ新大使ヲ任命シ當地ニ於ケル外交的活動ヲ企圖シツツアリ從テ我方ニ於テモ蘇聯邦ノ地位ニ付適正ナル了解ヲ持スルコト肝要ナルト共ニ一旦交渉ヲ開始ノ上ハ荏苒時日ヲ空費スルコト禁物ナリト考ヘラル尙本電一、二記載ノ成行上四、五日中位ニハ更ニ話合ヲ進ムヘキコトトナルヘク豫想セラルル處其ノ際ニハ貴方ニ於テ特ニ重大ナル御異見ナキ限り右ノ趣旨ヲ以テ話合ヲ繼續スルコトト致度シ就テハ何分ノ儀出來得ル限り速ニ御回示相成度ク特ニ稟請ス

167

昭和15年6月10日

在ソ連邦東郷大使より
有田外務大臣宛(電報)

日ソ国交調整交渉は早期に進展する可能性あり

りとの見通しについて

モスクワ 6月10日前発
本省 6月10日夜着

第七七五號(極秘、館長符號扱)

貴電第四七八號ニ關シ

貴電第四二五號及第四二六號ノ件ニ關シテハ往電第七七四號ニ依リ御承知アリタキ處本九日滿蒙國境確定問題終結ノ際本使ノ問ニ對シ「モロトフ」ハ漁業長期條約ニ關スル蘇側回答ハ十一日ニハ可能ノ答ナリト答ヘタルニ付右回答ニ接シタル上北樺太利權問題ニ言及シ一般的ニ先方ノ注意ヲ喚起スル所存ナルカ貴電第四二五號及第四二六號ノ問題ハ前記往電第七七四號ニ記載ノ通り意外ニ早く話合ヲ進ムヘキ羽目トナルヤモ測ラレサル次第ナリ

168

昭和15年6月19日

在ソ連邦東郷大使より
有田外務大臣宛(電報)

相互不侵略条項を含まない軽度の政治協定案
の對ソ提議は時機を逸している旨具申

モスクワ 6月19日後發
本省 6月20日前着

第八二六號(至急、館長符號扱)

貴電⁽¹⁾第四八九號及第四九二號ニ關シ(日蘇國交調整ニ關スル件)

一、急激ナル轉換ニ逢着セル歐洲情勢竝ニ少クトモ或程度之カ影響ヲ免レ得サル米國ノ動向ヲ合併セテ考察スレハ我方ノ多角外交ノ内容及運用ニ付テモ再檢討ヲ要スルモノ有之ヘク斯ル際日蘇間ニ輕度ノ政治的協定ヲ成立セシメントスルカ如キハ既ニ些カ時期遅レタリトノ批評モアルヘシ從テ本件協定ハ若干年限ニ於ケル日蘇兩國關係ヲ安定セシムル點ニ最モ意義アルヘキ處相互不侵略ニ關スル條項挿入ヲ避ケ主トシテ第三國トノ關係ヲ云々スルニ止メントスルニ於テハ現下ノ情勢竝ニ本件交渉ノ眞意義ニ副ハサルノ感大ナリ由來相互不侵略ニ關スル條項ハ消極的ノモノニシテ其ノ採用ハ毫モ蘇聯邦トノ關係ニ深入スルモノトハ斷シ難ク唯問題トナルヘキハ蘇土中立條約第二條後段ノ如キ規定ノミナルヘシ
尙蘇側ニ於テモ種々註文アルヘキニ付テハ更ニ前述ノ事

情ヲモ考慮ニ加ヘラレ研究置相成様切望ニ堪ヘス

⁽²⁾、他方獨逸ニ對シ我方提案ノ内容ヲ適當ノ時期ニ內報方御訓令ノ處獨蘇ノ關係ニ付テハ往電第八二三號ヲ以テ申進メタル通りニテ蘇聯邦ノ對獨警戒ハ大ナルモノアルモ獨逸ニ楯付キ得ヘキ情勢ニアラス又獨逸トシテハ非常ナル意氣込ヲ以テ歐洲ニ於ケル新秩序ノ建設ト蘇聯邦ヲモ包含スル經濟圈ノ設定ヲ目論ミ居ルモノナルニ依リ戰前ノ考へ方ヲ以テ將來ノ獨蘇關係ヲ考察セントスルハ時宜ニ適セサルモノアリ又我方トシテハ戰局進展ニ伴ヒ獨逸トノ間ニ種々打合ヲ遂クルノ必要(獨側ニテ日本側ノ對獨態度ニ付或程度ノ不滿ヲ有スルコトハ當地經由歸獨セル「ゴータ」大公「スターマー」「ヘルフェリヒ」其ノ他ノ方面ノ口吻ニ依リ看取セラル)到來スヘキニ付テハ本件內報ノ如キモ斯ル機會ノ一問題トシテ取扱フコト適當ナルヘシト認メラル然ルニ交渉ノ内容及成立ノ見込モ確實ナラサル際提案ノ内容ヲ通報シ且本件交渉力獨ニ向ケラレタルモノニアラストノ趣旨ヲ以テ釋明スルカ如キハ却テ獨ニ對シ誤解ヲ與フルニ至ル惧モアリ本件申入ノ時期、方法、内容等ニ付テハ慎重ナル考慮ヲ要スルモノト思考

セラル

169 昭和15年6月22日

在ハルビン久保田(貫一郎)総領事より
有田外務大臣宛(電報)

対日方針に關しソ連外務人民委員部が在本邦
および在中國同國大使に宛てた電報要領

ハルビン 6月22日午後

本省 6月22日夜着

第二〇四號

本官發滿宛電報

第一七三號

A情報

六月十四日莫斯科外務人民委員部發駐日、支蘇聯邦大使宛
電報要領

今次滿蒙國境確定問題ニ關シ我方カ妥協ヲ爲セルハ日本カ
蘇蒙側ノ根本主張ヲ容レタル爲ナルモ右ハ我方ニ於テ(一)西
部國境ニ於ケル積極的行動ノ準備ニ必要ナルコト及(二)日本
ノ今次對蘇讓歩ハ滿洲ノ安全ヲ圖リ支那及南洋方面ノ外國
權益壓迫ヲ積極化セントノ企圖ニ出ツルモノナル處日本ヲ

シテ此ノ種ノ行動ニ出テシムルハ外國人ヲシテ日本ニ抗爭
セシムルコトトナリ右ハ蘇支兩國ニ有利ナルコトヲ考慮シ
協定ヲ締結セル次第ナリ

我方ハ日本ト個々ノ事務的問題ニ關シテハ審議スル用意ヲ
有シ居リ若シ日本カ對蘇支壓迫ヲ緩和セハ我方モ滿洲國北
部國境ノ壓迫ヲ緩和スル意嚮アルモ歐洲事變ノ推移ニ鑑ミ
對支關係ニ於テ米國ハ極メテ重大意義ヲ有シ居リ我方ハ米
國及支那トノ協力ニ依リテノミ極東ノ國境ヲ防衛シ得ルモ
ノナルヲ以テ此ノ點ヨリ米蘇關係ヲ毀損セサル爲日蘇間ノ
諸懸案全部ハ之ヲ審議シ得サル次第ニシテ日米衝突ヲ促進
セシムルカ如キ協定ナラハ我方ハ一切ノ協定ヲ是認スヘキ
モ米國ヲシテ反蘇行動ヲ執ラシムルカ如キ協定ハ許容シ得
サル所ニシテ我方ハ政治的意味ヲ有セサル第二義の問題ノ
交渉ニ極限セサルヲ得サル状態ナリ尙此ノ種對日問題ニ關
スル我方政策ハ米國政府ト了解濟ナリ

大臣へ轉電セリ

170 昭和15年6月22日

在ソ連邦東郷大使より
有田外務大臣宛(電報)

欧州情勢の進展に伴うソ連の立場強化に鑑み
不侵略条項を回避しては交渉妥結困難である

意見見具申

モスクワ 6月22日前發

本省 6月23日前着

第八四二號(館長符號抜)

貴電第五二三號ニ關シ(日蘇國交調整ニ關スル件)

最近歐洲情勢ノ進展ニ顧ミ蘇聯邦ノ地位強化セルハ從來屢
次報告セル通りニテ客年十一月ノ當時ナラハ格別今日ニ及
ヒテハ先方ノ鼻息強ク旁々本件協定モ聊カ時期ヲ失シタル
ヤノ嫌アルノミナラス(往電第八二六號御參照)御來示殊ニ
不侵略條項其ノ儘ノ挿入モ避ケタキモノナルニ於テハ最近
ノ國際情勢ニ適應セサルヘキノミナラス蘇聯邦側ヲ誘導ス
ルノ確信ヲ得難キ次第ナリ殊ニ蘇聯邦現在ノ立場ハ長期漁
業條約ニ關スル新提案ニ於テモ見ル如ク(往電第八四一號
御參照)最近我方ニ對シ代償ヲ出シテ迄モ協調ヲ求ムル必
要無ク國力推移ノ關係上寧ロ我方ニ於テ讓歩スヘキ筈ナリ
トサヘ考ヘ居ルコト明カニシテ右ハ從來當地要人ノ演說及
新聞記事等ヨリモ推測シ得タル所ナリ兎ニ角先方態度ト貴

方最後意見トノ間ニハ大ナル距離アリテ本件妥結不可能事
ニ屬ストノコトナレハ速ニ是ヲ打切ルヲ可トスヘシ

他方往電第八二六號ヲ以テ申進シタル日蘇間政治的協定ノ
本旨即チ兩國關係ヲ一定期間中安定セシメントノ見地ヨリ
スレハ在蘇權益關係以外更ニ甚大ナル考慮ヲ要スルモノア
ルニ依リ本件話合ノ端緒成立セルニ乘シ引續キ政治的諒解
ノ成立ニ努メ其ノ反對的作用トシテ支那事變處理及右權益
問題ノ解決ニモ能フ限り好影響ノ及フ様取計フコト適切且
必要ナリトノ見解成立シ得ヘシ

狀況右ノ如クナル處本使トシテハ從來ノ成行上本件ニ付近
日中更ニ「モロトフ」ト何トカ話合ヲ爲ス必要ニ迫ラレ居
ルニ付テハ現下ノ國際變局ニ對處スル大局の見地ニ立脚セ
ラレ前記諸點ヲ併セ御考慮ノ上何分ノ儀大至急御回示相成
様致度シ

171 昭和15年7月4日

在ソ連邦東郷大使より
有田外務大臣宛(電報)

モロトフ外務人民委員に対し日ソ中立協定案
を提議について

モスクワ 7月4日前發
本省 7月4日夜着

第八七九號(至急、館長符號扱)

貴電第五四〇號ニ關シ(日蘇國交調整ニ關スル件)

一日午後九時本使「モロトフ」ヲ往訪先ツ「ベツサラビヤ」問題ニ付帝國カ蘇聯邦ノ希望ヲ容レ關係條約ヲ批准セザリシ點ニ言及セル後豫テ彼我間ニ話合ヲ行フコトトナリ居タル兩國間ノ根本問題ニ付本日其ノ一步ヲ踏出シタキ處夫レニ先立ち長期漁業條約ニ關スル蘇聯邦側回答ニ付一言セサルヲ得ストテ右ニ關シテハ東京ヨリ詳細ナル訓令ニ接シ居ル次第二ハアラサルモ日本側ニ於テハ右回答ニ大ナル不滿ヲ禁シ得サルコト明瞭ナルコト本使トシテハ蘇聯邦側提案ニシテ理由アルモノハ之迄ト雖之ヲ東京ニ取次キ妥結ヲ計ル様努力シ來レルモ今回ノ蘇側主張ニハ納得シ難キ點多數ナレハ蘇側提案ノ理由ハ在京「スメターニン」大使ヲシテ説明セシムルノ外ナカルヘキコトヲ說キタルニ對シ「モ」ハ莫斯科ヲ交渉地トスルコトカ實際的ニシテ然ラザレハ「ス」ヲ一時歸朝セシムルヲ要シ時間的ニ不便多シト述ヘタル後本日八十時ヨリ他ニ會見ノ約束アル處根本問題

ニ話ヲ移スニ當リ充分ナル時間的餘裕ナシトノコトナラハ改メテ會談スルコトト致度キ旨申出テタリ依テ本使ハ前記交渉地ニ關スル先方主張ノ理由ナキコトヲ指摘シタル上翌日午後四時ニ再會ヲ約シ辭去セリ

二日約ニ依リ會見約三時間ニ亘リ「モロトフ」ト折衝セル次第ナルカ(同會談ノ内容ハ今後ノ交渉ニ當リ重要ナル示唆ヲ含ムモノト認メラルルニ付其ノ要領ハ從來ニ比シ聊カ詳述スルコトトセリ右御含迄)先ツ本使ヨリ日蘇間ニハ諸種問題ノ山積シ居ル次第アルモ平和的解決ヲ不可能トスルモノニアラスト信スル處第三國中ニハ日蘇ノ衝突ヲ希望或ハ歡迎スル向アルカ如シ然ルニ是等ノ術策ニ陥リ兩國カ強力ヲ行使スルニ至ルコトカ如何ニ愚劣ナルカハ總明ナル貴下ニ於テモ充分了解セラルル所ト考フ更ニ又現下ノ歐洲戰爭ニ伴フ局面ノ紛糾ハ世界的動搖ヲ見ツツアル儀ナルニ依リ此ノ際兩國間ニ平和及友好ノ關係ヲ確認シ相互ニ領土權ヲ尊重シテ相侵サス又一方カ平和的態度ニ拘ラス第三國ヨリ攻撃ヲ受クル場合ニハ他方ハ右第三國ヲ援助セサルカ如キ關係ヲ設定スルニ於テハ日蘇兩國關係ヲ甚タ安定セシムヘシト信スル處右ニ付テ蘇聯邦政府ニテ同意ナリトノコト

ナレハ更ニ進シテ具體的ニ提案スルノ用意アリト述ヘタリ
 右ニ對シ「モ」ハ兩國間ノ諸問題解決ハ相互の理解ニ基キ
 解決セラレサルモノナシトノ信念ニ同意ナルノミナラス右
 ノ如キ手段ニ依ル解決ヲ將來ニ亘リ更ニ期待スルモノナリ
 殊ニ一般ニ日蘇關係ヲ安定セシメ其ノ一方ヲ攻撃セントス
 ル第三國ヲ援助セストノ了解ヲ目的トスル貴使ノ提議ハ日
 蘇兩國ノ利益ニ合致スル次第ナレハ苟モ思慮アリ且責任ア
 ル兩國人士ノ均シク歡迎スル所ナルハ想像ニ難カラスト述
 ヘタルニ依リ本使ハ貴下カ余ノ提議ニ贊成セラレ蘇政府ニ
 於テモ之ヲ歡ヒ迎フル旨言明セラレタルニ對シ満足ノ意ヲ
 表スルモノナルカ茲ニ披露スヘキ提案ハ趣旨ニ於テ帝國政
 府ノ承知シ居ル所ナルモ字句其ノ他ハ自限リノ考案モア
 ルニ依リ右様承知置キアリタシト斷リタル上(イ)兩締約國ハ
 一九二五年北京ニ於テ締結セラレタル基本條約カ兩國國交
 ノ基礎トシテ存續スルコトヲ確認スルコト尙右ノ結果トシ
 テ兩國間ニ平和及友好ノ關係カ維持セラレ相互ニ領土權ノ
 尊重セラルヘキハ勿論ナルコト(ロ)締約國ノ一方カ此ノ平和
 的態度ニ拘ラス第三國ヨリ攻撃セラルル時ハ締約國ノ他方
 ハ右紛争ノ繼續中中立ヲ維持スヘキコト(ハ)本協定ハ有效期

間ヲ五年トスルコトニテ足ルモノト考フル次第ヲ述ヘ之ト
 共ニ申添ヘタキニ點アリトテ我方カ北洋漁業及北樺太利權
 ノ將來ニ關シ重大ナル關心ヲ有シ居ルコト殊ニ本件協定ノ
 成立ニ依ル日蘇關係ノ安定カ前記諸事業ノ經營ニ好影響ヲ
 齎スヘキハ帝國政府ノ深ク期待シ居ルコト其ノ第一點ニシ
 テ第二點ハ現ニ三年來支那ニ於テ大規模ナル戰鬪行爲カ繼
 續中ナル處蘇側ニ於テモ右ノ事實ヲ認ムルト共ニ自發的ニ
 重慶政府ニ對スル援助ヲ打切ル旨ノ了解ヲ與ヘラルル希
 望スルモノナルカ右希望ハ支那ノ現狀ニ照シ必スシモ多キ
 ヲ求ムルモノニアラスト考フル旨附言セリ

右ニ對シ「モ」ハ貴使ノ提案セラレタル中立協定案ニ付テ
 ハ蘇聯政府ニ於テ之ヲ審議スヘク各條項(殊ニ北京條約ノ
 内容ハ好ク承知セサルニ付現狀ニ照ラシ研究ノ要アリト附
 言セリ)且貴使ノ述ヘラレタル趣旨ハ蘇聯政府ニ於テモ肯
 定的態度ヲ以テ迎フルハ今ヨリ申上ケ差支ナシト述ヘ次テ
 漁業及利權ノ兩問題ニ關シテハ當業者カ誠意ヲ以テ法規ヲ
 遵守スルコトカ先決問題ナル上蘇側ノ漁業新提案ノ受諾ハ
 企業ノ正常ナル發展ニ寄與スル所鮮カラサルヘシト言ヒ更
 ニ同方面ニ於テ領海侵犯等蘇側ノ利益及權利ヲ毀損スルカ

如キ行動カ日本軍艦及漁業者ニ依リ差控ヘラルルニ至ラハ蘇側ノ取扱振ニモ自ラ變化ヲ生スルニ至ルヘシ他方支那ノ問題ニ關シテハ蘇政府ハ之ヲ「アクチユアル」ノ問題トシテ考ヘ居ラス支那ニ對スル蘇聯ノ援助ノ如キハ目下ノ所ニテハ根據ナシ尙萬一蘇聯カ重慶政府ヲ援助シ居ランニハ現在トハ異リタル狀態ニ陥リタルコトナラン殊ニ蘇聯ハ目下自國ノ國防其ノ他ニ専心シ居リ他國ニ武器等ヲ供給スルノ餘裕ナキ次第ナリト辯シタリ「モ」ハ更ニ語ヲ繼キテ歐洲戰爭ニ伴フ國際政局ノ變化ニ當リ日蘇兩國共關心ヲ有スヘキ新問題ニ直面スルコトトナリタル處英、佛、蘭等ノ近狀ニ鑑ミ南洋方面ニ於テ日本ハ軍事上及經濟上ノ問題ニ直面セル譯ナルカ國際間ニ大ナル役割ヲ演スル日蘇兩國カ相互ノ利益及權利ヲ考慮シ相互間ノ關係ヲ安定且強固ナラシメントスルハ變化シツツアル現狀ニ合致スル所以ナリト信スル旨述ヘタリ

⁵⁾依テ本使ハ中立協定案ニ對シ蘇政府カ肯定的態度ヲ表明セラレタルヲ多トスル旨答フルト共ニ北京條約ハ條約名ニモ掲ケアル通り兩國間ノ基本的法則ヲ律スルモノトシテ帝國政府ノ夙ニ重視スル所ナルノミナラス同條約ハ曩ニ兩國關

係ノ好轉ニ資シタル歴史ヲ持ツモノナレハ此ノ點ヨリ研究アリタキ旨希望シ次ニ漁業ニ關スル蘇側新提案ノ受諾カ事業經營ニ好影響アルヘシトノ言ニハ承服シ難ク東京ニ於テハ交渉ノ基礎ト爲スコトニサヘ難色アルヘシト想像シ居ル次第ナリト述ヘ軍艦及漁船ノ蘇領水域侵犯問題ニ關シテハ從來共帝國政府ニ於テ嚴ニ戒告シ居ル實情ナルカ本件協定ノ如キモノカ成立スルニ至ラハ一層取締ヲ嚴重ニスヘキコト疑問ノ餘地ナシト告ケタルニ「モ」ハ満足ノ面持ニテ首肯シ居リタリ何レニセヨ漁業及利權ノ諸企業カ圓滿ニ遂行セラルルコトハ帝國政府ノ閑却シ難キ要望ナル點ハ蘇側ニ於テ充分留意スル必要アリト念ヲ押シタル上支那問題ニ移リ同問題カ蘇政府ニ取リ「アクチユアル」ノモノニアラストノ貴下ノ言明ヨリ推シ少クトモ軍側ニ於テハ蘇聯ニ援蔭行爲ナシトノ結論ニ達シ欣快ニ存スル處我方トシテハ蘇政府カ將來ニ對シテモ同様ノ態度ニ出ツルコトヲ希望シ居ルモノナレハ中立協定案第二ノ趣旨ニモ顧ミ右意嚮ヲ我方ニ通報セラルルノ舉ニ出ツルコトトモナラハ最モ好都合ナリ

⁶⁾昨日話題トナリタル「ベツサラビア」問題ニ付テモ我方ニ於テハ當時蘇側ノ切ナル希望ヲ容レ文書ヲ以テ關係條約ヲ

批准セサルヘキ旨申入レタル前例モアリ蘇側ニ於テモ我方ノ希望ヲ容ルルコトヲ希望スル儀ナリト述ヘ現下ノ國際變局ノ歸結トシテ我方ノ南洋方面ニ對スル關心ノ増大セルハ當然ナルモ我方ニ於テハ同方面ニ付テモ軍事の紛争ノ發生ノ如キハ嚴之ヲ避ケタキ意嚮ナリトノ説明ヲ加ヘ之ヲ要スルニ日蘇兩國關係ノ安定及強化カ世界的ニ重大ナル意義ヲ有スヘキハ貴見ノ通りナルカ夫レ丈ケニ本件ノ如キ話合ハ世間ノ興味ヲ惹キ且又爲ニスル宣傳ニモ利用セラレ勝ノコトナレハ交渉ヲ遷延セシムルコトナク急速妥結ノ方針ニテ進ムコト適當ナルニ依リ蘇政府ニ於テモ速ニ回答ノ運ヒニ至ランコトヲ希望スルモノナリト述ヘタリ

〔モ〕⁽⁷⁾ハ右本使ノ注意ヲ諒承スルト共ニ能フ限り速ニ政府ノ回答ヲ齎スヘキ旨約シタル後本件交渉ノ左迄手間取ルモノトハ考ヘ居ラサル旨ノ感想ヲ告ケ更ニ本件協定成立ノ曉ニハ兩國關係好轉ノ一助トシテ蘇側ヨリモ註文スヘキコトナキニ非ス例ヘハ帝國軍人及軍人以外ノ一部人員ノ反蘇言動取締竝ニ在滿白系露人カ恩典的地位ヲ與ヘラレ居ルカ如キハ終止セラルヘキモノカト期待セラル他方漁業問題ニ關シ貴使ハ強キ反對意思ヲ表明セラレタルカ右ハ先般申上ケ

タル通り蘇側希望ノ最少限度ヲ盛リタルニ過キサルコトナレハ日本政府モ此ノ點ヲ諒解セラルル様希望ニ堪ヘスト述ヘ更ニ又支那問題ニ關聯シ貴使ヨリ之ヲ提起セラレタルハ些方意外トスル所ニテ支那ニ關スル限り日本カ協定案第二ノ平和的態度ニ拘ラス攻撃セラレタルモノトハ考ヘラレス何レニセヨ自分ハ過去ニ於テ蘇聯カ支那ヲ全然援助シタルコトナシトハ言ハス蘇聯ハ曩ニ支那ノ非鐵金屬ヲ必要トシタルコトアリ此ノ關係上航空方面ノ武器及人員ヲ以テ一時援助ヲ行ヒタルコトアルモ今日トナリテハ新領土經營ノ必要モアリ軍事資材ノ如キ國內ノ需要多ク他ヲ顧ルノ氣持ナキハ先ニ述ヘタル通り辯明シ日蘇關係ノ安定及強化カ兩國ニ幸スルコトニ付テハ多言ヲ要セス

⁽⁸⁾右實現ノ曉ニハ米國ノ如キモ一層注意深く且眞面目ナル態度ヲ以テ日蘇兩國ニ接スルコトナルヘシトノ所感ヲ加ヘ進ンテ獨蘇關係ニ言及シ昨秋以來根本的ニ改善ヲ見タル兩國關係ニ徴スルモ希望サヘアラハ日蘇關係トテ等シク改善セラルヘキハ當然ナリ本日貴下ノ提議セラレタル所ハ蘇側ニ於テモ其ノ意ノアル所ヲ汲ミテ審議スヘク貴使ノ述ヘラレタル各種ノ希望モ右審議ニ當リ充分考慮スヘシト答ヘタ

り

依テ本使ハ蘇側漁業新提案ニ付テハ本使ノ言ハントスル所ハ既ニ之ヲ盡クシタルニ依リ蘇側主張ハ東京ニ於テ必要ナル説明ヲ加ヘシムルコト然ルヘシト述ヘタル上支那事變ニ關スル「モ」ノ見解ハ事變ノ發生及經過ヨリ見ルモ全然誤謬ニ他ナラスト反駁セル上此ノ席上斯ル言ヲ弄スルハ眞意如何ト突込ミタルニ「モ」ハ日本カ往年「ベツサラビア」問題ニ付蘇聯ニ與ヘラレタルカ如キコトハ此ノ際適當ナラスト述ヘタルニ依リ本使ハ「ベツサラビア」條約問題處理ニ關スル前例ハ好箇ノ資料ナリト認ムルニ付再考アリタキ旨ヲ述ヘ會談ヲ終了セリ

172 昭和15年7月4日

在ソ連邦東郷大使より
有田外務大臣宛(電報)

漁業問題に関するソ連側の強硬態度に鑑み漁業交渉は中立協定交渉と切り離して東京で行なうべき旨具申

モスクワ 7月4日前発

本省 7月4日夜着

第八八〇號(至急、館長符號披)

往電第八七九號ニ關シ

一日及二日ノ會談ニ當リ本使ヨリ漁業條約ニ關スル蘇聯邦側新提案ノ不當ナルコトヲ非難セルニ對シ「モロトフ」ハ同案カ蘇聯邦側希望ノ最少限度ナル旨ヲ述ヘ其ノ主張ノ強硬ナルヲ示サントスル態度ニ出テタリ依テ本使ハ「モ」ニ對シ自分ニ於テハ蘇聯邦側新提案ヲ正當化スル理由ヲ發見シ得サルニ付會議地ヲ東京ニ定メ「スメターニン」ヲシテ蘇聯邦側主張ヲ説明セシムルノ外無キ旨ヲ述ヘ「モ」カ是カ爲ニハ「ス」ノ一時歸朝ヲ必要トシニ、三月ノ時間ヲ空費スルヲ恐ルト述ヘタルニ對シ本使ハ自說ヲ固辭シテ讓ラス漁業交渉ヲ中立協定問題ヨリ切離スニ努メタリ前記蘇聯邦側ノ態度ニ鑑ミ漁業交渉妥結ノ爲ニハ本年末ヲ豫想シ置ク必要アルヘキ處蘇聯邦側ニ於テ強硬態度ヲ取ラントスル關係上中立協定ノ交渉ニ於テ先方ヨリ交換條件ノ意味合ニテ右新提案ノ受諾ヲ固執スルカ如キ破目ニ至ラハ我方ノ不利益甚タ大ナルモノアリト思考セラルル次第ナリ就テハ交渉ノ成行上後日更ニ話合ヲ當地ニ持歸ルカ如キコトアリトスルモ今日ニ於テハ兎ニ角會議地ヲ東京ト定メ

「スメターニン」歸國ノコトアルニ於テハ漁業交渉ノ開始ヲ幾分遅延セシメ中立協定問題トノ並行的展開ヲ避クルコト緊要ナリト認メラル

依テ漁業交渉ハ東京ヲ會議地ト爲スヘキ旨此ノ際大至急御決定相成是ニ基キ貴地又ハ當地ニ於テ蘇聯邦側ニ申入ルルコトト致度ク右ニ關シ御詮議ノ結果至急御回示相成度シ

173 昭和15年7月4日 在独国米栖大使より
有田外務大臣宛(電報)

日ソ関係の改善を独側も希望していることに

鑑み対ソ国交調整の促進方具申

ベルリン 7月4日後発
本省 7月5日後着

第八三四號(極秘、館長符號扱)

貴電第三五三號ニ關シ

一、獨側力努メテ對蘇關係ノ平靜ヲ計ルト同時ニ本使來任以來數次ニ亘リ「リ」外相ノ口ヨリ日蘇關係ノ改善ヲ希望シタルコトハ御承知ノ通りニシテ其ノ後ノ獨外務當局ノ口吻新聞ノ取扱振其ノ他ニ照シテモ右獨逸ノ態度ニ變化

アリタリトハ認め難ク從テ此ノ際ナラハ我方カ對蘇關係調整ニ一步ヲ進メルコトニ對シ獨側ヨリ邪魔ノ入ル惧ハ萬無キ見込ナリ

二、唯獨蘇關係今後ノ見透シハ往電第八一五號ノ通りニシテ先ニナリ獨側ノ日蘇國交調整ニ對スル態度ニ變調ヲ來スコト無キヲ保セサルモ何レノ途東亞ニ於ケル帝國獨自ノ立場ヨリ對蘇關係調整ニ一步ヲ進メラルルハ機宜ノ御措置ト認メラレ之カ實行ハ寧ロ早キニ如カスト存セラル

三、對蘇施策上特ニ御考慮ニ上リ居ルハ對米關係ト拜察セラレ所詮良キ影響ハ無カルヘキモ客月二十九日閣下「ラヂオ」放送程度ノ我國ノ主張ニ對シテスラ米國各方面ノ論評面白カラスト傳ヘラルルカ如キ有様ニテハ日米國交改善ノ前途ハ甚タ遠遠ナルヘク一方對蘇御工作ノ潮時ニハ自ラ限りアリテ此ノ際遺憾乍ラニ兎ヲ追ヒ難キ實狀ト觀測セラルルノミナラス國際政局今日ノ如ク激變切迫セルニ鑑ミ米國トシテモ輕々ニ對日壓迫ヲ強化シ得サルヘシト思考セラルルニ付米國自ラ實行シツツアル善隣政策ト同一意義ナリトシ此ノ際日蘇國交調整ヲ進メラルルコト然ルヘシト存セラル

蘇へ転電セリ

174 昭和15年7月6日
在ソ連邦東郷大使より
有田外務大臣宛(電報)

漁業交渉を中立協定交渉と切り離して東京で
行なうべき理由について

モスクワ 7月6日午後
本 省 7月7日前着

第九〇〇號(絶對極秘、館長符號扱)
貴電第五六二號及第五六四號ニ關シ

本使カ漁業ニ關スル交渉地ヲ東京ニ定ムルヲ可トスルハ本
件交渉ノ難易ニ依リ云爲スル次第ニアラス此ノ際ニ於テハ
本件交渉ハ政治協定ト切離スコト必要ナル處右ハ兩者ノ關
聯ヲ避クルノ方法トシテ最モ適當ト認メタルニ依ルモノナ
リ殊ニ政治協定ノ交渉ニ當リ蘇側カ何等カ代償ヲ求メント
スル氣配アルハ曩ニモ指摘セル通り(往電第八四二號御參
照)ニシテ蘇側カ其ノ意味合ニテ漁業問題ニ付強硬態度ヲ
執ル場合之ヲ誠意ナシトシテ政治協定ノ交渉ヲ打切ルコト
ハ帝國國策ノ全局ヨリ見テ得策ナリヤハ慎重御考慮ノ要ア

ルヘシ素ヨリ我方トシテハ被害カ漁業ニ及ハサル様努力ス
ヘキハ當然ナルモ我方ニ於テ餘リニ漁業問題ニ焦リ先方ヲ
シテ突込マシムル間隙ヲ與フルカ如キハ好マシカラス尙又
前掲政治協定ノ交渉ヲ打切り而モ漁業條約ノ締結ヲ我方ニ
有利ニ誘致スヘキ良策アルニ於テハ格別ナルカ兎ニ角今回
御訓示ノ方法ハ蘇側ノ思フ壺ニ嵌ル行方ニテ本使トシテハ
多大ノ失望ヲ禁シ得サル所ナリ

就中貴電第五六三號ヲ以テ御來示ノ論據ハ既ニ本使ヨリ大
部分述ヘ盡シ居リ假令重ネテ申入ヲ實行スルトスルモ蘇側
カ急速再提案ヲナスヘシトハ想像セラレス結局ノ處藉スニ
時日ヲ以テセサレハ本件ノ落着ハ困難ニテ現在トシテハ會
議地ヲ東京トスヘキ旨申入レ政治協定交渉トハ切離スニ努
メ以テ漁業交渉ヲ成ルヘク不利ナル立場ニ導カサル様施策
スルヲ賢明ト認ムル議ナリ

尙又常ニ蘇政府首腦者ヲ直接相手トシテ本件交渉カ進行ス
ヘシト考ヘラルルハ當ラス本件ニ付「モロトフ」ハ單ニ口
火ヲ切ルコトトシタキ旨述ヘタルコトアリテ爾後ハ代理者
ヲシテ交渉ニ當ラシムヘキ意嚮ナルハ明カニシテ内外多事
ノ「モ」トシテハ當然ノコトト存セラル

事情右ノ如クナルニ付累次ノ往電ヲモ御參照ノ上再應御考慮相仰度ク重ネテ稟申ニ及フ次第ナリ

175 昭和15年7月19日

在ソ連邦東郷大使より
有田外務大臣宛(電報)

中立協定案に対するソ連側回答の遅延理由に
ついて

モスクワ 7月19日前発
本省 7月19日前着

第九六七號(館長符號抜、大至急)

貴電第六〇〇號ニ關シ(日蘇政治協定ノ件)

本件回答ノ遅延ニ付テハ各種ノ理由想像セラレサルニアラサルモ蘇側カ我方ノ提議ニ安堵シ協定ノ締結自體ニハ重キヲ置カサルニ至レルモノトスルハ稍當ラサルノ感アリ蓋シ本月二日ノ會談報告ニテ御承知ノ通り本使ヨリ提案前此ノ種協定ノ締結ニ同意ナリヤ否ヤヲ確メタルニ「モロトフ」ハ即座ニ同意ヲ表シタルニ依リ話ヲ進メタル次第ナル等ニモ願ミ蘇側ニテハ今以テ政治的協定ノ締結ハ之ヲ希望スト見ルヲ穩當トスヘシ但シ右協定ノ内容及協定締結ノ條件ニ

付テハ從來電報ノ通り相當ノ註文アリト豫想セラルルニ依リ本使ハ特ニ我原案ノ適當ナルコトヲ強調シ置キタルモ先方ハ右ニ關スル檢討ニハ若干ノ時日ヲ要スヘク特ニ我方ヨリ提議セル北京條約ノ確認ニ付テハ近來ノ國權恢復熱ニモ鑑ミ研究ヲ要スヘキモノアルヘク兎ニ角蘇側ニ取リテモ相當重要案件ナルヲ以テ之カ決定ニ半月位ノ餘裕ヲ見置クハ當然ナルヤニ思考セラレ其ノ間ノ督促ハ差控フルコトシタル儀ナルカ恰モ先般來貴地政變說傳ハリタル爲蘇側ニ於テハ暫時態度ノ表明ヲ差控フルコトニ一層傾キ來レルモノト思考セラルル節アリ

事情右ノ如クナルニ依リ本件促進方ニ付テハ追テ卑見電報スルコトト致度シ

176 昭和15年7月19日

在ソ連邦東郷大使より
有田外務大臣宛(電報)

米内内閣総辭職をめぐる日本の政治事情に關
するソ連紙論調報告

モスクワ 7月19日後発
本省 7月20日後着

我内閣更迭ニ關シ十九日「プラウダ」赤星紙「クラスタイ・フロート」紙ハ略同趣旨ノ論論文ヲ掲載セルカ要旨左ノ通り

米内内閣辭職ノ眞因ハ外交問題ニ關スル米内、有田兩相對軍部ノ意見對立ハ既ニ第一次近衛内閣末期ニ暴露シ時ノ東條次官ハ所謂ニ正面作戰ヲ説キテ財界ノ攻撃ヲ受ケ退却セリ

支那事變ノ長期化ト共ニ財界ノ軍部ニ對スル不滿ハ本年初頭ニ於テ最高潮ニ達シ軍部ハ中立的米内内閣ノ出現ヲ以テ一應妥協スルニ至レリ

米内内閣ハ支那事變處理、歐洲戰爭不介入方針ヲ取り來レルカ元來右政策ハ歐洲戰爭ノ長期化ヲ見越シ此ノ間ニ支那事變ヲ處理シ歐洲戰爭ノ本格的展開ニ備ヘントスルニ在リシ處歐洲戰爭ニ對スル右判斷ハ戦局ノ急展開ニ依リ現實ニ即セサルコト明カトナリ軍部内ニハ對支戰爭繼續ト竝行シテ歐洲戰爭ニ介入スヘシトノ思想擡頭スルニ至リ

右軍部ノ政策ハ米内内閣ヲ以テシテハ到底實現不可能ナリト爲スト共ニ南洋ヲ含ム東亞ノ新秩序ノ建設及新政治機構

ヲ目的トスルニ至リ過般東京府會議員選舉ハ遂ニ單一政黨派ノ敗北ニ歸セルモ佛ノ屈服ニ依ル事態ノ緊迫ハ南進ノ好機ヲ逸スル危險ヲ齎ラスニ至レルヲ以テ茲ニ軍部ハ米内内閣ノ倒壞ヲ促進セル次第ナリ

新内閣ノ政綱ニ關シテハ東亞新秩序ノ建設、總動員法等カ何レモ近衛公提唱ノ下ニ行ハレ且公自身今回ノ新政治機構運動ノ指導者タルコトヲ思ヘハ新内閣カ其ノ内外政策ニ於テ完全ニ陸軍ノ意嚮ヲ反映スヘキハ疑ノ餘地ナシ

177 昭和15年7月23日

在ソ連邦東郷大使より
松岡外務大臣宛(電報)

新内閣においても中立協定交渉を継続すべき
旨意見具申

モスクワ 7月23日前発
本省 7月23日夜着

第九九九號(館長符號扱、大至急)

東亞新秩序ノ確立及支那事變急速處理ノ見地ヨリ蘇聯邦トノ間ニ政治協定締結スルノ緊要ナル旨客年秋詳細稟申ニ及ヒ(客年拙電第一五四號其ノ後モ各種ノ機會ニ於テ上申

セル處本年五月末ニ至リ日蘇間ニ中立條約締結交渉ヲ開始スヘキ旨ノ訓電ニ接シタリ本件交渉ニ關スル時機及内容ニ付テハ卑見上申セルモ兎ニ角本月二日「モロトフ」トノ間ニ正式話合ニ入りタル次第ニテ同日會談ノ模様ニ關シテハ拙電第八七九號ニテ御承知相成度シ、凡ソ此種交渉ニ付テハ之カ開始後不成立ニ陥ルカ如キコトアルニ於テハ却テ事態ノ惡化ヲ招ク虞アルコトハ當時上申ノ通りナル處本件交渉ノ内容及條件ニ付種々註文ヲ懷キ居ルモノト豫想セラルル蘇聯邦ヲ相手トスルモノナレハ其ノ前途一概ニ平坦ナリトハ斷シ得サルモ我方トシテハ此際小利ヲ去リ大利ニ就クヲ旨トシ大局の見地ヨリ速ニ本件交渉ヲ成立ニ導ク様施策スルコト肝要ナリト思考ス

(2) 然ル處茲兩三日ノ當國新聞ニ依レハ蘇側ニ於テハ新内閣ノ對蘇態度ニ對シ相當疑念ヲ懷キ居ルカ如キ節アリ右ハ猜疑心深キ蘇聯邦ノ常ナルモ現ニ往電第九八二號ノ如ク新陸相カ昭和十三年末發表セルニ正面作戦論迄蒸返シ居ル次第ナルニ依リ蘇側ノ斯ル先入主ヲ拂拭シ本件交渉ヲ促進スル爲ニハ此際新内閣ニ於テモ日蘇國交ノ根本的調整ヲ希望スルモノナル旨明白ニセラルルコト極メテ緊要ナル處第三國ニ

對スル帝國ノ地歩ヲ堅ムル關係ヨリスルモ本件交渉ノ成立ハ我對外政策上第一ノ緊要事ト思考スル儀ナルニ由リ御就任早々御多忙ノコトトハ存スルモ右ニ付急速御詮議相仰度シ尙結果何分ノ儀御回電ヲ請フ

178

昭和15年7月25日

在ソ連邦東郷大使より
松岡外務大臣宛(電報)

中立協定交渉の促進をわが方からソ連側に働

きかける必要性につき意見具申

モスクワ 7月25日後発

本省 7月26日後着

第一〇一九號(至急、館長符號抜、極秘)

歐洲戦局ノ歸趨ハ獨側ニ有利ニ展開スヘク我外交政策モ右情勢ヲ篤ト考慮ニ加フル要アルト共ニ政策ノ實施ニ關シテハ時機ヲ失セサルコト極メテ肝要ナルハ屢次稟申ノ通りニシテ且又獨蘇關係ハ「ヒットラー」最近ノ演說竝ニ同國要人ノ談話等ニ徴スルモ依然緊密ニシテ日蘇關係ノ調整力帝國ノ對獨關係調整又ハ強化ニ惡影響アルヘキ理由無ク兎ニ角日蘇間政治協定ノ締結ヲ以テ現下ノ國際政局ニ對處スル

我方第一ノ緊急事トスヘキハ拙電第九九九號後段ニ於テ指摘セル通りナルノミナラス一日モ是カ遷延ヲ許ササル情勢ニ在ルハ明瞭ナリ

然ル處本問題ニ關スル蘇側最近ノ氣持ハ曩ニ往電第九六七號ヲ以テ申進メタル通り我方政變ノ歸趨ヲ見送リタキ氣持アリシカ更ニ其ノ後電報ノ通り新内閣ノ對蘇方針ヲ確メタル後ニ其ノ態度ヲ決定セントスルモノノ如ク認メラルルニ依リ本件交渉促進ノ爲ニハ時ヲ移サス拙電第九九九號ノ趣旨ニ依リ我方ヨリ働掛ケ以テ急速妥結ニ導クコト諸般ノ情勢ニ照ラシ極メテ緊要ナリト思考ス

同電補足旁々電報ス

179 昭和十五年八月二日 在ソ連邦東郷大使より
松岡外務大臣宛(電報)

モロトフの外交演說要旨

別電 昭和十五年八月二日發在ソ連邦東郷大使より

松岡外務大臣宛第一〇六一号

右外交演說中日ソ關係に関する部分

第一〇六〇號

往電第一〇五九號ニ關シ

一日午後七時「モロトフ」ハ最高會議合同會議ニ於テ要旨左ノ如キ外交演說ヲ爲シタリ

第六回最高會議以來四箇月間ニ獨ノ優勢ナル攻撃ハ終ニ佛ヲモ屈服セシメタルカ未タ眞ニ和平成ルニ至ラス英ハ米ノ援助ヲ頼ミテ獨ノ和平提議ヲ退ケタルヲ以テ戰亂ハ益々擴大ノ惧アリ佛ハ戰備ノ不足ト蘇聯ニ對スル認識ノ不足等ニ依リ脆クモ破レタリ獨蘇關係ハ益々強固トナリ英佛ノ離間策モ效ナシ蓋シ兩者ノ友好關係ハ偶然ノ事情ニ依ルモノニアラスシテ双方ノ利害ニ依リテ結ハレ居レリ又伊トノ關係モ改善セラレ通商關係發達ノ可能性アリ蘇英關係ハ改善セラルルニ至ラス「ベツサラビヤ」及「バルト」三國ノ合併ハ之等諸地方ノ經濟、文化及安全ヲ強化スルト同時ニ蘇聯ヲ益々強大ナラシム芬蘭トノ關係ハ大體圓滿ニテ芬ハ「オランダ」ノ防備撤廢、蘇聯領事館(複數)ノ開設ニ應シタリ又諾威、瑞典、「ユーゴ」及希臘トノ關係モ正常ニ進ミ

モスクワ 8月2日後發
本省 8月2日夜着

居レリ土耳其及依蘭トノ間ニハ別段ノ變化ナキモ之ヲ通シテ外國ノ飛行機「バクー」及「バツーム」ヲ偵察シタル事例ニ鑑ミ南部國境ニ對シテモ監視ヲ嚴ニスル要アリ(茲ニテ別電第一〇六一號日蘇關係ニ觸レタリ)米國トノ關係ハ良好ナラス殊ニ「バルト」三國ヨリ蘇聯國立銀行ノ購入セラル金ヲ米國側ニテ抑留セル事件ニ付テハ嚴重抗議中ナリ支那トノ間ニハ不侵略條約ヨリ生ル友好關係アリ尙佛、白、蘭等ノ殲滅ノ結果植民地分割問題尖銳化シ日本ノ外米ノ帝國主義モ觸手ヲ動カシ居レリ斯クテ歐洲戰爭ハ世界動亂ニ擴大スル兆候アル處蘇聯ハ益々國防ヲ強化シ動員體制ヲ以テ之ニ處シ總ユル事態ニ備フルコトヲ要ス

(別電)

第一〇六一號

モスクワ 8月2日後発
本省 8月2日夜着

日蘇關係ハ最近若干正常化セリ殊ニ六月九日滿蒙紛争地國境確定成立セルカ本問題ハ解決延引シ日蘇及滿蒙間ノ國交調整ノ障碍ヲ爲シ居タルニモ鑑ミ特ニ意義アリ而シテ滿蒙

委員會ハ近日中ニ現地作業ヲ開始スルコトナレリ一般ニ日本政界ニハ蘇聯トノ國交改善ヲ望ム傾向認メラルル處右ハ利益ノ相互認識ト無意味ナル障碍ヲ除去スルコトニ依リ達成スルコトヲ得ヘシ日本新政府ノ政綱即チ新政治體制中ニハ尙不明瞭ナル點多々アリ南進政策ノ如キ新聞ニ喧傳セラレ居リ政界モ亦歐洲ノ動キニ鑑ミ南進ニ傾キ居ルモノノ如キカ之ニ付テモ不明ノ點アルコト尙其ノ蘇聯ニ對スル態度ニ同シ

180 昭和15年8月3日

在ソ連邦東郷大使より
松岡外務大臣宛(電報)

モロトフの外交演説を踏まえ中立協定交渉促進のための方針回示方請訓

第一〇七六號(至急、極秘、館長符號扱)

モスクワ 8月3日前発
本省 8月3日後着

往電第一〇六一號「モロトフ」ノ演説ヨリ見テ日蘇間政治協定問題ニ對スル蘇聯邦側ノ意嚮ハ往電第九六七號及第九九九號ヲ以テ申進メタル本使ノ觀側ヲ裏書スルモノニシテ

本件協定ニ興味ヲ感シ居ルコトニハ變化ナキモ其ノ回答ヲ爲スニ先立チ我新内閣ノ對蘇方針ヲ知ラントスルニアリ尙右演說ニ依ルモ蘇聯邦側ニ於テハ本件協定ニ付相當ノ註文ヲ有スルコト之亦明カナルニ依リ(此ノ間ノ事情ハ漁業交渉ヲ本件ト切離スノ方策ニ出ツルヲ可トスル旨稟申セル本年七月初旬ノ往電第八八〇號等御參照ヲ請フ)交渉開始ノ後モ相當ノ紆餘曲折ハ豫期スル要アルヘキモ既ニ「モロトフ」ノ演說ニ依リ日蘇間ニ何等此ノ種ノ話合アリトノ示唆ヲ受ケタル向ニ於テハ直ニ之ヲ問題化シ爲ス不測ノ障害ヲ見ストモ限ラレス兔ニ角此ノ際時日ヲ遷延スルコトハ面白カラスト存セラルルニ付貴方御方針ニ關シ概括的ノモノナリトモ至急御回示ヲ得度ク右重ネテ稟請ス

181 昭和15年8月5日

在ソ連邦東郷大使より
松岡外務大臣宛(電報)

モロトフとの会谈で中立協定案に対する回答
を督促について

モスクワ 8月5日前発

本省 8月6日夜着

第一〇八六號(館長符號抜)
貴電第六六一號ニ關シ

五日「モロトフ」ヲ往訪本使ヨリ七月二日會談ニ於ケル先方言明ヲ引用スルト共ニ遠カラス回答アル旨述ヘラレタルヲ以テ其ノ内ニモ御回答ニ接シ得ヘシト期待シ居タル次ナルカ我方新内閣ニ於テハ日蘇兩國カ大局の見地ヨリ各自ノ生存權ヲ尊重シ東亞ニ於ケル平和ヲ保持スルコトヲ希望シ過般話合ノ中立協定ノ急速締結ヲ希望シ右提案ニ對スル蘇聯邦側ノ的確ナル回答ヲ承知シ度キ旨申越セリ本問題ハ既ニ一箇月ヲ經過シ居ルニモ鑑ミ本日ハ御回答ヲ得ヘシト期待スト述ヘタルニ「モ」ハ貴使ノ提案ニ付テハ蘇聯邦政府ハ公正の態度ヲ以テ之ヲ審議スヘキ旨述ヘ置キタルカ御承知ノ通り政府ハ主トシテ蘇聯邦西部國境ニ關スル諸問題ニ忙殺セラレ審議遲延セルモ目下研究中ナレハ近ク具體的
回答乃至提案ヲ爲スコトナルヘシ自分ハ最高會議ニ於ケル外交演說中日本トノ關係ニ付テハ貴使ノ提案ニ直接觸レサリシモ之ニ考慮ヲ加ヘタル次第ナリ尙自分ハ右演說ニ於テ雙方カ國交改善ノ途上ニ横タハリ既ニ意義ヲ失ヘル若干ノ障碍ヲ除去スルノ要アルコトヲ認ムルニ於テハ雙方ノ利

益ノ互認ノ下ニ日蘇關係ノ改善ヲ實現シ得ヘシト述ヘタルカ
 他方日本新政府ノ政綱ハ當時吾人ニハ不明ナリシノミナラス對蘇政策モ不明瞭ナルモノアリシコト本問題ノ商議抄ヲサリシ一因ナリト述ヘタルヲ以テ本使ハ貴下ノ演說殊ニ日本ニ關スル部分ハ大ナル興味ヲ以テ聽取セルカ新内閣ノ蘇聯ニ對スル態度ハ唯今本使ノ述ヘタル所ニ依リ充分ニ御了解ノコトナルヘシ尙物事ニハ凡ヘテ時機アルニ依リ此ノ際ニ於テ本協定ノ成立ヲ見ルニアラサレハ終ニ時機ヲ失フヲ恐ル貴下ハ前回會談ニ於テ本問題ハ餘リ手間取ラサルヘシト述ヘラレタル次第ナルニ依リ此ノ際成ルヘク速ニ話ヲ進ムルコト然ルヘク大體何時頃御回答ヲ得ヘキヤ承知致度シト述ヘタルニ「モ」ハ唯今日時ヲ明示シ得サルモ近日中ニ回答致スヘシトテ重ネテ日本新内閣ノ對蘇態度不明ナリシ爲本件審議遲レタルコトヲ述フルト共ニ貴使ノ言明ニ依リ新政府ノ方針モ承知セリ尙本件促進方ニ關スル貴使ノ御希望ハ蘇政府ニ於テハ充分考慮ニ加ヘ回答ヲ促進スル様説クヘキ旨約セリ

182

昭和15年8月16日

在ソ連邦東郷大使より
 松岡外務大臣宛(電報)

中立協定案に対するソ連側回答につきモロト

フと会談について

別電

昭和十五年八月十六日發在ソ連邦東郷大使より

り松岡外務大臣宛第一一三九号

右回答

モスクワ 8月16日前發

本省 8月16日後着

第一一三八號(館長符號扱)

十四日午後九時求メニ依リ「モロトフ」ヲ往訪セル處「モ」ハ曩ニ貴使ヨリ申出ラレタル日蘇中立協定ニ付蘇政府ノ回答ヲ爲スヘキ處コト重大ナレハ書物トシテ用意セリト述ヘ客年八月ノ蘇獨不侵略協定ニ於テ當時兩國間ノ話合ノ成立ハ困難視サレタルニモ拘ラス急速妥結ヲ見タル例モアリ日蘇双方ニ於テ熱意ヲ有スルニ於テハ本協定モ成立セシメ得ヘシト語り別電ノ如キ長文ノ書物(露文寫本十五日發滿洲經由歸朝ノ法眼官補ニ携行セシム)ヲ讀ミ上ケタリ依テ本使ハ本協定ニ對スル蘇政府ノ詳細ナル見解ヲ茲ニ承

知セルカ相互ノ見解一致セル點モアレハ喰違ヘル點モアリ或點ニ付テハ我方トシテハ不満足ナリト言ハサルヲ得サルモ本日ハ成ルヘク論議ヲ差控ヘ貴方回答中不明瞭ノ點ニ付テ説明ヲ求ムルコトト致度トテ

(一)我方カ北京條約ヲ兩國今後ノ關係ノ基礎トシテ存續セシムヘキ旨提議セルカ如ク説述セラレタルモ斯ル解釋ハ正シカラス同條約ハ現ニ效力ヲ有シ居リ之カ存續ヲ云爲スヘキ筋合ニアラス又「ポーツマス」條約ヲ引用シテ滿洲ノ諸問題ニ迄觸レラレタルモ貴方ノ引用セラレタル條項ハ既ニ終了シタル事實トナレルモノニテ今日ニ於テハ論議ノ題目トナリ得サルモノナリ兩國ノ國交ヲ調整セントスル此ノ機ニ及ヒ「ポーツマス」條約違反云々ヲ持出サルルハ不可解ナリ蘇側ハ滿洲ニ付テ何カ求メントスルモノナリヤ今少シク明瞭ニセラレタシト述ヘタルニ

〔モ〕⁽²⁾ハ日本側提案ノ北京條約ヲ兩國關係ノ基礎ト爲ス點ニ付テハ「ポ」條約カ滿洲ニ於ケル日本ノ行動ニ依リ完全ナル效力ヲ有セサルニ至レルコト竝ニ北京條約以來日蘇關係ニハ重大ナル變化アリタルコト等ヲ述ヘ要領ヲ得サリシヲ以テ本使ハ「ポ」條約中何レノ條項カ現ニ效

力ヲ存スルヤハ明瞭ナリト釘ヲ打チタル上

(二)北樺太利權ニ付詳細ナル陳述アリタルモ右ハ殆ト總テ誤解ニ基クモノナリト言ハサルヲ得ス利權カ採掘採掘共ニ充分ノ成績ヲ擧ケ得サリシハ當業者ニ於テ氣力ナキカ又熱意ナキニ基因スルニアラス主トシテ勞働力ノ不足ニ基クモノニシテ右ハ蘇側ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依ルモノナリ又勞働法規等ノ問題ニ付テハ蘇側ハ北京條約ニ於テ利權カ收益の經營ヲ可能ナラシムルコトヲ約セルヲ無視シ得サルヘシ利權事業カ兎角兩國紛争ノ原因ヲ爲シ居ルコトニ付テハ遺憾乍ラ之ヲ認メサルヲ得サルモ冷靜ニ之ヲ検討セハ原因ノ大部分ハ蘇側ニアルコトヲ認メラルルナラン蘇側トシテハ新經濟政策時代迄ニ許與セル利權ノ全部ヲ回收セル今日現存セル我利權ニ付テモ之ヲ清算セントスルモノナルヘキモ我方利權企業ヲ絶滅セシメントスルカ如キ態度ニ出テス寧ろ經營ヲ圓滑ナラシムルコト兩國關係改善ニ資スルモノナリト思考スル處貴見如何ト述ヘタルニ

〔モ〕⁽³⁾ハ北京條約以來日蘇双方ノ地位ニハ大ナル變化アリ殊ニ蘇聯邦ノ極東ニ於ケル變化見ルヘキモノアリ蘇側

ノ提議セル所ハ此ノ現状ニ即スルト共ニ兩國關係ノ正常化ニ資セントスルモノナリト言ヒ明答ヲ避ケタリ依テ本使ハ遺憾乍ラ貴下ノ述ヘラレタル所ハ兩國國交改善ノ趣旨ニ合致セス日本政府ニ於テモ大ナル不滿ヲ以テ向フヘシト述ヘタル上第三問トシテ

(三) 貴方回答ニ依レハ我方提案ハ第一條第一項ニ付テハ二個ノ修正ヲ加ヘタル上之ヲ受諾スルノ外他ノ部分ニ付テハ同意ナル趣ナルカ右ノ外七月二日ノ會談ニ於テ支那問題ニ付「ベツサラビア」ノ先例ニ依リ蔣政權援助打切ノ通告方希望シ置キタルカ之ニ付テモ御同意ナルヤ否ヤ又中立協定ニ付蘇側ヨリ提案セララルル所ハ之ニテ盡サレ居ルヤト問ヒタルニ「モ」ハ書物ノ最後ニ述ヘタル通り蘇側トシテハ本協定締結ニ依リ蘇側カ失フヘキ所ニ對シ日本カ如何ナル代償ヲ與フヘキヤ又少クトモ其ノ損失ヲ鮮カラシムル爲如何ナル措置ヲ執ルヘキヤニ付貴使ノ説明ヲ得度ク日本ノ態度如何ニ依リテ中立協定ト關聯スル諸問題解決セラルヘク日支關係ニ關スル話合即チ蘇聯邦ノ對支軍事援助ニ於テモ話合出來得ヘシト考ヘ居レリト述ヘタルニ對シ

本使⁽⁴⁾ハ貴下ノ回答ハ明瞭ヲ缺クハ遺憾ナリト前提シ蘇側ハ日本ノミカ絶大ナル利益ヲ享ケ蘇側ハ却テ損失ヲ蒙ルカ如ク斷シ居ルモ日蘇ノ如キ強國カ平和關係ヲ維持シ互ニ領土權ヲ尊重スルコトヲ約シ戰爭無カルヘキヲ明カニスルハ相互ニ利益ナルコト明白ナルノミナラス第三國ヨリ侵略ヲ受クル場合之ヲ援助セサルコトヲ約スルニ依リ受クル一般の利益モ双方始ト匹敵スヘシ日蘇共ニ非交戰國ナル地位ニ付テハ同様ニシテ日本カ南方ニ於テ積極的行動ニ出ツル場合北方ヲ固ムルノ利益ハ考ヘラレサルニ非サルモ日本カ支那佛印乃至蘭印ニ於テ望ムハ領土ニアラス日本ノ一般の利益ノ確立ニシテ相手國ニ於テ之同意スルニ於テハ戰爭ヲ避ケ得ル次第ニテ此ノ點亦蘇聯邦ノ行動ト同様ナリ尙若シ東亞ノミニニ付テ考慮スルトセハ或ハ本協定ニ依リ日本ノ受クル利益ハヨリ大ナルヤモ知レサルモ歐洲、近東及米等トノ關係ヲモ考慮スルトキハ蘇聯邦カ本協定ニ依リ受クル利益大ニシテ此ノ點互ニ相匹敵スルモノト言ヒ得ヘシ貴下ハ極東ノミヲ見テ歐洲、近東及米トノ關係ヲ考慮セラレサリシニアラスヤト反問セサルヲ得スト述ヘタルニ

「モ」ハ遺憾乍ラ貴使ノ所言ニハ同意シ得ス歐洲(東南歐
洲ヲ含メ)及近東等ノ問題ニ付テハ獨蘇ノ關係ヲ想起セ
サルヘカラス之ハ御承知ノ通り單ナル不侵略關係ニアラ
スシテ幾多ノ具體的問題即チ波蘭「ベツサラビア」「ブ
コブイナ」「バルト」等ノ問題ノ解決ニ役立ち又勿論芬
蘭問題ノ解決ニモ役立ツヘシ而シテ獨蘇ノ關係ハ日蘇中
立協定ノ締結ニ依リ何等變化スル所無カルヘシ尙極東ニ
於テモ蘇聯邦ハ非戰鬪國ナルカ日本ハ然ラス從テ日本ハ
中立協約ニ依リ蘇聯邦ヨリハ更ニ大ナル利益ヲ受クルモ
ノナルニ依リ蘇聯邦トシテハ日本ヨリ代償ヲ得ルニアラ
サレハ日本ノ提案ヲ受理シ得サル旨ヲ述ヘ蘇側ノ提案ヲ
充分研究セラルレハ日本政府モ貴使モ蘇政府ノ意アル所
ヲ了解セラルヘシト述ヘタリ仍テ本使ヨリ先方ノ説明等
ニ付テハ更ニ考究スヘキモ日本ニ於テハ新聞等ニ依リ御
承知ナランモ此ノ種政治協定ハ寧ロ蘇聯邦ニ對シ大ナル
利益ヲ與フルト考フル向キ鮮カラス又自分トシテハ本協
定ニ依リ日蘇ノ利益スル所ハ相等シトスルコト説明セル
通りナルナレハ貴下ニ於テモ自分ノ述ヘタル所ニ付篤ト
考慮ヲ加ヘラレタシ

尙又貴下ノ説明ニ付テハ詳細研究ノ上更ニ質問スルコト
アルヘシト述ヘタル處「モ」ハ獨蘇條約ハ双方ニ於テ利
益ヲ互認シタル結果成立シタルモノナルカ結果ニ於テハ
蘇聯邦ノ得ル所大ナリシハ勿論ナリ而シテ兩國關係ハ現
ニ圓滿ニ發展シ居リ將來性ヲ備フ之ハ日蘇間ニモ望ミ得
ヘキ所ナリト考フル處特ニ蘇聯邦ノ太平洋國タルコト竝
ニ蘇聯邦ト他ノ太平洋ニ關心ヲ有スル諸國トノ關係ヲ考
慮スル要アリト述ヘタリ依テ本使ハ蘇聯邦カ太平洋ニ關
係アルコトハ了解シ得ルモ蘇聯邦艦隊ヨリ言ヘハ極東及
西比利亞ヨリモ歐露ノ方重要ナリト言フモ誤ニアラサル
ヘシ又獨蘇關係カ其ノ後圓滿ニ運ハレ居ルコトハ充分認
ムル所ナルカ兩國ノ關係モ第三國ヲ以テスル取引ニ依リ
テ寧ロ強固トナルモノニシテ日蘇間ニ在リテモ大局の見
地ヨリスレハ双方ノ利益合致スル所鮮カラサルヘキハ注
意スヘキコトナリ兎ニ角双方ニ於テ充分再考スルコトト
致度キ旨述ヘタルニ「モ」之ヲ首肯シ午前一時半辭去セ
リ

(別電)

第一一三九號(館長符號扱)

モスクワ 8月16日前發
本省 8月16日後着

(1) 七月二日東郷大使ハ日本政府ノ名ニ於テ「モロトフ」人民委員ニ對シ蘇聯邦及日本國間ニ左ノ三條ヨリ成ル中立協定ノ締結ヲ提議セリ

(一) 兩締約國ハ一九二五年ノ蘇聯邦日本國間基本條約力兩國々交ノ基礎ヲ爲スモノナルコトヲ確認ス

兩締約國ハ平和及友好ノ關係ヲ維持シ相互ニ領土權ヲ尊重スヘキコトヲ聲明ス

(二) 締約國ノ一方カ其ノ平和的態度ニ拘ラス第三國ヨリ攻撃セラルルトキハ締約國ノ他方ハ紛争ノ繼續中中立ヲ維持スヘシ

(三) 本協定ハ五年ノ有効期間ヲ有スヘシ

「ソヴイエト」政府ハ七月二日「モロトフ」人民委員ヨリ東郷大使ニ言明セル通り此ノ際日本ノ利益ノミナラス蘇聯邦ノ利益モ考慮セラルルニ於テハ日本政府ノ提議セル蘇聯邦日本國間中立協定ノ思想ニ肯定的態度ヲ以テスヘキコトヲ確認ス

蘇政府ハ日本政府ノ提議セラレタル協定ハ其ノ内容ヨリ明カナル通り中立條約ニ止ラス實質上不侵略並ニ敵對「コアリシヨン」不參加條約ナルヘシトノ意味ヲ以テ了解ス同時ニ蘇政府ハ今猶解決ヲ見スシテ現ニ國交改善ノ重大ナル障礙トナリ又今後モ障礙トナルヘキ若干ノ重要問題ヲ調整スルコトハ兩國ノ爲殊ニ中立協定ノ爲必要ナルヘキ旨ヲ聲明スルノ要アリト認ム

(2) 日本政府ハ東郷大使ノ提議セル協定案第一條ニ於テ兩國間今後ノ關係ノ基礎トシテ一九二五年ノ蘇聯邦日本國間基本條約ヲ存續セシムヘキコトヲ提議セリ

周知ノ通り前記條約ハ「ポーツマス」條約ノ效力ヲ存續セシメ居レリ依テ同條約第三條第二項^(ニ)モ效力ヲ存スヘキ處同條ニ曰ク(同條第一項一ノ條文ヲ掲ケ)

又「ポーツマス」條約第三條追加約款ニ曰ク(追加約款第一ノ第一項及第三項全般ヲ記載ス)

斯クテ「ポーツマス」條約ニ從ヘハ日露兩國軍隊ハ少數ノ鐵道守備兵ノ外滿洲ニハ全く存在スヘカラサルコトトナルヘシ

然ルニ日本ハ滿洲ニ五十萬ニ達スル自國軍隊ヲ入レ且滿

洲ノ領土ヲ完全ニ占領シ一方の行爲ヲ以テ「ポーツマス」條約前記一箇條ヲ侵犯セリ

右ノ外前記「ポーツマス」條約第三條ニ依レハ露西亞國及日本國ハ左ノコトヲ約シタリ(同條第一項ノ二ヲ掲ク)日本ハ右「ポーツマス」條約第三條ニ違反シテ滿洲ヲ占領シ滿洲ヲ支那ヨリ分離セシメ支那ノ滿洲ニ對スル主權ヲ停止セシムルカ如キ措置ヲ執リタリ

日本カ自ラ負ヘル義務ノ一方の放棄ニ依リ犯セル他ノ幾多ノ違反ハ別トスルモ前記日本ノ犯セル「ポーツマス」條約ノ重大ナル違反ハ同條約カ完全ナル效力ヲ有スルモノト看做シ得サルカ如キ全ク新シキ事態ヲ生セシメタリ仍テ唯右ノ事態ニ關聯アル總テノ問題ヲ特ニ審議スルコトニ依リテノミ「ポーツマス」條約カ如何ナル範圍内ニ於テ效力ヲ保全シ得ヘキヤヲ決定シ得ヘシ

蘇聯邦日本國間基本條約ハ猶又他ノ或部分ニ於テ明カニ時代遅レトナリタルニ依リ中立協定ノ基礎トナリ得サルヘシ例ヘハ同條約第六條ニハ日本人ニ對スル利權ノ許與ヲ規定シ居レル處北樺太ニ於ケル是等利權ノ生存力無キコトハ過去ノ諸事實ニ見ル通り現在ニテハ全ク明白トナ

レリ即チ

(イ)石炭利權當業者ハ既ニ一九二五年北樺太ニ於テ探[○]。及採炭ノ爲「マーチ」、「ウラヂミロフカ」、「ドウエ」ノ三地區ヲ蘇政府ヨリ貸付ケラレタルモ事實上「ドウエ」鑛區ヲ經營セルノミ而モ之トテ一九三七年秋以來休業ノ狀態ナリ「マーチ」及「ウラヂミロフカ」ニ在ル他ノ二鑛區ハ放任ノ儘ニテ利權當業者ハ今日ニ至ル迄其ノ經營ニ着手スルニ至ラス斯クテ最近三年間ニ亘リ北樺太ニ於ケル石炭利權企業ハ全ク休業狀態ニアリ

(ロ)石油利權當業者ハ之ニ許與セラレタル地域ノ大部分ニ亘リ試掘、採油ノ何レノ作業ヲモ行ヒ居ラス石油ノ採取ハ「オハ」及「カタングリ」ノ兩鑛區ノミニ集中セラレ其ノ一九三九―四〇年度ニ於ケル採油量ハ僅ニ九萬四千噸ニ過キス而シテ諸般ノ資料ニ依リ判斷スルニ將來ニ於テモ利權企業ノ採油量ハ増加スルモノトハ考ヘラレス加之蘇政府ノ利權當業者ニ與ヘタル石油試掘權ハ當初一〇年ニシテ其ノ後五年延長セラレタルモノナルカ一九四一年十二月十四日期限滿了スヘキヲ考慮ニ入ルルトキハ石油利權亦今後發展ノ見込無カルヘシ

社會主義國家ノ勤勞的國民ノ利益ヲ基本トスル蘇聯邦ノ現行ノ工場、勞働其ノ他ノ法規ハ利權當業者自ラ承認スルカ如ク彼等ノ事業カ蘇聯ノ總テノ國民經濟トハ異レル法規ニ基クモノナルニ依リ重荷タルノミナラス負擔ニ耐エサルモノナル事態ニ特ニ注意ヲ爲ス要アリ

上述セル所ニ依リ經濟的利益甚ク疑ハシキ在北樺太日本石油、石炭利權ハ利權當業者等ト關係蘇聯機關間ノミナラス兩國政府間ノ不斷ノ紛争及摩擦ノ種トナリツツアルノミニテ之ハ日蘇兩國ノ爲ニナラサルコト明白ナリ依テ蘇聯政府ハ是等利權ノ生存力ナキニ鑑ミ利權當業者カ爲シタル投資ニ對シ公正ナル補償ヲ爲スコトヲ條件トシテ北樺太ニ於ケル石炭及石油ノ兩利權ヲ解消スヘキモノナリト認ム蘇聯政府ハ之ニ關聯シ日本政府カ或ル數量ノ石油ヲ失フヘキヲ考慮シ五年間普通ノ條件ニ依リ樺太產油ヲ供給スヘキコトヲ日本政府ニ保障シ得ヘシ日本政府ニ供給セラルヘキ石油年額ハ最近二年間ノ利權企業ニ於ケル平均年採油量ニ均シカルヘク即チ約十萬噸トスヘシ

(6) 上述ノ理由ニ依リ蘇聯政府ハ本年七月二日東郷大使提出協定案第一條第一項即チ「ポーツマス」條約ヲ以テ日蘇

關係ノ基礎ト爲ス北京條約ノ確認ヲ規定セル日本政府ノ提案ニ付テハ留保ヲ爲サスシテ之ヲ日蘇間ノ基礎トシテ受諾スルコトヲ得ス同時ニ蘇聯政府ハ前記日本案第一條二項ニ示サレタル日本政府ノ提議即チ兩締約國ハ平和友好ノ關係ヲ維持シ相互ニ領土權ヲ尊重スヘシトノ點ニ付テハ全ク同意ナルコトヲ聲明ス

尙蘇聯政府ハ中立協定日本案第二條及第三條ニ示サレタル日本政府ノ提議ヲ受諾スルノ用意アリ

二、「ポーツマス」條約竝ニ一九二五年ノ條約ニハ共ニ重要ナル修正ヲ加フル要アリトノ事實ヲ認識スルコトハ現在ニテハ全ク當然ノコトトナレリ殊ニ極東ノ情勢ニ生シタル變更ヲ充分ニ考慮シ又日蘇關係正常化ヲ念トスルニ於テハ更ニ然ルヘシ

(7) 上述ノ外中立條約ノ締結ニ際シテハ更ニ重要ナル一ノ事情ヲ考慮スルノ要アリ即チ日蘇中立條約ハ日本ニ對シ最大ノ利益ヲ與ヘ其ノ南方ニ對シ積極的行動ヲ進展セシムル爲北方ニ於ケル日本ノ地位ヲ改善セシムルニ反シ蘇聯邦ハ僅カノ利益ヲ得ルノミニテ非交戰國タル蘇聯ニ執リテハ他ノ諸國トノ關係ニ於テ新タニ複雑ナル問題生スヘシ即チ蘇聯邦

ハ日本ト中立條約ヲ締結スルコトニ依リ或程度ニ支那並ニ太平洋及南洋ニ於テ重大ナル關心ヲ有スル諸國トノ關係ノ悪化ニ付危險ヲ負擔スヘク從テ蘇聯邦ハ重大ナル損失ヲ蒙ルコトアルヘク而モ右ハ經濟上ノ損失ノミニ止マラサルヘシ然ルニ日本政府ハ日蘇間ニ中立條約ヲ締結ヲ提議スルニ當リ蘇ノ重大ナル利害ニ牴觸スル右ノ事情ニ考慮ヲ拂フ所無キ處蘇聯邦ノ平和政策ハ常ニ蘇聯ト隣接スル諸國ノ利害ヲモ考慮シ居レリ

仍テ蘇政府トシテハ日本トノ間ニ中立協定ヲ締結スルニ先立チ蘇聯邦カ日蘇間中立協定ノ締結ニ依リ蒙ルコトアルヘキ損失ヲ最少ナラシムル爲ノ措置ニ關シ日本政府カ如何ナル態度ヲ持スルヤニ付日本政府ヨリ説明ヲ得度シト考フル次第ナリ

一九四〇年八月十四日

183

昭和15年8月18日

在ソ連邦東郷大使より
松岡外務大臣宛(電報)

中立協定案に対するソ連側回答への対処方針

につき意見具申

モスクワ 8月18日前発
本省 8月18日後着
第一一五〇號(至急、極秘、館長符號扱)
往電第一一三八號ニ關シ

蘇側今次ノ出方ハ大體往電第八四二號中ニ豫想セル通り各種ノ注文ヲ持出シ來リタルト共ニ我方ノ南方政策喧傳セラルル際トテ中立協定ヲ高價ニ評價シ之ニ對スル代償ヲ得ントスルモノナリ即チ對案ノ前半ニ於テハ主トシテ我方カ北京條約ノ再確認ヲ求メタルニ乘シ「ポーツマス」條約ニ對スル所謂侵犯及北京條約ニ於ケル利權條項ヲ取上ケ兩條約共之ヲ現下ノ事態ニ副ハサル點アリトテ其ノ改定方ヲ申出テタルモノナルカ蘇側カ北樺太利權ニ付テハ近時頓ニ昂騰シツツアル國權回復ノ念ニ驅ラレ居ルコト明瞭ニシテ其ノ目的達成ノ底意ニハ相當根強キモノアリト觀測セラル尙又蘇側ニ於テハ侵略規定及反對「コアリシヨン」不參加條項ノ挿入ヲ希望スルヤモ知レス但シ蔣政權ニ對スル援助打切りニ付テハ或ハ文書ヲ以テシテハ困難ナルヘキモ何等カノ方法ニ依リ我方ニ満足ヲ與ヘントノ氣持ハ看取セラレタリ次ニ蘇側ハ對案ノ後半ニ於テ中立協定ノ締結カ我方ヲ利

スルコト蘇側ニ比シ遙カニ大ナルノミナラス蘇聯ハ右締結ノ爲英米支等トノ關係圓滑ヲ缺クニ至ルヘキニ付自己ノ損失ヲ最少限度ニ止ムル爲我方ヨリ所謂代償ノ提供ヲ求メントスルノ意嚮ヲ表示セルモ右代償ノ目的物トシテ何物ヲ考慮シ居ルヤハ言明ヲ避ケ居ル次第ナリ

右蘇側ノ對案ニ付詳細ニ亘リ先方ノ意嚮ヲ質スニ於テハ蘇側ヲシテ期待ヲ強カラシムル惧モアリタルニ依リ餘リニ深入リスルヲ避ケ一應全般ノ二先方ノ主張ヲ反駁シ其ノ反省ヲ促スニ止メタル次第ニテ「モロトフ」ニ於テモ説明ニ當リ慎重ナル態度ヲ持シ居リタル爲充分其ノ包懷スル所ヲ突止メ得サリシ點鮮カラサリシ儀ナルカ是等ニ付テハ其ノ内適當ナル機會アラハ「モ」ニ對シ詳細ナル説明ヲ求ムル所存ナルカ成ルヘクハ其ノ以前ニ全般ノ外交施策進捗ノ關係ヨリシテ本件問題ヲ檢討セラレ大體ノ御意嚮ナリトモ御回示ニ接シ得レハ好都合ニ存セラレ

尙本件ニ關スル方針御決定ニ際シ考慮スヘキモノノ一端トシテ左ノ通り卑見上申ス

一、我方カ平明ニ不侵略條約ノ觀念ヨリ出發セシテ劈頭北京條約ノ再確認ヲ求メタル結果國權回復ニ熱心ナル蘇側

ニ對シ「ポーツマス」及北京兩條約改定ヲ持出スノ好機會ヲ與ヘタルノ嫌ヒアリ右ニ對シテハ我方提案第一(條)ノ第一項即チ北京條約ノ再確認ヲ削除シ第二項ノミニ止ムルコトトシ先方ノ兩條約改定ニ關スル企圖ヲ斷念セシムル様説得ニ努ムルコト一方法ナルヘキモ既ニ我方ヨリ問題ヲ茲迄押進メタル關係モアリ更ニ蘇側ニ於テハ國權回復ヲ熱望スルモノナレハ本問題ハ何時カハ提起セラルヘキモノト觀ルヲ至當トスヘク旁々右ノ方法ハ一寸成功ノ見込無シト言ハサルヲ得ス

二、⁽³⁾本件蘇側ノ要求ハ前述ノ通り猶空漠タル點モアリ其ノ全貌ヲ極メ難キ所モアリ更ニ又其ノ内ニハ幾分ノ駈引モ包含シ居ルモノト推量セラルルモ蘇側近來ノ遣口ハ其ノ一旦主張シタル所ハ容易ニ之ヲ翻ヘササルヲ例トスルニ依リ少クトモ或ル程度ノ實益ヲ與フルニ非レハ妥結困難ナリト認メララルニ付此ノ點亦慎重考慮ノ要アリト存セラ

ル

而シテ我方ニ於テ如何ナル條件ヲ以テスルモ本件ヲ取纏ムル必要アリヤハ主トシテ帝國カ大東亞政策遂行ノ爲第三國ト如何ナル程度ノ抗爭ヲ覺悟スヘキヤノ問題ト關聯

シ全般の國策ト睨合セ決定セラルヘキモノナル處蘇側トシテハ前記ノ通り條件ヲ附シタルモ帝國トノ間ニ不侵略關係ヲ希望シ又第三國不援助ヲ約スルニ傾キ居ルコトハ之レ迄ノ交渉ニ依リ判明セル次第ナレハ我方ニ於テ支那事變ノ解決ニ充分ノ目處ヲ有シ且ツ南方發展ニ際シ米國トノ間ニ衝突ノ危險ナシ(此ノ點ニ付テハ米國カ銳意努力中ナル軍備擴張完成後ノ對日態度ヲモ考慮ニ加フル必要アリ)トノ御見込ナルニ於テハ蘇聯トノ間ニハ特ニ協定スルコトモナク現在ノ通り不脅威不侵略ノ態勢ヲ以テ進ムコト亦一方法ナリト考ヘラレサルニアラス但シ此ノ場合ニハ兩國間ノ懸案解決ハ甚タ困難トナリ北洋漁業及北樺太利權ニ對シ強度ノ壓迫力加ハルニ至ルハ豫測ニ難カラサルノミナラス第三ニハ極東ヲ目標トスル米蘇接近ノ惧レモ充分ニ覺悟スヘキ必要アリ

三、⁽⁴⁾之ニ反シ帝國ニシテ南洋ニ對シ積極の態度ニ出テ已ムヲ得サル場合ニハ武力的行動モ致方無シトノ決意ヲ有セラルルニ於テハ獨力客秋沿「バルト」諸國ニ有シタル政治的地歩ヲ放棄シ西歐及北歐ニ進出スルニ至レル故智^(俄カ)ニ倣ヒ小利ヲ去リ大利ニ就クノ方策ニ出テ本件政治協定ノ

成立ヲ圖ルヘキハ帝國ノ大計[○]。上寧口必要事ト存セラル其ノ場合蘇側ニ於テ滿洲ノ駐兵量制限ニ付協定ヲ希望シ來ル場合ニハ極東蘇領ニ於ケル駐兵量制限ニ誘導スルコト然ルヘシ他方北樺太利權回收ニ關スル蘇側希望ノ大ナルヘキハ前述ノ通りニテ何ノ途大ナル事態ノ變化ナキ限リ右利權ノ満足ナル經營ノ爲ニハ常ニ武力行使ノ覺悟ヲ持スル必要アル儀ナルニ付政府ノ負擔ト會社ノ實績ヨリ考查ヲ加ヘ此ノ際暫ク歴史的感情ヲ去リ實際ニ即スル方策ニ出ツルコトモ考究ノ餘地ナキニアラサルヘシ

更ニ又反對國家群不參加條項ノ如キハ中立條項ノ精神ヲ徹底セシムルニ於テハ當然ノ歸結ナルコト一般ニ首肯セラルル所ナルニ依リ此ノ點再審議ノ餘地アリト思考ス

184

昭和15年9月25日

日ソ國交調整方針に関する外務省内打合せ要旨

日蘇國交調整方針ニ關スル打合要旨

昭和十五年九月二十五日

出席者 建川大使、西公使、大橋次官、安東參事官

185 昭和十五年10月3日

日ソ國交調整要綱案に関する外務・陸軍・海

軍三省の意見交換記録

付記 昭和十五年十月二日、外務省作成

「日蘇國交調整案ニ關スル説明」

日「ソ」國交調整要綱案ニ對スル意見交換記録

昭和十五年十月三日

出席者 外務省 成田歐一課長心得

柿坪事務官

一、日「ソ」國交調整ニ關シ獨逸側ヲ仲介セシムルコトニ付獨逸側ノ熱度及獨逸側ノ心附キ又ハ要望等大臣ヨリ「スターマー」ニ打診アリ度事

二、日支基本條約第三條案文ハ防共ヲ看板トシ居リ日「ソ」

國交調整上障害トナルヲ以テ適當ニ變更スルコト

三、既存ノ日獨伊防共協定ハ形式上適當ナル廢棄措置ヲ講シ

右「ソ」側ニ通告スルコト

同時ニ國內的防共措置ハ之ヲ強化スルコト



陸軍 高山中佐

二宮中佐

海軍 芝^(飛)中佐

成田ヨリ三國同盟ノ運用ニ關シ三省幹部間ニ協議行ハレタル結果支那事變ノ處理ヲ促進スル事カ當面ノ急務ニシテ之カ爲ニハ至急日「ソ」國交ヲ調整スル必要アリト云フニ意見一致シ外務省ニ於テ日「ソ」國交調整案ヲ作成スル事トナリ東亞局長ヲ中心トシテ別添ノ如キ案^(見當ラズ)作成セラレタルヲ以テ右ニ關シ「ソ」聯關係事務當局間ノ意見ヲ交換シ度シト述べ逐條審議ニ入ル

第一、方針ニ付テハ格別ノ意見無シ

第二、要綱

一、ニ付、成田ヨリ「ポ」條約及基本條約ヲ離ルル云々

トハ兩條約ヲ廢棄スルノ意ニ非ズシテ兩條約ノ思想ヲ

離レ新ナル構想ノ下ニ國交調整ヲ行フノ趣旨ト解スヘ

キナリト述フ

二、ニ付、高山中佐ノ日「ソ」國交調整ノ效果ヲ收ムル爲

ニハ各ケノ政治的經濟時間問題ニ關スル商議ノ如キハ

後廻シトシ取敢エズ不侵略條約丈ヲ大急ギテ作上ケル

事必要ナリ之カ爲ニハ三、(イ)(ロ)(ハ)位ノ簡單ナモノトスル方可ナラン(ニ)ノ如キハ面倒臭キ議論ヲ惹起シテ條約ノ成立ヲ遲ラシムル惧アリ

成田、不侵略條約丈取敢エズ結び得レバ結構ナルカ「ソ」側ハ過般ノ中立條約交渉ノ際ノ如ク各種懸案ノ解決ニ關スル日本側ノ肚ヲ承知セザル限り不侵略條約ノミノ先決ニハ同意セザルニ非スヤ、又(ニ)ニ付テハ日「ソ」間ニ原則的ニ意見一致シ居ルヲ以テ議論ノ生スル惧ナカルヘク殊ニ國境紛争ハ日「ソ」衝突ノ□^(ニ)ナルモノトシテ外國ニモ宣傳セラルルヲ以テ(ニ)ノ規定ハ日「ソ」間不和ノ重要原因ヲ除去スルコトトナリ國交調整セラレタリトノ印象ヲ強クスル效果アルヲ以テ存置スルヲ可トス

芝中佐、^(榮)(ニ)ハ存置シテモ可ナルモ^(ホ)ハ當然ノコトナレハ不必要ナリト思フ又本不侵略條約ノ結果兩國ノ接近カ行過キテ共產宣傳等行ハルル余地ヲ生シテハ不可ナル故條約中ニ宣傳禁止條項ヲ設クル必要アリト述フ協議ノ結果不侵略條約ヲ取敢エス締結シ條約中ニ「政治經濟問題調整ノ爲速ニ商議ヲ開始ス」ノ一項ヲ設ケ

テ右ニ基キ三以下ノ各問題ニ付後ニ交渉スルコトトシ宣傳禁止ノ目的ヲ以テ六、ヲ不侵略條約ノ一項トシテ挿入シ(ハ)存置スルコトトナル

三、ニ付高山中佐、(イ)ハ出來ル丈後廻シニ交渉スルコトトシ日本ガ南洋へ進出スル態勢力定マレバ利權ヲ返却シ「ソ」聯ヨリ一定量ノ油ヲ買フト云フ事ニシテ良シト思フ(ロ)ノ北樺太買収云々ハ實現性乏シキ故當初ノ案通リトシタシ

成田、石油利權確保ノ必要性殊ニ燃料局ノ強キ希望ヲ述フ(ロ)ヲ當初ノ案ニ返スコトニ一同異議ナシ(ハ)(ニ)ニ付テハ異存無シ

四、ニ付、高山中佐、芝中佐、^(榮)滿洲ハ別ニ承認ヲ頼ム必要無ク「ソ」聯ハ西歐ノ事態ニ付テハ日本カラ承認シテ貰フ必要無キヲ以テ本項ハ當方ヨリ提出セス先方ヨリ提案アリタル場合考慮スル程度トシテハ如何

成田、滿洲國ハ何人モ否定シ得ザル既成事實ナルモ「ソ」聯ノ行ヘル處ハ未ダ根底確立セザルヲ以テ日本ガ之ヲ認ムル事ニ意義アルヘシ

柴中佐、獨逸ガ認ムルナラバ意義アラン、獨逸カ認ム

ルコトヲ日本ガ斡旋スルナラ意味アラシ

五、二付、高山中佐ハ「ソ」聯ハ援蔣中止ヲ聲明スル處迄行カザルベキヲ以テ寧ロ本項廢止ニ如カズトノ意見ヲ述ヘタルモ結局本項ハ七、ノ諒解事項中ニ加フル方可ナリト云フコトトナル

六、ハ前述ノ通不侵略條約中ノ一項トス

七、(イ)ニ付異見無シ、(ロ)ニ付テハ佛印、蘭印、又「アフガニスタン」波斯等ハ大東亞共榮圈及中央「アジア」地方ノ語ヲ用フル方妥當ナリトノ意見出ツ而シテ「ソ」

聯ハ「アフガン」波斯ヘノ進出ニ付テハ日本ノミノ容認アルモ些シテ之ヲ多トセザルヘク、日獨伊三國ノ容認アレバ其ノ意義著シク重要トナル故本項ニ付テハ特ニ獨伊ノ協力ヲ求ムヘキナリトノ意見出ツ。(ハ)ハ日「ソ」間ノ諒解事項タリ得ス寧ロ方針ノ中ニ入ルヘキモノナルヲ以テ七、ノ一項目トシテハ之ヲ削除ス。尙前述ノ通五、ヲ七、ノ一項目トシテ挿入ス

八、ニ付テハ何ノ日實現ノ可能性生シサルヘキヤ甚タ漠然タルヲ以テ削除スルニ如カスト云フニ一致ス但シ高山中佐柴中佐ヨリ非武裝地帶設定(結局ハ局地的非武裝

地帶設定ノ他實現困難ナルヘキモ)ニ付テハ當方ヨリ進ンテ提案シ國交調整ニ對スル誠意ヲ示スヘシトノ意見アリ

第三、措置要領

(一)ニ付、柴中佐、日獨ヲ日獨伊トシタシ、「スターマー」在京中彼ト話合ヲ遂クル必要アリ

(二)ニ付テモ日獨、ヲ日獨伊トス、日獨伊ノ勢力利用ニ付今少シク明確ニ定メ度シ

(三)ニ付、高山中佐、最短期間ニ手際能ク纏ラザル場合モ外部ニ對シ停頓又ハ決裂ノ印象ヲ與ヘザル事肝要ナリ

(四)ニ付、前顯第一階段トシテ不侵略條約ヲ結び第二段階トシテ各種問題ノ交渉ニ入ル趣旨ニ書改ムルコトトス

(五)ニ付異見無シ

(六)ニ付、共產黨ノ彈壓強化云々ノ言葉ハ強過ギルニ付「國內ニ於ケル共產主義ノ取締ハ日「ソ」國交調整トハ別々ノ問題トシテ之ヲ勵行スルコトトス」ノ程度ニ改ム

ルコト

尙防共協定廢棄問題ニ付テハ高山中佐、柴中佐共來年ノ自然消滅迄待ツコトニシ度シトノ意見ニシテ又日支協定

案第三條防共駐兵ノ辭句修正問題ニ付テハ陸海軍共異存
無ク過般ノ興亞院會議ニ於テハ本件ハ有耶無耶ニ終レル
ヲ以テ今一應問題ヲ取上ゲテ修正實施ヲ期シ度トノ意見
開陳アリ

右意見交換ニ基キテ假ニ要綱案ヲ修正セルモノヲ別添(乙
號)ス

(乙號)

日蘇國交調整要綱案(試案)

(昭和十五、十、四 外務省)

第一、方針

支那事變ノ速急終結ニ資シ對南方施策ヲ容易ナラシムル
ト共ニ差當リ北方ヨリ來ル脅威ヲ除キ以テ大東亞共榮圈
ノ確立ヲ促進スル爲左記要領ニ依リ蘇聯トノ間ニ速ニ飛
躍的國交調整ヲ行フ

第二、要綱

一、日蘇兩國ハ新條約ニ依リ新タナル地盤ノ上ニ(「ポーツ
マス」條約及基本條約ヲ離ルルノ意味)友好的關係ニ
入ルモノトス

二、日蘇兩國ハ要旨次ノ如キ不侵略協定ヲ締結ス

(イ)兩締約國ハ相互ニ領土及主權ヲ尊重シ侵略ヲ爲サザ
ル義務ヲ負フ

(ロ)締約國ノ一方ガ攻撃ヲ受ケタル場合ニハ中立ヲ維持
ス

(ハ)互ニ締約國ノ一方ヲ敵對目標トスル國家群ニ參加セ
ズ

(ニ)滿蘇及滿蒙國境ノ紛爭處理及國境確定ノ爲委員會ヲ
設置ス

(ホ)相互ニ相手國ノ秩序及安寧ヲ危殆ナラシムルカ如キ
行爲ヲ相手國竝支那及滿洲國領域内ニ於テ行ハサル
モノトス

(ヘ)政治經濟問題調整ノ爲速ニ商議ヲ開始ス

(ト)條約ノ有効期間八十年トス

三、日蘇經濟關係ヲ新タナル立場ニ於テ左記ニヨリ調整再
建ス

(イ)北樺太ニ於ケル石油及石炭ニ關スル利權及之等物資
ノ本邦輸入ヲ確保スルニ努ムルモノトス

(ロ)蘇聯側ノ要望モ尊重シ他方日本人ノ北洋漁業ヲ安定

第三、措置要領

セシムル目的ヲ以テ新タナル地盤ノ上ニ漁業協定ヲ締結ス

(ハ) 日本ハ支那及南洋ニ於テ蘇ノ希望スル資源ノ供給ニ付必要ナル措置ヲ講ス

(ニ) 蘇聯ハ日本ト歐洲トノ通過貿易ニ付出來得ル限りノ便宜ヲ供與ス(料金及運輸量ニ關シ明白ニ規定スルコトヲ期待ス)

四、日滿ト蘇蒙ノ國境ニ非武裝地帶ヲ設定ス

五、日蘇間ニ左記諒解ノ成立ヲ期待ス

(イ) 蘇聯ハ内蒙及北支三省ニ於ケル日本ノ傳統的關心ヲ承認シ、日本ハ外蒙古及新疆ニ關スル蘇聯ノ傳統的關心ヲ承認ス

(ロ) 蘇聯ハ日本カ將來大東亞共榮圈内ノ南方ニ進出スルコトヲ容認スヘク日本ハ蘇聯カ中央「アチア」地方ニ進出スルコトヲ容認ス

(ハ) 蘇聯ハ援蔣ノ態度竝ニ所爲ヲ一擲シ中國共產黨ノ抗日性ヲ抑制ス、日本ハ中國共產黨カ西北三省(甘肅、陝西、寧夏)ヲ地盤トシテ存續スルコトヲ容認ス

(一) 日蘇國交調整ニ付テハ事前日獨伊間ニ將來蘇聯ヲ如何ニ處置スベキヤ又如何ナル限度ニ於テ其ノ勢力竝ニ發展ヲ認ムベキヤ等ニ關シ隔意ナキ話合ヲ爲シ置クモノトス

(二) 右話合ヲ含ミテ日獨伊共同シ或ハ日本單獨ニテ蘇聯ニ「アプローチ」ス、

何レノ場合ニ於テモ本交渉ニ於テハ獨伊ノ西方ヨリノ壓力ヲ有效ニ利用スベキモノトス

(三) 本交渉ハ最短期間ニ終結セシムル目標ノ下ニ之ヲ開始スルモノトス短期間ノ妥結成ラザル場合モ停屯(頓)或ハ決裂ノ形式ヲ避クル事トス

(四) 本交渉ニ當リテハ第一段トシテ不侵略協定ヲ妥結シ次イテ第二段トシテ政治經濟ニ關スル所要ノ調整ヲ考慮スルモノトス

(五) 米蘇接近ヲ牽制スル爲萬全ノ措置ヲ講ズルモノトス(六) 國內ニ於ケル共產主義ノ取締ハ日蘇國交調整トハ別ケノ問題トシテ勵行スルモノトス

滿洲國及支那ニ於テモ右ニ準ス

(付記)

日蘇國交調整案ニ關スル説明

(昭和一五、一〇、二)

一、日蘇國交調整カ日本トシテ目下緊急ニ取上ケラルル要アルハ同案、方針ニ於テ明ニセラレ居ル通り南方施策ニ對スル體制確立及右ニ關聯シ速ニ事變處理ヲ行ハング爲ニ外ナラス、從テ日蘇調整問題ソレ自身トシテ幾多重要且根本的ナル問題アルヘキモ不取敢ハ右目標ニ必要ナル限度ニ於テ日蘇調整ヲ考慮スルヲ以テ充分ナリト認ムルモノナリ。然リト雖モ從來日蘇兩國カ事實上互ニ假想敵國トシテ對立シ來レル現實ニ顧ミル時ハ日蘇對立ノ原因ヲナシタル諸問題ニ關シ相當根本的ナル考慮ト調整トヲナスニ非スシハ右ニ豫期スルカ如キ國交調整モ結局ニ於テ不可能ナリト謂ハサルヘカラス。本案ハ右兩面ノ考慮ニ基キ作成セラレタルモノナリ。

尙蘇聯問題ハ日本ニトリテモ將又獨逸ニトリテモ何時カ徹底のニ解決セラルルヲ要スル問題ニシテ出來得レハ和平裡ニ、要スレハ武力ヲ用ヒテモ右目的ヲ達成セサルヲ得サルヘク其ノ時期ハ意外ニ近カルヘキモノト認ム。利

權問題等ニ關シ一時大ナル讓歩ヲナスカ如キモ右ハヤガテ到來スヘキ徹底的解決ノ日ニ於テ全面的ニ我カ要望ノ達成セラルルヘキコトヲ見透シ得ルカ爲ニ外ナラス。

二、日蘇國交調整ノ狙ヒカ前記ノ通り急速ナル事變處理ニ關聯シ居ルノミナラス三國同盟締結後米國ノ蘇聯ニ對スル働キ掛カ急激ニ進行スヘキコトヲ豫期セラルル現狀ニ於テ右ニ先手ヲ打チ蘇聯ヲ三國同盟ノ陣營ニ引込ム要アルニ鑑ミ「時間」ノ要素ハ最モ考慮ヲ要スヘキ問題ナリ。徒ニ理想案ヲ提議シテ荏苒日ヲ送ランヨリハ多少ノ不満ヲ忍ヒテモ一日モ速ニ本件交渉ヲ妥結セシムルコトヲ要ス。謂ハハ三國同盟成立後ノ外交追擊戰トシテ本件ヲ取上クル要アリ。

三、右ノ如キ判斷ノ下ニ國交調整ノ内容トシテ取上ケラルヘキ第一ハ不侵略協定ナリ。

イ、不侵略協定ノ内容ハ概ネ獨蘇不侵略協定ノ内容ヲ以テ標準トナシ得ヘシ。唯滿蘇及滿蒙國境問題ノ經緯ニ鑑ミ紛爭處理竝ニ國境確定ニ關スル委員會ノ設置ヲ一條項トナス要アリト認ム。

ロ、滿洲國ノ形式的承認ハ大シテ實益ナキカ如シト雖モ

日支和平條件ニ於テ本件カ相當困難ナル問題タルヘキコトヲ睨ミ合セ殊ニ中國共產黨ニ對スル影響ヲ考慮シ本項目ヲ蘇聯ニ承認セシメ置クコト甚タ有益ナリト認ム。

ハ、内蒙及北支ニ關スル日本側關心ヲ蘇聯ヲシテ承認セシメ置クコトモ右ト同様中國共產黨處理問題トモ關聯スルモノニシテ殊ニ日支和平條件ニ於テ右地域ニ於ケル駐兵ヲ實現セシムル爲ニモ必要、少クトモ有益ナリト認ムルモノナリ。

ニ、日蘇經濟關係ノ調整ソレ自体ハ我方ヨリ見レハ二義的意義ヲ有スルニ過キサカ如キモ日蘇間ノ全面的調整力考慮セラルル限リ所謂利權問題ハ當然其ノ組上ニ上ラサルヲ得サルヘク、其ノ際唯從來ノ利權ヲ固執スルカ如キ態度ヲ以テ終始シ得サルヘキコト明カナリ。

從テ萬一ノ場合ニハ是等利權ヲ敢テ拋棄スルモ辭セサルノ肚ヲ定メ他方今後ノ國防國家体制確立ニ必要ナル物資ノ獲得(殊ニ北樺太石油ノ獲得)ニ努ムルヲ要スヘク右觀點ニ於テ經濟協定ヲ考慮セルモノナリ。

四、蘇聯ノ援蔣行爲ハ「マテイリアル」ニ評價セハ大シタモ

ノニ非サルコト過去ノ實績ノ示ス通ニシテ日蘇間ニ全面的國交調整行ハルコト自体重慶ニ對スル最モ深刻ナル打撃ヲ與フルモノト認ムルモノナルカ、唯日支和平ニ是非必要ナル中國共產黨ノ處理、少クトモ其ノ抗日性ニ關スル理念的根據ヲ奪ヒ又或ル限度ニ於テ之ヲ抑制セシムルコトハ特ニ重要ト認ムルモノナリ。

五、日蘇國交調整ハ出來得ヘクハ蘇聯ヲ日獨伊三國同盟ニ形式上加入セシメ得ストスルモ實質上右「ライン」ニ添ヒテ蘇聯ヲモ南進ノ「コース」ニ引入レ對英米外交ニ同調セシムルヲ可トス。而シテ蘇聯ノ近東及印度方面ニ對スル野心ヲ考慮セハ右ハ必スシモ不可能ニ非サルヘク右ヲ實現セシムルコト日蘇間ノ不戰、不侵略關係ヲ最モ實質的ニ設定スルモノナリト認ム。

186

昭和15年10月13日

在独国来栖大使より
松岡外務大臣宛(電報)

日独伊三國同盟成立後の独ソ關係に関する観測

ベルリン 10月13日後発

本省 10月14日前着

最近⁽¹⁾ノ獨蘇關係ニ關スル觀察左ノ通り

一、獨伊三國同盟關係ヲ基調トシテ東西ヨリ蘇聯邦ニ働キ掛ケ之ヲ日獨伊ノ世界政策實現ニ利用センコトヲ考慮シ居ルモノト認メラル、從テ獨トシテハ蘇聯邦ノ歐洲關與ヲ封スルノ軍事の措置ヲ取リツツモ(往電第一三三八號)他面對蘇外交ハ益々活潑ニ動キ居ル感アリ現今次「ブレンナー」會談ニ引續キ「リ」外相ハ「ザルツブルグ」ノ別莊ニ引籠リ居リタルカ其ノ間數日對蘇經濟交渉ノ主任者タル「リッター」大使及條約ノ専門家タル「ガウス」局長ヲ手許ニ呼寄セ密議ヲ凝ラシタル事實及最近暫ク「シユールンブルグ」駐蘇大使モ歸獨シ居リタル事實(本十二日飛行機ニテ歸莫シタル筈)ハ此ノ意味ニ於テ注目ニ價スヘシ

二、⁽²⁾諸般ノ事情ヲ綜合スルニ獨カ蘇聯邦ニ求ムル所ハ西ニ獨伊ノ歐洲ニ於ケル東ニ日本ノ極東ニ於ケル指導的地位ヲ承認シ各地域ニ對スル干涉ヲ試ミサルコト換言スレハ第一ニ今次條約ニ依リテ設定セラレタル政治的狀態ヲ承認スルコト第二ニ日獨伊三國及英米ノ間ニ在リテ採ラント

スル擒縱[○]自在[○]ノ政策ヲ放棄シ對樞軸親善態度ヲ明カナラシムルコト第三ニ出來得レハ日獨伊ノ世界政策ニ協力スルコトナリ從テ獨トシテハ差當リ定期的ノ對蘇經濟交渉ヲ續クルコト勿論ナルモ(「リッター」大使ノ參與シ居ルハ此ノ方面ノ問題ナルヘシ)更ニ前記政治の大目標達成ノ爲新タナル對蘇關係ノ開拓ヲ考慮シ居ルコト想像ニ難カラス現ニ「リ」外相ノ側近ニテ蘇聯邦ノ「ベルシヤ」方面ヘノ南進(往電第一三三八號)ヲ慫慂スルモノスラアル次第ナリ(當地同盟特派員モ最近同様ノ情報ニ接シタル由)

三、斯ル事態ニ於テ獨伊カ近キ將來ニ於テ先ツ蘇聯邦トノ間ニ蘇聯邦ノ中亞方面ニ於ケル指導的地位ヲ承認スル政治的交渉ヲ纏メ上ケ大體成立ノ見透付キタル時ニ之ヲ日本ニ提示シテ其ノ了解ヲ求ムルカ如キコトアルヤモ計ラレスト思考ス

伊、蘇へ轉電セリ

187

昭和15年10月17日

在独国来栖大使より
松岡外務大臣宛(電報)

在ノ連邦独国外務次官と會談について

ベルリン 10月17日午後
本 省 10月18日午前

第一三四八號

十四日澤田大使紹介旁々「リ」外相ニ會ヒタル際蘇聯邦關係ニテ「シユーレンブルグ」大使ニ訓令ヲ與ヘ莫斯科ニ歸ラシメタリト述ヘ居タル點ニ付十七日「ワイツゼツカー」次官（「リ」伯林不在）ト會談ノ際尋ネ見タル處「ワ」ハ訓令ノ内容ハ最近ノ國際關係殊ニ維納裁定ニ依リ獨力羅馬尼亞ニ保障ヲ與ヘタル事情ト共ニ獨力一年前ヨリ執リ來レル對蘇友好政策ニ變リナキコトヲ説明シ蘇聯邦ノ「ダニユーヴ」委員會參加ニ異議ナキコトヲ回示セシメ旁若干ノ通商經濟問題ノ交渉ヲ行ハシムルモノニシテ日本關係ニ付テハ今更更メテ訓令スル迄ノコトナキ次第ヲ同大使ノ心得迄獨ハ依然日蘇接近ヲ切望スル旨申聞ケ置ケリト述ヘ本使ヨリ三國條約成立ニ對スル蘇側ノ反響ニ付尋ネタルニ對シ條約調印前日在莫斯科代理大使ヲシテ「モロトフ」ニ同條約内容ヲ通報セシメタルハ事實ニテ其ノ時「モ」ハ用心深い

態度ヲ示シタルカ其ノ後條約ノ真相判明スルニ連レ良ク理解シ來レル様ニテ最近英米カ頻リニ策應シ蘇聯邦ニ働キ掛ケ居ルモ蘇聯邦ハ其ノ手ニ乘ラザルヘシト信スル旨語りタリ

188 昭和十五年十月30日

建川大使がモロトフに提示した不侵略條約案

昭和十五年十月三十日建川大使ノ提案セル

不侵略條約案

大日本帝國政府及「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府ハ兩國間ノ平和及友好ノ關係ヲ一層鞏固ナラシムルノ希望ニ促サレ左ノ通協定セリ

第一條

兩締約國ハ相互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ他ノ一方ニ對シ單獨ニテ又ハ一若ハ二以上ノ第三國ト協同シテ一切ノ侵略行爲ヲ爲サザルコトヲ約ス

第二條

締約國ノ一方ガ一又ハ二以上ノ第三國ヨリ軍事行動ノ對象

トナル場合ニハ他ノ一方ハ如何ナル形式ニ於テモ右第三國ヲ支持セザルベシ

第三條

兩締約國政府ハ兩國政府ニ共通ナル利害ニ關スル問題ニ付情報ヲ交換シ又ハ協議スル爲將來相互ニ緊密ナル接觸ヲ維持スベシ

第四條

兩締約國ノ何レノ一方モ他ノ一方ニ直接又ハ間接ニ對抗スル如何ナル國家群ニモ參加セザルベシ

第五條

兩締約國間ニ何等カノ問題ニ關シ紛議又ハ紛争ヲ生ズルトキハ右紛議又ハ紛争ハ友好的意見ノ交換又ハ必要ナル場合ニハ紛争處理委員會ノ設置ニ依リ専ラ平和的ニ解決セララルベシ

第六條

本協定ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベク且十年間效力ヲ有スベシ締約國ノ何レノ一方モ右期間ノ滿了一年前ニ本協定ノ廢棄通告ヲ爲サザルトキハ本協定ハ次ノ五年間自動的ニ效力延長セラルルモノト認メラルベシ

右證據トシテ下名ハ各其ノ本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協定ニ署名セリ

昭和十五年 月 日即チ千九百四十年 月 日

「モスコ」市ニ於テ日本語及露西亞語ヲ以テセル本書各二通ヲ作成ス



189 昭和15年11月6日 在独国来栖大使より
松岡外務大臣宛(電報)

ドイツは独伊の対ソ關係緊密化および日ソ關係の改善により英米勢力との對抗を意図しているとの観測について

ベルリン 11月6日後発
本 省 11月7日前着

*第一四一九號(極秘、館長符號扱)

在蘇大使(發)閣下宛電報第一四一三號末段獨逸ノ側面的援助云々ニ關シ左記各項御參考迄

「リ」外相カ日獨兩國ハ相互ニ他方ノ強キヲ必要トストノ理念ニ基キ事前ヨリ常ニ日蘇關係ノ改善ヲ欲シタルハ屢次報告ノ通りニシテ其ノ點今以テ變ラス殊ニ三國條約

締結後ハ對米牽制策トシテノ考慮ノ外自己ノ形勢ニモ鑑ミ一層希望ヲ強メタルモノノ如シ(日支事變ニ關シテハ流石ニ口外セサルモ略同様ノ希望ヲ有スルモノノ如ク「ヒ」總統力條約調印式後本使ニ對シ日支事變カ日本ノ成功ヲ以テ速ニ終結センコトヲ祈ルト述ヘタルモ強テ一片ノ挨拶トノミ見ルヲ得サルヘシ)

二、蓋シ歐洲戰局カ最近大体冬越シノ體勢ヲ取ルニ至レル結果獨逸ハ一方軍事方面ニ於テハ飛行機潛水艦ニ依ル對英攻撃ノ手ヲ緩メサルト共ニ「エヂプト」制壓ヲ主タル目標トシテ伊太利ト共ニ東地中海方面ヘモ作戰ヲ進メ將來對西班牙工作ノ進展ト相俟チテ「スエズ」「ヂブラルタル」ノ二大關門ヲ扼シ地中海ノ英勢力ヲ袋ノ鼠タラシメントシ又他方外交方面ニ於テハ對佛關係調整對西班牙關係強化北歐及巴爾幹諸國ノ把握ヲ固ムル等ニ依リ政治經濟方面ニ亘リ着々歐洲大陸ノ新秩序建設ヲ進メントスルモノノ如ク且獨伊共ニ對蘇關係ヲ一層緊密ナラシメ我國ノ對蘇關係調整ト相俟チテ此處ニ歐亞兩新秩序ノ連結ヲ形成シ英米協同ノ勢力ニ對抗セントシツアルモノナルカ如ク觀測セラル

三、從テ我國ニ於テ希望スル限り獨逸ハ大体欣シテ前記ノ側面援助ニ努力スヘシト觀測スル處此ノ點ニ關シ參考トナルヘキハ最近「リ」外相側近者ノ本使ニ對スル内話ニシテ右ニ依レハ三國條約成立後「リ」ハ最初獨伊ト蘇聯トノ間ニ何等カノ取極ヲ爲シ樞軸ト蘇聯トノ關係ヲ一層緊密ナラシムル腹案ナリシモ、最近ハ寧ロ日獨伊別々ニ對蘇取極ヲ爲スノ案ニ變シタルカ如ク尙之カ爲「リ」ハ「スターリン」ヲシテ同人及「チアノ」外相ヲ莫斯科ニ招待セシメ「モロトフ」ト鼎座會談ノ機會ヲ得ント欲シ居ルモノノ如シ

四、獨逸カ東部國境方面ニ約百萬ノ兵力ヲ配備シ且芬蘭ヨリ羅馬ニ至ル迄睨ヲ利カセ居ルハ事實ナルモノヲ以テ蘇獨關係險惡ト斷スルハ勿論當ラス殊ニ「リ」ハ依然對蘇和協論者ナルモノノ如ク今以テ本使ニ對シ昨年莫斯科訪問當時「スターリン」カ蘇ハ他國ノ爲ニ火中ノ栗ヲ拾ハス日本トハ國交調整ヲ希望ス云々ト語リタリト繰返シ物語ル有様ニシテ又蘇側トシテモ各方面トモ大体ニ於テ形勢觀望ヲ有利トスル地位ニアル關係及帝政時代ヨリ苦手トシテ常ニ獨逸ニ一置キ來レル習性ヨリモ進シテ事ヲ

構フルノ意アリトモ見受ケラレス旁獨蘇關係ハ當分現状程度ニテ保合フモノト觀測ス

伊、蘇、米へ轉電セリ

蘇ヨリ英へ轉電アリタシ



190 昭和15年11月17日 在ソ連邦建川(美次)大使より
松岡外務大臣宛(電報)

モロトフとヒトラー、リッベントロップとの

ベルリン會談の内容に関する情報について

モスクワ 11月17日前發
本省 11月17日後着

第一四六三號(極秘)

昨年ノ「スターリン」「リツベン」會談以來今回ノ「ヒトラー」「モロトフ」會談迄獨蘇間ノ重要交渉ニ通譯ヲ爲セ
ル當地獨參事官「ヒルガー」ノ歸莫後宮川ニ語ル所左ノ通
リ

一、日蘇關係ニ付「リ」ヨリ兩國關係ノ好轉ニ付從來ノ關心
ヲ繰返シ交渉ノ現状ヲ質問シタルニ對シ「モロトフ」ハ
本使ヨリ提議ノ内容ヲ話シ蘇側ヨリ提起セル若干問題ニ

付本使ヨリ日本政府ニ請訓中ナリト語レリ

二、今回「モロトフ」ヲ伯林ニ招請シタル目的ハ國際關係ノ
現段階ニ於テ蘇獨友好關係ノ不動ナルコトヲ「デモン
ストレート」スル爲又右關係強化ノ礎地ヲ作ラン爲ナリ

三、政治問題ニ付テハ獨側ヨリ羅馬尼亞進駐ニ付説明ヲ與ヘ海
峽問題ニ付テハ土蘇兩國間ニ於テ話合フヘキモノナリト
ノ意見ヲ述ヘ獨ノ海軍力カ黒海ニ出現スルカ如キコトナ
キ點ニ付保障ヲ與ヘタリ

四、兩國經濟關係ニ付テハ本年二月協定ノ趣旨ニテ發展ヲ企
圖スルコトトシ之ニ關スル交渉ヲ莫斯科ニ於テ續行スル
コトトス

獨へ轉電セリ



191 昭和15年11月18日 在ソ連邦建川大使より
松岡外務大臣宛(電報)

モロトフより中立条約案および北樺太利権に

関する議定書案提示について

別電甲 昭和十五年十一月十八日發在ソ連邦建川大使
より松岡外務大臣宛第一四六八号

三 日ソ中立条約

右条約案

乙 昭和十五年十一月十八日発在ソ連邦建川大使

より松岡外務大臣宛第一四六九号

右議定書案

モスクワ 11月18日後発

本省 11月19日後着

第一四六七號(館長符號扱)

十八日「モロトフ」ノ求ニ依リ往訪シタルニ中立條約案

(別電甲)及北樺太利權ニ關スル議定書案(別電乙)ヲ手交セ

リ會談要領追電ス

別電ト共ニ獨ニ轉電セリ

(別電甲)

モスクワ 11月18日後発

本省 11月19日後着

第一四六八號(館長符號扱)

中立條約(バクト)案

蘇聯邦政府及日本國政府ハ兩國間ノ平和及友好關係ヲ鞏固

ナラシムル希望ニ促サレ左ノ通り協定セリ

第一條 兩締約國ハ平和及友好關係ヲ維持シ且相互ニ領土
保全ヲ尊重スヘキコトヲ聲明ス

第二條 締約國ノ一方カ一又ハ二以上ノ第三國ヨリ軍事行

動ノ對象トナル場合ニハ他ノ一方ハ全紛争ノ期間中中立

ヲ守ルヘシ

第三條 本中立條約ハ署名ノ日ヨリ直ニ實施セラルヘク且

五年ノ間效力ヲ有スヘシ

締約國ノ何レノ一方モ右期限滿了ノ一年前ニ廢棄通告ヲ

爲ササルトキハ本條約ハ次ノ五年間自動的ニ延長セラレ

タルモノト認メラルヘシ

第四條 本條約ハナルヘク短期間ニ批准セラルヘシ批准書

ノ交換ハ、、、ニ於テ行ハルヘシ條約ハ署名後直

ニ實施セラルヘシ

一九四〇年、、、露西亞語及日本語ヲ以テセル本書

ニ通ヲ作成ス

(別電乙)

モスクワ 11月18日後発

本省 11月19日後着

第一四六九號(館長符號扱)

議定書(「プロトコール」)案

本日蘇聯邦及日本國間ニ中立條約署名セラレタルニ關聯シ
兩締約國ハ左ノ通り協定セリ

一、北樺太ニ於ケル日本石油及石炭利權ハ解消(「リクワイデ

イルツツア」)セラレ一九二九年十二月十四日莫斯科ニ於

テ蘇聯邦及日本國間ニ締結セラレタル當該利權契約ハ廢
棄セラル

前記利權ニ屬スル企業及財産ハ其ノ現在ノ狀況ニ於テ蘇
聯邦ノ所有ニ歸スルモノトス

二、蘇政府ハ利權企業所有者ノ爲シタル投資(「プロジェクト
ヤ」)ニ對シ公平ナル代償ヲ右所有者ニ交付スルコトニ同

意ス其ノ額ハ双方代表者ヨリ成ル委員會ニ於テ決定セラ
ルヘシ

三、蘇政府ハ五年間ニ亘リ通常ノ商業條件ヲ以テ毎年十萬噸
ノ範圍ニ於テ「サガレン」石油供給ヲ日本政府ニ保障ス

ルコトニ同意ス

四、本議定書第一項ニ準據シ石油及石炭利權者ニ屬スル總テ
ノ企業及財産ノ蘇聯邦ニ對スル引渡ハ本議定書署名ノ日

ヨリ一箇月ノ期間内ニ行ハルヘキモノトス

五、本議定書ハ署名ノ日ヨリ實施セラルヘシ

192 昭和16年1月27日

在ソ連邦建川大使より
松岡外務大臣宛(電報)

日ソ國交調整促進の必要性につき意見具申

モスクワ 1月27日前發
本省 1月27日後着

第一〇一號(館長符號扱)

⁽¹⁾日蘇國交調整ニ關スル意見具申ス

一、獨逸ハ三月頃ニハ希臘ヲ片附ケ五、六月ノ候英國ト決戰
ヲ交フヘク有利ニ展開セハ秋迄ニハ歐洲方面ハ一應交戰
行爲終局ヲ遂クヘキヤニ豫測セラル

二、我カ國モ此ノ獨逸ノ戰果ト照應シ南方ニ軍事的進展ヲ試
ミラルルモノト信ス大東亞ヲ制スルニハ新嘉坡ヲ攻略ス
ルコト絶對必要ナルコトハ申迄モナキコトニテ蔣ニ對シ
長期持久ニ決セラレタリトセハ相當兵力ヲ整頓抽出スル
コトハ可能ナルヘク又英國ハ馬來半島ニ兵力及機械化兵
器ノ増強ヲ頻リニ宣傳シ居ルモ主力ハ印度兵ト見ラルル

二付之カ攻略モ輸送上ノ問題サヘ解決セハ左程ノ難事トハ考ヘラレヌカ故ニ本使ノ任務以外ノコト乍ラ其ノ準備ニ最善ノ努力ヲ拂ハレンコトヲ祈願ス

三、斯ル一大決戰期ニ際シ蘇聯ハ隣接弱小國方面ニ進出シ漁夫ノ利ヲ占ムルコトアルヘキモ大體中立態度ヲ保持シ此ノ上トモ列強ノ疲弊困憊ニ陥ランコトヲ笑顔ヲ以テ傍觀スルモノト判斷ス

四、從テ一見強ヒテ蘇聯ト國交調整ヲ試ムル必要ナキカ如キモ事實ハ決シテ然ラス政治、經濟、軍事上ノ見地上多大ノ利益アリ我カ南方作戰決行上ノ一基礎トモ考ヘ得ヘシイ、之ニ依リ三國同盟ヲ一層強化スルト共ニ同盟側ト蘇

聯ノ關係ヲ改善シ獨外相ノ提案實現ヲ援助ス

獨逸ハ我カ南京政府承認ト日蘇國交調整ニ關スル態度

ニ關シ相當嫌ヲ又氣持ヲ藏シ居ルモノト察セラルルカ

南京問題ハ今更變更ノ餘地ナカルヘキカ故ニ蘇聯問題

丈ケニテモ獨逸ノ希望ヲ充足スルコト同盟ノ強化ト善

用ノ途タルヘシ

口、日蘇間ノ經濟問題ノ解決ヲ有利ニ導キ得ヘシ

漁業條約特別委員會ノ討議ニ直接影響スヘク又現在問

題トナリ居ル歐亞聯絡運貨問題ハ結局通商條約ノ締結ニ依リ不利ヲ免カルルノ外ナク又條約成立ニ依リ鐵滿俺等ノ國防資源ヲ得ヘキカ故ニ速力ニ交渉再開ノ必要ヲ認ムル次第ナルカ該交渉ノ上ニモ有力ニ作用スヘキハ勿論ナリ

ハ、國交調整成立ストモ滿洲ノ警備ヲ輕減シ得ヘシトハ考ヘラレサルカ現在以上ニ增強スル必要ハ先ツ減スルモノト推察シ得之レ即チ南方作戰ニ間接影響ヲ與フルモノニテ此ノ一事丈ケニテモ今ノ場合調整ノ價値アルモノト考フ

二、英蘇關係ハ行キ詰リ居ル様ナルモ米ハ荐リニ動キ蘇ヲ釣ラントシ蘇モ亦不即不離ノ態度ヲ持シ居ル際日蘇國交調整ノ成立ハ米ニ多大ノ失望ヲ與ヘ米蘇接近ヲ不可能ナラシム

五、國交調整上ノ難問ハ北樺太利權廢棄ニ存スルカ故ニ大島大使赴任ノ機會ニ獨逸ヲシテ無條件中立條約締結ヲ仲介セシムルコト一案ト存ス然シ假令獨逸之ニ應スルトシテモ蘇聯邦首腦者ノ現在ノ心理狀態ハ之ト直接關係アル國實際情勢ノ重大ナル變化ナキ限り之ヲ受ケ容レサルモノト

昭和16年2月8日 大本營政府連絡懇談會決定

「對獨伊」「ソ」交渉案要綱

對獨伊「ソ」交渉案要綱

- 一、「ソ」聯邦ヲシテ「リップントロップ」外相腹案ヲ受諾
セシメ右ニ依リ同國ヲシテ英打倒ニ付日獨伊ノ政策二同
調セシムルト共ニ日「ソ」國交ノ調整ヲ期ス
- 二、日「ソ」國交調整條件ハ大体左記ニ依ル
- (一)獨ノ仲介ニ依リ北樺太ヲ賣却セシム若シ「ソ」ガ右ニ
不同意ノ際ハ左記ニ依ル
- (イ)五年間計百五十萬噸ノ採油ニ關シ便宜ヲ供與セシム

判斷ス從テ此ノ際奮發セラレ一路邁進セラルレハ一部ノ
反對論者ノ如キ之ヲ壓倒シ得ヘク況ヤ四百ノ議員現政府
ノ政策支持ニ結束セリト傳ハラルルカ如キ國內情勢ナル

ニ於テハ左程ノ難事ナラスト思考ス

六、以上ハ從來本使ノ主張ト何等異ナルモノニ非サルカ大島

大使近ク赴任ニ際シ重ネテ意見ヲ開陳シ貴大臣ノ御參考

ニ供セント希フ次第ナリ

右採取後北樺太ニ於ケル油田炭田利權及試掘權ヲ有
償還付ス

(ロ)右ニ引續キ爾後五年間計百五十萬噸ノ買油ヲ保障セ

シム

(ハ)前各項ヲ含ム新協定ヲ締結シ同時ニ舊利權協定ヲ廢

棄ス

(ニ)帝國ハ「ソ」ノ新疆外蒙ニ於ケル地位ヲ了承シ「ソ」

ハ帝國ノ北支蒙疆ニ於ケル地位ヲ了承ス

新疆外蒙ト「ソ」トノ關係ハ「ソ」支間ニ於テ極メシ

ムルモノトス

(三)「ソ」ヲシテ援蔣行爲ヲ放棄セシム

(四)滿「ソ」外蒙間ニ速ニ國境劃定及紛爭處理委員會ヲ設

置ス

(五)漁業交渉ハ建川提案(委員會案)ニ依リ妥結ニ導ク

(六)日獨通商ノ爲相當數量ノ貨物輸送ニ必要ナル配車ヲ爲

シ且運賃ノ割引ヲ約セシム

三、帝國ハ大東亞共榮圈地帶ニ對シ政治的指導者ノ地位ヲ占
メ秩序維持ノ責任ヲ負フ右地帶居住民族ハ獨立ヲ維持セ
シメ又ハ獨立セシムルヲ原則トスルモ現ニ英佛蘭葡等ノ

三 日ソ中立條約

- 屬領タル地方ニシテ獨立ノ能力ナキ民族ニ付テハ各其能力ニ應シ出來得ル限リノ自治ヲ許與シ我ニ於テ其ノ統治指導ノ責ニ任ズ、經濟的ニハ帝國ハ右地帶内ニ於ケル國防資源ニ付優先的地位ヲ留保スルモ其他ノ一般の通商企業ニ付テハ他ノ經濟圏ト相互的ニ二門戸開放機會均等主義ヲ適用ス
- 四、世界ヲ大東亞圏、歐洲圏(「アフリカ」ヲ含ム)、米洲圏、蘇聯圏(印度、「イラン」ヲ含ム)ノ四大圏トシ(英國ニハ濠洲及「ニュージーランド」ヲ殘シ概ネ和蘭待遇トス)
- 帝國ハ戰後ノ媾和會議ニ於テ之ガ實現ヲ主張ス
- 五、日本ハ極力米ノ參戰ヲ不可能ナラシムル趣旨ヲ以テスル行動施策ニ付獨逸當局トノ諒解ヲ遂ゲオクコトトス
- (註)帝國ノ歐洲戰爭參加ニ關スル企圖行動竝ニ武力行使ニ付帝國ノ自主性ヲ拘束スル如キ約束ハ行ハザルモノトス
- 六、日本ガ歐洲戰爭ニ參加スル場合ニハ獨伊等味方諸國間單獨不媾和協定ヲ締結ス
- 七、獨伊特ニ獨ハ「ソ」ヲ牽制シ萬一「ソ」ガ日滿兩國ヲ攻撃スル如キ場合ニハ獨伊ハ「ソ」ヲ攻撃ス

- 八、獨ハ極力日ノ軍備充實ニ付援助シ日ハ獨ニ對シ原料及食料ノ供給ニ努ム尙獨ハ大東亞共榮圈地帶ノ開發及日本ノ平和的産業擴充ノ爲必要ナル發明機械技術及技術者ヲ迅速且豊富ニ供給ス
- 九、支トノ全面的和平促進ニ付更ニ獨ト懇談ヲ遂ゲ
- 十、松岡外相ハ渡歐ノ上獨伊「ソ」各國政府ト交渉シ前記要領ノ貫徹ニ努力シ要スレバ條約ヲ締結ス
- 三國條約ト「ソ」聯トノ關係ヲ律スル日獨伊對「ソ」取極ニ關スル「リツペントロツプ」
- 外相對「ソ」提案内容
- 一、「ソ」ハ戰爭防止平和ノ迅速回復ノ意味ニ於テ三國條約ノ趣旨ニ同調スルノ意ヲ表明シ
- 二、「ソ」ハ歐亞ノ新秩序ニ付夫々獨伊日ノ指導的地位ヲ承認シ三國側ハ「ソ」ノ領土尊重ヲ約シ
- 三、三國及「ソ」ハ各々他方ヲ敵トスル國家ヲ援助シ又ハ斯ノ如キ國家群ニ加ハラザルコトヲ約ス
- 右ノ外將來ノ勢力範圍トシテ
- 日本ハ南洋、「ソ」ハ伊蘭、印度、獨ハ中央「アフリ

カ」、伊ハ北「アフリカ」ヲ容認スル旨ノ祕密了解ヲ
遂ゲ

編注 本文書は、昭和十六年二月三日大本営政府連絡懇談会

での修正を経て、二月八日近衛首相、平沼内相、東条
陸相、及川海相、杉山參謀総長、近藤軍令部次長の署
名を取りつけたのち、二月十日に松岡外相が上奏し裁
可を得たもの。

194 昭和16年2月13日 在英國重光大使より
松岡外務大臣宛(電報)

ドイツに対しソ連がブルガリアの分割等を要
求との諜報について

ロンドン 2月13日後発
本省 2月14日夜着

第九七號

諜報(十三日)

最近蘇聯ハ往電第九二號ノ條件ヲ獨逸ニ持出シタル形勢ア
リ即チ獨逸カ勃牙利ノ西半ヲ占領スル代リニ蘇聯ニ黒海沿

岸ノ東半ヲ要求シ黒海(間接ニ海峽)ニ對スル多年ノ要望ヲ
達セントシツツアリ右ハ獨逸ノ南進ニ對シテ一方土耳其ヲ
釘付ケニスル點ハ獨逸ノ歡迎スル所ナルモ他方間接ニ羅馬
尼ノ黒海沿岸地帯ニ對スル蘇聯ノ希望ヲ表示スルモノニシ
テ此ノ點ニ付獨逸ハ懸念スヘシトナサレ居レリ何レニスル
モ勃牙利ハ獨蘇ノ間ニ在リテ第二ノ波蘭トシテ取扱ハレン
トスル情報アリ注意ヲ要ス

195 昭和16年2月15日 在獨國來栖大使より
松岡外務大臣宛(電報)

欧州戦局および独ソ関係の現状等に関する観

察報告

ベルリン 2月15日前発
本省 2月15日後着

第一一九號(極秘)

時局ニ關スル觀察左ノ通り

(一)「リビア」「アルバニア」ニ於ケル伊太利軍ノ敗退、米
ノ對英援助強化ハ相俟ツテ英ノ東地中海近東ニ於ケル立
場ヲ強メ獨ノ勝利ヲ喜ハサル他ノ諸邦ニ希望ヲ蘇ラセ戰

爭全局ニ於テ英獨五分五分乃至英側ニ勝味アリトサヘ思ハシムルニ至リ獨國內ニ於テモ財界實業家方面ニハ戰爭長引クニ連レ英屈服ノ至難獨經濟負擔加重等ヲ云々シ居ル者モアル模様ナリ此ノ間獨ノ戰爭指導部ハ一方犠牲ノ最少限ヲ期スルト同時ニ獨空軍及潛水艦(現有數百二、三十隻毎月製艦能力二十五隻位)ノ攻撃力一般國民經濟力ト英米一体トナレル抵抗力トノ競爭ニ於テ時間ノ經過ハ獨ニ有利ナリヤ否ヤヲ考慮シ長期準備短期決戰ノ戰法ニ依リ成ルヘク速ニ英本土ノ死命ヲ制スルノ要アルヘク春ニ入ルト共ニ空襲及通商破壞ヲ強烈化シ英ノ空軍及食糧補給路ニ出來得ル限リノ打撃ヲ加ヘタル後事態ヲ見テ上陸作戰ニ出ツヘク(其ノ一步手前ニ於テ英屈服ノ「チヤンス」ヲ取り居ルコト言フ迄モナシ)右ハ必スシモ本年夏頃迄トハ限ラサルヘシ英本土攻略作戰成功又ハ右ニ及ハスシテ英本國屈服ノ場合ハ歐大陸地中海ニ關スル限リ勝負アリタルコトトナルヘク假令英海軍ノ一部カ屈服セス英屬領カ米ト合体シテ戰爭ヲ續行スルトシテモ英本土内ニ人質ニ等シキ四千萬ノ國民ヲ殘シ軍需工業ノ八割以上ヲ押ヘラレタル英自体ハ近代戰遂行ノ能力ヲ缺クヘ

ク米トシテモ斯カル場合何時迄歐洲戰ヲ引受クヘキヤ相當疑問ト云フヘシ

(二)戰爭長引キノ形勢ニ連レ我方トシテ注意スヘキハ次ノ三方面ナリ先ツ

(イ)獨伊關係ニ付テハ從來「ヒ」總統ノ深キ慮ヨリ出來得ル限リ伊太利ノ要望及体面ヲ尊重シ其ノ作戰ニ一切容喙セサル態度ヲ執リ來レルモ伊軍ノ失敗續出英軍ノ活動ニ伴ヒ伊國內ニモ動搖ヲ來シ背ニ腹ハ代ヘラレス積極的ニ地中海作戰ニ協力スルニ至リ先般「ベルヒテスガーデン」ニ於ケル「ヒ」「ム」兩人ノ會談ハ全ク右ニ關スルモノニシテ斯クテ經濟的ハ素ヨリ軍事のニモ伊太利ノ立場ハ從屬的トナル勢ハ免レサルヘシ普兩國ノ盟邦關係ハ英勢力打倒ナル共通目的ノ外ニ「ヒ」「ム」兩人ノ深キ理解ニ根底ヲ有スルカ故ニ兩人ノ地位鞏固ナル限リ搖キナカルヘシ

(ロ)獨米關係ニ付テハ近來米ノ對英援助熱昂マルニ伴ヒ獨一般ハ多大ノ關心ヲ示シ居レルカ獨最高幹部ニ於テハ所詮米ハ歐大陸ニ於ケル獨英決戰ヲ左右スル力ナク其ノ對英援助モ戰爭ヲ來年ニ持越ス場合ニ於テノ「ミ眞劍

ノ問題タルヘシト多寡ヲ括リツツ大体ニ於テ對米關係ハ頰冠リ主義ニテ行キ居ル如シ

(ハ)獨蘇關係ニ付テハ獨カ相當兵力ヲ東向キニシ(我專門家ノ觀測ニ依レハ蘇聯邦百六十師團中六十師團ヲ獨ニ備ヘ獨二百三十八師團中百二十師團ヲ蘇ニ備ヘ居リ)或ル迫力ヲ以テ蘇聯邦ニ臨ミ居ルコトハ注意スヘキ事實ニシテ獨トシテハ伊敗戰ニ依ル情勢ノ變化ニ拘ラス先般蘇聯邦カ獨逸ニ取リ相當有利ナル通商協定ニ應シタル點ヲ重視シ加フルニ從來巴爾幹近東方面ニ於テ伊太利ノ要望ヲ考慮スルノ要アリタルモノカ近來伊太利ノ迫力減退ニ連レ問題稍簡單トナリタル事情アリ旁近キ將來ニ於テ勃牙利、「ユーゴ」、土耳其殊ニ「モロトフ」訪問ノ際蘇側ヨリ持出シ「リ」外相カ不得要領ニアシラヒタル海峽問題ニ關シ蘇聯邦トノ間ニ何等カ手ヲ打ツコトモアリ得ヘシ

伊、蘇、米、土ヘ轉電セリ
大臣ヨリ滿ヘ轉電アリタシ

196

昭和16年2月25日

在独国大島大使より
松岡外務大臣宛(電報)

日ソ国交調整に対するドイツの斡旋等につき

リッベントロップと会談について

ベルリン 2月25日前発

本省 2月25日後着

第一五九號

往電第一五七號ニ關シ

日獨協力ニ關シテハ何レ松岡外相獨逸來訪ノ際直接日本政府ノ意向説明アルベキ旨前置シタル上隔意ナキ意見ノ交換ヲ行ヒタルカ右ノ中「リ」ヨリ日本ニ電報セサルコトヲ希望シ内話セル部分左ノ通ナル處右ハ貴大臣御來訪以前御耳ニ入レ置ク必要アリト認メ特ニ電報ス

「本使ヨリ日「ソ」國交調整ニ關シ獨逸ハ如何程斡旋シ得ルヤト質問シタルニ、「リ」ハ先般「モロトフ」來獨ノ際「ソ」聯邦ト日獨伊樞軸トノ政治的提携ニ關シ提案シタルニ對シ「ソ」ヨリハ條件トシテ芬蘭ニ對スル新ナル權益ノ承認、「ソ」勃間政治協定締結ニ付テノ諒解ヲ求メタルカ、獨逸トシテハ芬蘭ニ現在以上「ソ」ノ勢力扶

植ヲ望マズ又「バルカン」ハ獨逸ノ生活圈ト認メ居ルヲ以テ之ニ應ゼズ唯「ソ」勃政治協定ノ問題ハ結局「ソ」聯邦勢力ノ「ダーダネルス」進出ヲ狙フモノナレハ獨逸トシテハ「モントルー」條約ノ修正ニ盡力スル用意アル旨述べタルモ、「ソ」聯ハ之ニ満足セス其ノ儘トナリ居ルコトヲ説明シタル後既ニ「バルカン」ノ情勢モ獨逸ニ有利ニ落着キタルコトナレハ日本側ニ於テ御希望ナラバ再ヒ斡旋ニ乗出スコトモ考慮スヘシト述ヘタリ、本使ヨリ更ニ日本カ將來南方問題解決ニ從事シ居ル際「ソ」聯邦武力ヲ以テ我ヲ脅スカ如キ場合ノ獨逸側ノ態度ニ付質問シタルニ「リ」ハ獨逸軍八十乃至百箇師團東方ニ配置シアリ右ノ如キ場合起ラハ獨逸トシテハ日本ヲシテ後顧ノ憂ナカシムルコトハ勿論ナリト答ヘタリ

二、「ソ」聯邦ノ對支援助問題ヨリ客年十一月ノ對重慶和平ニ關スル獨逸ノ斡旋ニ關聯シ重慶ノ對英米依存態度ニ言及セルニ依リ本使ヨリ日本ニ於テ希望スル場合獨逸ハ汪政權承認ニ何等カ支障アルヤヲ質シタルニ「リ」ハ自分トシテハ日本カ承認ヲ有利トセラルル場合ハ即座ニ之ニ應シテ可ナルモ本件ハ「ヒ」總統ノ決濟ヲ要スル問題ナ

ルヲ以テ夫レ迄ハ電報ヲ差控ヘラレタク又若シ日本更ニ蔣トノ妥結ヲ考慮セラルルナラバ現在ハソノ時機ニアラスト考フ獨逸ノ春季ニ於ケル軍事行動開始ノ模様ヲ見英米側ノ蔣ニ對スル迫力衰退ノ時ヲ狙ハルルコト有利ナルヘシト答ヘタリ

197

昭和16年2月25日

在独国大島大使より
松岡外務大臣宛(電報)

日独伊三国同盟に對し日本は絶対忠実である
旨リツベントロップへ強調について

ベルリン 2月25日前発

本省 2月25日夜着

第一六〇號(至急)

往電第一五七號「リ」トノ會談ノ際本使ヨリ日獨關係殊ニ三國條約ニ付テハ種々ノ臆測行ハレ居リ英米ノ中傷的宣傳モアリ獨逸側ニ於テ多少ノ誤解存スルヤモ計ラレサルモ日本カ三國條約ニ絶対忠實ナルハ大詔渙發ニ依リテモ明カニシテ官民一致不動ノ決意ヲ以テ右條約ヲ我カ外交ノ基調トシテ國策ノ實現ニ邁進シ居ル旨強調セルニ「リ」之ヲ首肯

シ獨逸トシテモ日本トハ同シ船ニ乘リタル同志ノ氣持ニシテ「ヒ」總統ハ之二付テ最モ強キ信念ヲ有シアリ日本側ニ於テ獨逸ノ眞意ニ付誤解ナキコトヲ切望スル旨述ヘタリ御參考迄

獨、蘇、土、米へ轉電セリ

198 昭和16年2月26日 在独国大島大使より
松岡外務大臣宛(電報)

シンガポール攻略問題に關しリッペントロツ
プと会談について

ベルリン 2月26日前發
本省 2月26日後着

第一七四號(絶對極秘)

二十三日「リ」外相ト會見現下ノ東亞時局ニ及ヒタル際「リ」ハ大東亞共榮圈ハ劍ニ依ラサレハ之ヲ樹立シ得サルヘシ新嘉坡ハ右共榮圈確立ノ爲ノ要點ト思ハルルカ日本ハ之カ攻略ニ關シ如何考ヘラルルヤト問ヘルヲ以テ本使ハ日本ハ將來米カ獨ヲ攻撃シ兩國間ニ戰爭起ル場合素ヨリ三國條約ニ基キ獨側ヲ武力援助スヘシソノ場合米國及英國トハ

戰爭トナリ新嘉坡攻略トナルヘク帝國トシテハカカル場合ニ備ヘ着々準備ヲ整ヘツツアルコトハ勿論ナリ然レトモ新嘉坡ハ最近益々防備ヲ固クシ居リ之ヲ攻略スルニハ充分ノ準備ヲ要シ又此ノ場合ニハ米ヲモ相手トスル用意ヲ要スルヲ以テ假令先ニ新嘉坡攻撃ヲ行ハントスル場合ニ於テモ我準備進捗ノ程度一般情勢特ニ歐洲戰局ヲモ考慮スル要アリ日本ニ於テモ之ヲ重大問題トシテ慎重ニ研究中ナリト答ヘ置キタリ

199 昭和16年3月2日 在独国大島大使より
松岡外務大臣宛(電報)

信任状捧呈後の会談におけるヒトラ―總統の
發言内容報告

ベルリン 3月2日後發
本省 3月3日前着

第二〇八號

一日御信任状捧呈後約一時間ニ亘リ「ヒ」總統ト會談(「リ」外相連席)先ツ本使ヨリ三國條約成立シ日獨兩國カ愈緊密ニ世界新秩序建設ニ協力シ得ルニ至レルコトハ欣快

ニ堪ヘス日本ハ上一致三國同盟ヲ尊重シ居ル旨挨拶セ
ルカ「ヒ」ハ三國同盟カ彼ノ年來ノ宿志ニシテ必ス之ニ忠實
ナルヘキヲ述ヘタル後一般情勢ニ付率直ニ彼ノ所信ヲ披瀝
セリ

「ヒ」總統ノ述ヘタル所詳細ニ左記ニ電報ス

一、歐洲一般外交情勢、對英戰爭準備ノ完成、獨逸國內ノ鞏
固ナル經濟狀態等ニ關シテハサキニ「リ」外相ヨリ詳細
御説明申上ケタル趣ナルカトテ極ク概略同趣旨ヲ述ヘタ
ル外伊國ニ關シテハ同國軍隊カ「アビシニア」攻略ノ際
土民軍ヲ相手トセル戰鬪ノ習慣ニ捉ハレ精銳ナル機械化
部隊ヲ有スル英軍トノ戰鬪方法ヲ誤リ今次失敗ヲ招ケル
モノニシテ獨逸カ送りタル機械化兵團ニヨリ「アフリ
カ」ノ戰況モ變ルヘキコトヲ期待シ居ル旨ヲ語レリ
二、對英攻撃ニ關シテハ天候ノ關係上三月末ヨリ四月二日
實施セラルヘキ潜水艦戰ニヨリ大打撃ヲ與フル積リナル
旨冒頭シ現在潜水艦ノ月建造能力十七ナルカ近ク二五ニ
増加セラルヘク更二三〇以上ト致度キ積リナリ開戦以來
昨年八月迄一ケ年間ノ損害ハ二八隻ナリシカ其ノ攻撃方
法ニ大改良ヲ加ヘタル結果ソノ後ノ損害ハ今日迄僅カ三

隻ニスキス目下建造中ノ潜水艦ハ中型ニシテ近海カ海底
ノ淺キコト潜水艦操縦性ヲ大ナラシムルコトニ留意セル
爲ナルコトヲ述ヘ次テ空軍ニ關シ空中ヨリノ攻撃モ最大
規模ニ行フ積リナルカ之モ天候ト關係スルコト大ナリ上
陸策戰ニ關シテモ海上ノ狀況ニ依ルコト多シ對英作戰ハ
最早 operativeノ問題ニアラスシテ tacticalノ問題ニシ
テ天候氣象海上ノ狀況ニ左右セラルルコトヲ述ヘ上陸作
戰ノ決意ハ之ヲ有スルモノノ時機ノ予定シ難キヲ説明シ
過去ノ先例ヲ引用シ自分「ヒ」トシテハ西方作戰終了後
直チニ行フ予定ナリシモ一九三九年秋ハ雨天多ク次テ冬
季ハ特ニ寒サ嚴シク獨逸カ頼ミトスル機械化部隊空軍ノ
活動ニ不便ナリシ爲之ヲ春迄延期シ漸ク天候安定ノ見透
ヲ有スルニ至レルニヨリ五月十日進軍ヲ開始セル次第ナ
リトシ又諾威作戰モ冬中「オストゼエ」ガ凍リ居リ漸ク
四月七日ニ解氷シ水路出來タリトノ報告ニ接シ直ニ進擊
ノ命令ヲ發シタル次第ナリト語レリ尙上陸作戰ニハ獨逸
ノ有スル凡ユル海上艦艇ヲ動員スヘキカ何分ニモ獨逸海
軍ハ一九三五年ヨリ各種艦艇ヲ建リ始メタルモノ故大海
軍ヲ作ル能ハス兵力不足ナルハ眞ニ殘念ニシテ日本ノ如

ク大艦隊ヲ有セラルルハ羨望ニ堪ヘサル旨繰返ヘシ居リ
タリ何レニセヨ獨逸トシテハ英國カ完全ニ崩壞スル迄本
戰爭ヲ繼續スル積リナルカ唯英國ハ世界ニ跨リ大國ナル
故世界至ル所ニ於テ之ヲ叩ク要アリト述ヘタルニ「リ」
外相言フハサミ實ハ先日大島大使ト會談ノ際自分モ新嘉
坡攻略ニ關シ言及シ置キタリト述ヘタルニ依リ本使ヨリ
日本トシテモ右ニ對スル凡ユル準備ハナシ居ルモ之カ實
施ニ付テハ過日「リ」外相ニ申上ケタル通りナリトモ
「リ」ニ話シタルコトヲ繰返ヘシ置キタリ

三、米國ニ付テハ「ヒ」ハ同國ハ金權政治ニシテ國民ノ「モ
ーラル」低劣ナルヲ力説シ今回ノ戰爭ニヨリ自分ノ年來
ノ信念タル戰爭ハ精神ノ優越ナル者勝利スルコトツクゾ
ク體驗シタルカ現代ノ戰爭ニ於テ近代武器ノ精銳ナルコ
トヲ要スルハ勿論ナルモ優秀ナル精神ナクシテハ結局戰
爭ニ勝チ得ス自分ハ米國ニ對シ何等ノ恐怖ヲ有セサル旨
述ヘタリ

四、「ソ」聯邦ニ對シテモ自分「ヒ」ハ何等心配セス唯
「ソ」聯邦ハ何分狡イ國ニテ「スラブ」民族ニ對シテハ民
族主義ヲ以テソノ他ノ國ニ對シテハ「ボルセビズム」ヲ

以テ働キカケ次ニ「ブルガリヤ」ニモ凡ユル策動ヲナシ
タル旨述ベ自分ハ獨「ソ」間ノ條約ニハ何等信賴ヲ置キ
アラス自分カ東方ヘ配置シタル百個師團ノ兵力ニ信賴シ
アル旨述ヘタリ

五、⁽³⁾次テ日獨伊同盟ニ言及シ自分ハ一九〇四年日露戰爭當時
ヨリ「スラブ」民族ニ反感ヲ有シ日本トノ提携ヲ考ヘ居
タルカ元來自分ハ同盟ハ締結國間ニ領土的ニ何等ノ間隙
ヲ生スル余地ナク長年間ニ亘リ手ヲツナキ行ケル國民間
ニノミ締結セラルヘキナリトノ信念ニテ日獨伊ノ關係ハ
正ニソノ通ナルノミナラス何レモソノ對象ヲ共同ニシ即
チ現實ニ於テハ英米次テ「ソ」聯邦ナリト述ヘ獨逸ハ東
洋ニ關シテハ何等領土的野心ナクソノ植民地ニモ全然手
ヲ觸ルル意向ナク又地中海ニ於ケル伊國勢力ハ飽ク迄之
ヲ尊重シテ一切手ヲ觸レサル積リナリ自分トシテハ歐洲
ヲ改造シ且「アフリカ」ニ植民地ヲ建設スルコトヲ以テ
足レリトナシ居リ又日獨ノミカ武士道の民族「ゾルダー
テン・フォルク」ナルカ故兩國ノ提携ハ百年否三百年ニ
モ亘リ不動ナルヘク自分ハ死スモ獨逸國民ニ遺言シテ日
伊トハ爭ヲ生スルカ如キコトハ絕對ヤラセヌ積リナリト

述ヘタリ

六、最後ニ今次戦争ニ於テハ既ニ我等勝テリト認メ居レルカ
自分ハ善意カ自分ヲシテ今日ノ戦争ヲ行ハシメ吳レタル
コトヲ感謝シ居リ假リニ今回戦争ヲ避ケ得タリトスルモ
二、三年後又ハ十年後ニ必ズ發生シタルヘク從テ此ノ機
會ニ目的ヲ達成スル迄ハ絶對ニ手ヲ引カサル旨強調セリ

200

昭和16年3月11日

松岡外務大臣より
在独国外務大臣他宛(電報)

松岡外相の訪欧予定につき通報

本省 3月11日後9時発

合第五九九號

本大臣ハ三國條約成立ニ關シ獨伊兩國首腦者ト親シク慶祝
ノ意ヲ交換シ且會談ヲ遂クル爲明十二日東京發「シベリ
ア」經由ニテ兩國訪問ノ予定ナリ

編注 本電報の宛先は「至急情報」となっている。

201

昭和16年3月18日

在独国外務大臣より
近衛文麿 臨時外務大臣事務管理宛
(電報)

对英攻撃の見通しおよびシンガポール攻略問題
に関するリーダー独国海軍元帥との会谈報告

ベルリン 3月18日前発

本省 3月18日後着

第二七一號

十五日「レエダー」元帥招宴後行ヒタル會談中重要ナル事
項左ノ通

一、英本土攻撃ニ關シテハ潜水艦戰ニハ充分自信ヲ有スルモ
海上艦船ノ劣勢ナルコトハ寔ニ遺憾ニシテ獨逸ハ世界大
戰當時ト異リ今回ハ北海ヨリ大西洋ニ亘リ海軍根據地ヲ
有スルヲ以テ若シ大戰當時ノ如キ艦隊アラバ上陸作戰ハ
易々タルモノト考フ如何ニ優秀ナル空軍ヲ以テスルモ艦
隊ノ全任務ヲ補フ譯ニハ行カス英本土攻撃方法ニハ最モ
苦心研究ヲ重ネタル次第ニシテ機械化一師團上陸セハ爾
後英全本土ヲ攻略スルコトハ容易ナリト信スト述ヘタリ
依テ本使ヨリ英國海軍ヲ地中海ニ押込ムル爲速ニ「ジブ

ラルタル」ヲ占領シテハ如何ト問ヘルニ對シ「レ」ハ何レハ之ハ行ハサルヘカラスト考フルモ何分ニモ西班牙ノ内政状態特ニ經濟的困難ニ鑑ミ現在之ヲ行フヲ不利トスルヲ以テ先ツ第一ニ「シシリー」「パンテラリア」ノ線ヲ閉鎖スルコトトシ先般ノ「メラシ」會談ニ於テ予ヨリ伊國海軍首脳部ニ申入レタル處伊國モ之ニ同意セリト答ヘタリ

三、又「レ」ハ我國ノ新嘉坡攻撃ヲ希望セルヲ以テ先般「リ」「ヒ」ニ答ヘタルト同一趣旨ノコトヲ述ヘ置キタリ

202 昭和16年3月27日 松岡外務大臣
リッベントロップ独国外務大臣 會談

松岡・リッベントロップ會談要領

松岡外務大臣「リ」外相會談記錄(要領)

昭和十六年三月二十七日午前十一時ヨリ

外相官邸ニ於テ

會談時間約一時間三十分

一、「リ」ハ先ヅ松岡大臣ガ遠路獨逸ヲ訪問セラレタルコトヲ謝シ次デ今回ノ戰爭ニ至レル經過ヲ敘シ今次ノ戰爭ガ

獨ニトリテハ全ク強ヒラレタル戰爭ナルコトヲ述ブ、而シテ獨逸トシテハ戰爭發生以前ニ日獨伊三國同盟ノ成立ヲ企圖シ自分(リ)ハ全權ヲ持チテ六ヶ月待チタルガ遂ニ日本側ノ態度決定セザリシニ依リ當時刻々ニ戰雲漲リ來レル歐洲ノ情勢上止ムナク蘇聯ト結ブニ至レル次第ヲ述ブ、

三、本次戰爭發生當時ニ於テハ波蘭ハ八十(？)箇師團、諾威ハ六箇師團、和蘭ハ十六(？)箇師團、白耳義ハ二十八(？)箇師團、佛國ハ百三十(？)箇師團、英國ハ七(？)箇師團ノ兵力ヲ擁シ居リ、模様ニ依リテハ之等全部ヲ敵トスルノ可能性アリタルガ、幸ヒ先ヅ波蘭ヲ叩キ、諾威ヲ壓ヘ、更ニ西部戰場ニ於テ壓倒的勝利ヲ收メタル結果、之等全兵力ハ最早歐大陸ニハ存在セザルニ至レリ、

三、現在獨逸兵力ハ二百四十箇師團、其ノ中百八十六箇師團ハ青年ノミヨリ成ル最精衛部隊ニシテ、二十四箇師團ハ完全ナル機械化部隊ナルノミナラズ其ノ他多數ノ獨立機械化旅團アリ、

四、潜水艦ハ現在不斷ニ海上ニアリテ對英攻撃ニ從事シ居ル隻數ハ六一七―八隻ニ過ギザルモ、四月ニ入レバ七〇―

八〇—九〇隻方斷エズ策戰行動ニ從事スベク、又戰艦モ
(註、船名ハ云ハザリシモ、「グナイゼナウ」「シヤルン
ホルスト」ヲ指スモノト認メラル)遠ク大西洋上ニ於テ
活躍シ居レリ、

五、空軍ニ關シテモ絶對優勢ニシテ此ノ冬以來從來ノ飛行機
ヨリモ一段ト進歩セルモノ現ハレ、漸次新型機ヲ以テ置
キカヘラレツツアリ、

六、英國本土ニ對スル攻撃ハ一切ノ準備ヒ居レルモ、何時
英國ガ屈服スルヤハ自分モ云ヘズ、二ヶ月—三ヶ月—四
ヶ月ノ中ニ屈服スルコトアリ得ベキガ、遅クモ今年中ニ
完全ニ英國ガ叩キ伏セラルベキコト確實ナリ、

七、「バルカン」ハ既ニ安定セルガ、今後共三國條約ニ加入
セシメ度キ國アリ、第一ニハ西班牙、次デ瑞典、土耳其
ナリ、

八、蘇聯ニ付テハ曩ニ「モロトフ」來獨ノ際三國條約加入方
ヲ交渉セルガ、後刻蘇聯ハ其ノ條件トシテ芬蘭ニ於ケル
獨逸勢力圈ノ蘇聯ニ對スル讓渡、「ダーダネルス」ニ關
シ土耳其ニ基地ヲ設クルコト、勃牙利トノ特殊關係設定
等ノ要求ヲ出シ來レルニヨリ「ヒ」總統ハ明白ニ之ヲ拒

否セリ、獨蘇關係ハ一言ニシテ云ヘバ「コレクト」ナル
ガ、蘇ノヤル事ニハ非友誼のナルコト少ナカラス、先般
ノ蘇土共同聲明ノ如キモ其ノ一例ナリ、又「クリツプ
ス」英國大使ノ「モスコ」着任以來英國ノ策動モアリ
テ萬一ノ際ハ英ニツクカモ知レズトノ素振りヲ見セ來レ
リ(最近「クリツプス」ハ「イーデン」トモ「アンカラ」
ニテ會見シ居レリ)然レドモ今日ノ獨逸ハ蘇ガ獨ニ對シ
何事カヲ試ミル場合ニハ數ヶ月ヲ以テ蘇軍ヲ擊滅スルノ
自信ヲ有ス、

九、米國ハ極力英國ヲ援助シ居レルガ、此ノ援助ナケレバ
「チャーチル」ハ到底抵抗出來ザルベシ、米國ガ眞ニ參
戰スルヤ否ヤハ尙不明ナリ、元來我々が三國條約ヲ締結
セルハ米國ノ參戰ヲ阻止スルニアリタリ、而シテ今日極
東ノ情勢ヲ見ルニ自分ハ日本ガ適當ノ時機ニ——出來得
レバ成ルベク速カニ——新嘉坡ヲ攻撃スルコト有利ナリ
ト認ム、何トナレバ若シ日本ガ新嘉坡ヲ占領スルニ至レ
バ、比律賓ハ何時ニテモ日本ニヨリ攻略セラルベシ、
「ローズヴェルト」トシテハ比律賓ヲ失フハ對内「プレ
ステイツヂ」ヲ失墜スルニヨリ之ヲ避ケザルヲ得ザルベ

ク、米國ノ參戰ヲ斷念セシムルニ至ルベシ、尙日本ガ南

洋ノ大地域ヲ支配スルコトモ米國ノ參戰ヲ斷念セシムル

一要素タルベシ、三國條約ハ米國ヲ對象トシテ作レル條

約ナルモ日本ガ新嘉坡ヲ攻略スルハ本條約ノ目的トスル

所ニ合致スルモノト思考ス、

(以上會談ノ途中「ヒ」總統ノ呼出シアリテ「リ」ハ中坐
シ會談打切ラレタリ)



203 昭和16年3月27日

松岡外務大臣
ヒトラ―總統 會談

松岡・ヒトラ―會談要領

松岡外務大臣「ヒツトラ―」總統會談記錄(要領)

昭和十六年三月二十七日午後四時ヨリ

總統官邸ニ於テ

會談時間約二時間半

一、「ヒ」總統モ戰況竝ニ歐洲情勢ニ關シ「リ」外相ト大同

小異ノ説明ヲ爲セルガ、特異ノ諸點左ノ如シ、

二、現在獨ハ對蘇兵力トシテ百五十箇師團ヲ配置アリ、而シ

テ歐大陸ニハ敵トスベキ兵力ナキニ依リ要スレバ全兵力

ヲ蘇聯ニ向ケ得ル狀況ニアリ、蘇聯ノヤルコトハ結局共

産主義ノ擴大ニシテ「バルチック」三國併合後ノ如キモ

完全ナル暴壓政治ヲ行ヒ居リ、全知識階級ハ何處ニカ消

失セリ、次ニ來ルベキ敵ハ米國及蘇聯ナリ、

三、米國ハ英國ニ對スル軍需品ノ供給ト自己ノ軍備擴張ニ熱

中シアリ、而シテ更ニ參戰スルト云フガ如キ三ツノコト

ヲ行フハ中々困難ナリト認ム、蘇聯ハ何ヲヤルカ分ラズ、

或ハ英國側陣營ニ入ルコトモ可能ナリ、自分ハ「スター

リン」ガ斯クノ如キ賢明ナラザル政策ヲ採用スルモノト

ハ思考セザルモ、萬一斯ル事態發生セバ百五十箇師ノ獨

軍ハ數ヶ月ニシテ蘇軍ヲ擊滅スベシ、

四、自分ハ元來同盟ハ長年月ニ亘リ利害ノ扞格生ゼザル國家

間ニノミ締結セラルベキナリトノ信念ヲ有シ、青年時代

ヨリ日本トノ提携ヲ考ヘ來レリ、獨逸トシテハ戰後「ア

フリカ」ニ植民地ヲ建設スルコトヲ以テ足レリト爲シ居

リ極東植民地ニ手ヲ觸ルル意志ナク從テ日本トハ長年月

ニ亘リ提携シ行ケルモノト確信シ居レリ、

五、世界新秩序建設ニハ英國ヲ打倒スルコトオ互ニ必要ニシ

テ、而シテ前述ノ如ク米國ノ參戰ニハ困難アリ、蘇聯ニ

對シテハ前述ノ如ク獨逸ニ確信アリ、今次戰爭ハ既ニ獨逸勝利シ居レリ、從テ日本ガ立チテ新嘉坡ヲ叩ク絶好ノ機會ニシテ右ハ英國打倒ノ爲有效ナルノミナラズ東亞ニ於ケル新秩序建設ノ爲ニモ必要ナルベシ、大事業ヲ爲スニハ常ニ果敢(Wagnis)ヲ要スベク、日本ノ新嘉坡攻略ヲ希望ス、

(未完)

204

昭和16年4月1日

在独国大島大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

ユーゴスラビア政変におけるソ連の策動を痛罵し対ソ軍備増強をヒトラー言明について

ベルリン 4月1日前発

本省 4月1日後着

第三四二號

二十八日「ヒ」總統招宴ノ際「ヒ」ハ本使ニ對シ「ユーゴ」革命ノ背後ニ蘇聯邦ノ策動アリシヲ指摘シテ蘇聯邦ノ態度ヲ痛罵シ獨逸ハ現在百五十師團ヲ蘇聯邦ニ對シ配置シアリ若シ日本ヲ攻撃スルコトアラハ獨逸ハ武力ヲ以テ蘇聯

邦ヲ攻撃スルコトヲ辭セスト述ヘタリ

本使ハ先般山莊ニテ會談ノ際獨逸師團百個トノ御話ナリシカ更ニ五十師團増加セラレタルヤト質問セルニ「ヒ」ハ然リ蘇聯力獨逸ニ對シ種々意地悪キコトヲ爲スヲ以テソノ度毎二或ハ五師團或ハ四師團ヲ東方ニ増加セルモノニヨルモノニシテカクスルト不思議ニ蘇聯邦ハソノ態度ヲ改メ居レリト答ヘタリ

尙傍ニアリシ「リ」外相ハ後刻本使ニ對シ總統カ貴大使ニ對シカク明白ニ決心ヲ述ヘラレタルコトハ日本ニ對スル完全ナル保障(Garantie)ナリト述ヘタリ

右陸海軍大臣ノミニ極祕トシテ傳ヘラレタシ

205

昭和16年4月1日

在独国大島大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

ユーゴスラビア政変はバルカン問題解決の絶好の機会とのヒトラーおよびリッペントロップの発言について

ベルリン 4月1日発

本省 4月1日着

第三四三號

二十八日「ヒ」總統ト又三十日「リ」外相トノ會談ノ際兩人共本使ニ對シ「ユーゴー」革命ハ「バルカン」ノ不安ヲ根本的ニ解決スル絶好ノ機會到來セリト考ヘアル旨述ヘタリ

206 昭和16年4月5日 在独国大島大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日独伊混合委員會の結成にリツベントロップ
が熱意を表明について

ベルリン 4月5日後発
本省 4月6日後着

第三七八號(館長符號扱)

松岡大臣ヨリ

五日暇乞ヒ旁々「リ」外相ヲ往訪會談シ引續キ午餐ヲ共ニセルカ談話内容ハ特ニ取急キ電報ノ要ヲ認メサルニ付省略ス但シ混合委員會ニ關シテハ「リ」外相ニ於テモ熱意ヲ示シ居タルニ付本大臣ヨリ單ニ軍事ノミナラス經濟委員會ニ關シテモ充分援助方ヲ要請シ「リ」之ヲ快諾セリ尙今次獨

伊首脳部トノ會見ノ印象ニ依レハ「ユーゴースラヴィア」希臘ノ問題ハ孰レモ困難無ク落著スヘキモ全然戰爭行爲無クシテ解決ヲ見ル事ハ可能性少シト認メ居ル模様ナリ
伊、蘇へ轉電セリ
蘇ヨリ英へ轉電アリタシ

207 昭和16年4月7日 在独国大島大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

ユーゴスラビアに対する日本側の外交措置実施
の可能性につきリツベントロップ打診について

ベルリン 4月7日後発
本省 4月8日夜着

第三八三號(館長符號扱、大至急)

松岡大臣へ

七日夕刻「リ」外相ノ求メニ應シ往訪セル處「リ」ハ貴大臣ノ御訪獨ニ依リ親シク御話致ス機會ヲ得タルヲ欣ヒ居ル旨述ヘタル上「リ」ハ全ク自分一己ノ思付ニシテ「ヒ」總統トモ相談シ居ラサル旨冒頭「ユーゴースラヴィア」カ三國條約ニ加入セル翌日「クレーター」ヲ行ヒ本條約ヲ蹂躪

(欄外記入)

スルノ暴擧ニ出テタルハ單ニ獨逸ニ對シテノミナラス本條約締盟國全部ニ對スル侮辱ナリト認ムル次第ニシテ獨トシテハ歐洲内部ノ事件ニ關シ日本ノ援助ヲ求ムルモノニアラサルコトハ勿論特ニ日本ハ AD Referendum 附ニテ署名セラルレ居ルコトナレハ獨伊等ト法律上ノ地位ヲ異ニセルコトハ了承シ居ルモ日本ニ於テ何等カノ外交上ノ措置ヲ採ルコト出來マジキヤ若シ松岡大臣在獨中ナレハ御相談シタシト考ヘタル次第ナルカ莫斯科御滞在中ニ付御意見御問合セ願ハレマジキヤト述ヘタルヲ以テ本使ヨリ「ユーゴースラヴィア」ニハ我カ使臣駐在セス東京ニハ「ユーゴ」使臣ナク名譽領事位アルヤモ知レサルモ如何ナル措置ヲ妥當トスルヤ研究ノ要アルヘキ旨ヲ答ヘタル上兎ニ角松岡大臣ヘ電報スヘキ旨述ヘ置ケリ

本使ハ之ニ對シ情報部長談等ニ於テ日本モ「ユーゴースラヴィア」ノ態度ヲ不都合ナリト認メ居リ獨伊ノ採リタル措置ハ當然ナリトノ趣旨ヲ聲明スル程度ニテ可ナリト存スルモ御意見折返シ御回電ヲ請フ

如何ナル措置ヲ希望シ居ルニヤ?

208

昭和16年4月9日

在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

中立条約調印に備え全権委任状発出の手配準

備方指示について

モスクワ 4月9日後発

本省 4月9日夜着

第四二七號(大至急、極秘、館長符號扱)

松岡大臣ヨリ

場合ニ依レハ當地ニ於テ中立條約ニ署名スル運ヒトナルヤモ知レサルニ付其ノ際全權御委任状ヲ必要トスルニ於テハ當方ヨリ電報次第本大臣及建川大使ニ對シ各別ニ遲滞ナク右ヲ發出シ得ル様至急手配置キアリタシ

209

昭和16年4月10日

在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

北樺太利権に関する附属議定書を除く中立条

約案への調印をわが方提議について

第四三一號

モスクワ 4月10日前発
本省 4月10日前着

松岡大臣ヨリ

四月九日午後四時ヨリ七時半迄「モロトフ」總理ト懇談續
行建川大使列席

前回會談ノ際本大臣ヨリ強硬ニ北樺太ノ讓渡ヲ主張シタル
モ此ノ際之ヲ應諾スル見込ナキモノト觀取シタルニ付本日
ハ本大臣ヨリ簡單直截ニ不侵略條約案ヲ撤回シ先方提出ニ
係ル中立條約案(北樺太利權ニ關スル附屬議定書ヲ除ク)ニ
本大臣滯在中建川大使ト共ニ連署スル様致度キ旨ヲ申入レ
タル處「モロトフ」氏ハ極力北樺太利權ノ處理ニ關スル附
屬議定書ヲモ此ノ際成立セシムルコトノ必要ヲ縷説ス、結
局十一日「レーニングラード」ヨリ歸リ午後四時再會スル
迄ニ本大臣ノ申入レニ付審議再考センコトヲ求メ別レタリ
尙北支及內蒙古ノ日本勢力範圍内タルコトヲ認ムルニ對シ
外蒙古及新疆ノ「ソ」聯勢力範圍タルコトヲ認ムル祕密議
定書ヲ作りテモ好シト述ヘタルニ對シ「モ」ハ斯ル問題ヲ
議スルトキハ暇取ルコトニモアリ右ハ後日ニ讓リテ可ナリ

ト思フ旨ヲ答ヘタリ但シ右返答ハ極メテ輕キ意味ニテ何レ
ノ途一應「スターリン」ニ伺ハサレハ全部ニ付確答出來サ
ルコト明瞭ナリ
以上御含迄不取敢電報ス

210

昭和16年4月10日 在独国大島大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

ベルリンにおける日独伊混合委員会成立について

ベルリン 4月10日後発
本省 4月11日夜着

第四〇一號(館長符號扱)

一、伯林ニ於ケル混合委員會ヲ速ニ公式ニ結成スルノ必要ナ
ルコトニ關シ「リ」外相ト全然意見一致シ居リシカ最近
ニ於ケル各種政治上ノ出來事ノ爲時期ヲ得ス遷延シ居リ
タルカ先般松岡大臣ヨリモ同様ノ希望アリタル趣ニテ本
日外務省ニ於テ「リ」外相伊太利大使及本使相會シ正式
ニ一般委員會ヲ成立セシメ之ヲ公表スルコトトセリ
三、「リ」ハ本夕又ハ明朝巴爾幹戰場ニ赴キ約十日後歸伯ノ
豫定ニシテ其後直ニ全委員ノ正式會合ヲ行フ筈ナリ尙混

合委員會獨逸側幹事トシテハ「リッター」大使之ニ當ルコトトナレリ

三、伊大使ノ言ニ依レハ羅馬ニ於テモ近ク混合委員會ヲ開クヘシト

四、東京ニ於テモ松岡大臣歸京後該委員會ヲ正式ニ結成セラ
ルルヲ適當ト信ス

蘇、伊へ轉電セリ

蘇ヨリ大臣へ轉報アリタシ

211 昭和16年4月11日

在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

モスクワ滞在中の条約成立がもたらす世界的
効果に鑑み中立条約案の字句修正は松岡外相
にて取り計らう意向について

モスクワ 4月11日後発

本省 4月12日前着

第四三六號(極秘、外機密、館長符號)

松岡大臣ヨリ

往電第四二七號ニ關シ

本十一日會談ノ結果ニヨリテハ中立條約ノ成立ヲ見ルコトアルヘキ處本大臣當地滞在中ニ署名スルコト世界ニ對スル效果ヨリ見ルモ頗ル望マシキ儀ナルノミナラス過日本大臣ヨリ「モロトフ」ニ對シ此ノ際外交的「ブリツツクリーグ」ヲ決行シテハ如何ト言ヘルニ「モ」ハ言下ニ之ニ贊意ヲ表シタル次第モアリ且又條文モ極メテ簡單(客年往電第一四六八號(十月十八日提示蘇側中立條約案)ト略同一内容)ナルニ付「リタクシヨン」ハ本大臣ニ於テ可然取計フ意向ナリ右御含置アリタシ

212

昭和16年4月12日

在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

ソ連側作成の議定書案による北樺太利権問題
の解決にモロトフが固執のため中立条約交渉
打切りの意向表明について

別電一 昭和十六年四月十二日發在ソ連邦建川大使よ

り近衛臨時外務大臣事務管理宛第四四三号

モロトフが提示した中立条約案第一条修正案

二 昭和十六年四月十二日發在ソ連邦建川大使よ

り近衛臨時外務大臣事務管理宛第四四四号

わが方が提示した北樺太利権問題解決に関する

半公信案

モスクワ 4月12日前発

本省 4月12日前着

第四四二號(大至急、極秘、館長符號扱)

往電第四三二號二關シ

松岡大臣ヨリ

十一日午後四時ヨリ建川大使列席二時間餘懇談ヲ續行セルカ「モ」ハ第一條ヲ別電第四四三號ノ通り修正シタル外全部客年十一月建川大使二手交セル中立條約案ノ儘ナル案文(北樺太利権處理ニ關スル議定書案モ元ノ通りナリ)ヲ本大臣ニ手交シ此ノ際北樺太利権問題ノ解決ヲ是非必要トスル所以ヲ前回會談ノ際ト同様ニ縷々力説セリ之ニ對シ本大臣ハ外蒙及滿洲國ノ領土尊重ニ付實質のニハ同感ナルモ日本トシテハ(滿洲國ハ同盟國ニアラサルニ付此ノ點ハ條約本文ニ入ルルトシテモ適當ナル修正ヲ要ス)又苟モ獨立國ナル以上條約本文ニ之ヲ入ルルコトハ滿洲國ノ自尊心モアルコトナレハ成ルヘク避クルカ宜シカラントノ趣旨ニテ寧ロ

外蒙及滿洲國ニ對シテハ別ニ之ヲ聲明書ノ形式ト爲スコト然ルヘシト述ヘタル結果

右ハ主トシテ「レダクシヨン」ノ問題ナルヲ以テ双方研究スヘシト云フコトニ落着キタリ次イテ本大臣ヨリ重ネテ前回既ニ縷説シタル通り此ノ際中立條約丈ケヲ簡單ニ調印スルノ擧ニ出ツルコトカ日蘇國交調整ニ巨歩ヲ進メ聽テ北樺太問題處理ヲ有利ニ導ク雰圍氣ヲ醸成スヘク外交的「ブリツクリীগ」トシテ獨リ日蘇兩國民ノ感情ヲ改善スルノミナラス一般國際關係ニ對シ日蘇孰レヨリ之ヲ見ルモ外交的「マスタートローク」ナル所以(前回既ニ「モ」ハ同感ノ意ヲ表シ居レリ)ヲ簡單ニ繰返シ妥協案トシテ別電第四四四號ノ通りノ英文半公信案文ヲ手交説明シテ再考ヲ促シタル處「モ」ハ兎モ角右案文ニ付考慮ハ致スヘシトテ附屬議定書ニ關スル自說ヲ反覆シテ已マス

仍テ本大臣ハ此ノ際本大臣ノ主張スル所ヲ容レラレサル以上折角ノ「ブリツクリীগ」モ遺憾乍ラ斷念ノ外ナシ此ノ上ハ現ニ懸案トナリ居ル通商協定及漁業本條約カ一日モ速ニ妥結ニ至ル様配意アリタク右成立ハ聽テ政治的取極ヲ容易ナラシムル雰圍氣ヲ我國ニ於テ醸成スルニ至ルヘキ旨

ヲ説示シタル上「スターリン」氏ト面會シ更ニ閣下ト數回ニ亘リ長時間懇談ヲ遂ケ互ニ或程度迄相識ルニ至リ又短時日ナリシモ兎モ角最近ノ蘇聯國情ヲ知レルコトコソ延イテハ日蘇國交調整ニ向ツテノ蓋シ重要要素トナルヘキヲ思ヒ今回本大臣ノ蘇都立寄モ無意義ナラスト信スル旨ヲ述ハマツサリト別レタリ尙出發前暇乞旁々「スターリン」ト會見スル筈ナリ爲念申添フ

(別電一)

モスクワ 4月12日前發
本省 4月12日前着

第四四三號(大至急、館長符號抜)

兩締約國ハ平和及友好ノ關係ヲ維持スルコト
領土ノ保全及不可侵竝ニ締約國ト同盟セル接壤國タル滿洲國及蒙古人民共和國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ相互ニ尊重スルコトヲ約ス

(別電二)

モスクワ 4月12日前發
本省 4月12日前着

第四四四號(館長符號抜、極秘、大至急)

STRICTLY CONFIDENTIAL

My dear Mr. Molotoff,

In reference to the Pact of Neutrality signed to-day, I have the honour to state that I expect and hope that the Commercial Agreement and the Fishery Convention will be concluded very soon and that at the earliest opportunity, we, Your Excellency and myself, shall make endeavours, in the spirit of conciliation and mutual accomodation, to solve the question relating to the Concessions in Northern Saghalien under the contracts signed at Moscow on December 14, 1925, with a view to remove any and all questions which are not conducive to the maintenance of cordial relations between the two countries.

In the same spirit, I should also like to point out that it is well for the two countries and Manchoukuo and Outer Mongolia to find at the earliest date a way to instituting

joint and or mixed commissions of the countries concerned with the object of settling the boundary questions and of handling disputes and incidents along the borders.

Very sincerely yours,

213 昭和16年4月12日 在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

中立条約調印の合意成立につき大至急全権委
任状の手配方指示について

モスクワ 4月12日後発
本 省 4月13日前着

第四四七號(館長符號抜、大至急、極秘)
中立條約此ノ際至急調印ノコトニ本十二日「スターリン」
ト本大臣トノ間ニ合意成立セルニ付大至急往電第四二七號
申進ノ御委任狀電報アリ度シ
「ス」モ本大臣自ラ當地ニテ調印方希望シ居ルニ付御委任
狀ハ明十三日午後五時出發迄ニ是非間ニ合ス様致度ク萬一
間ニ合ハサル際ハ出發延期ノ外ナキモ右ハ成ルヘク避ケ度
キ意嚮ナリ

214 昭和16年4月12日 在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

松岡・スターリン會談にて日ソ中立条約に關
し合意成立について

別 電 昭和十六年四月十二日發在ソ連邦建川大使よ

り近衛臨時外務大臣事務管理宛第四四九號
北樺太利権問題の解決に關する半公信案の修
正点

モスクワ 4月12日後發
本 省 4月13日前着

第四四八號(極秘、大至急、館長符號抜)
松岡大臣ヨリ
本十二日午後五時暇乞ヒ旁々「スターリン」ト會見(モ)
及建川大使列席)七時辭去セル處附屬議定書ヲ除キ此ノ際
簡單ニ中立條約ニ調印スルコトニ合意成立セリ
往電第四四二號別電第四四三號中滿洲國及外蒙ニ關スル部
分ハ之ヲ削除シ本大臣主張ノ通り調印當日聲明トスルコト
ニ先方同意シタル處同別電第四四四號ニハ別電第四四九號
ノ通り極メテ少シ許リノ修正ヲ施スコトトセリ

(往電第四四七號冒頭ニ松岡大臣ヨリヲ挿入アリタシ)

(別電)

モスクワ 4月12日後発
本省 4月13日前着

第四四九號(大至急、館長符號扱)

修正ハ左ノ四點ナリ

(一) 第一節中程ノ to solve ノ次ニ in a few months ノ四語ヲ挿入ス

(二) 同シク其ノ直ク後ノ relating ノ次ニ liquidation of ノ二語ヲ挿入ス

即チ to solve the question relating to liquidation of the Concessions ニタトナル

(三) 第二節ノ for the two Countries 下 for our two Countries ト修正ス

(四) 其ノ次ノ and ヲ as well as ト修正ス
即チ for our two Countries as well as Manchoukuo and 云々トナル



215 昭和16年4月12日 在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立条約に関する合意成立は調印終了の
公表まで極秘とすべき旨注意喚起

モスクワ 4月12日前発
本省 4月13日前着

第四五〇號(大至急、極秘、館長符號扱)

松岡大臣ヨリ

往電第四四八號ノ件ハ調印終了公表迄ハ極秘ニ附スコトトシ從テ當地ニ於テモ新聞ニ對シテハ本十二日本大臣暇乞ノ爲「スターリン」ヲ往訪シ其ノ機會ニ於テ日蘇國交ニ對シ懇談ヲ遂ケタル旨ノミヲ公表シ置キタルニ付貴方ニ於テモ右ト同様御措置アリタシ



216 昭和16年4月13日 在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立条約の締結に關し在英米仏各国大使
へ通報

モスクワ 4月13日後発
本省 4月14日前着

第四六〇號(大至急、館長符號扱)

本使發英、米、佛宛電報

合第一六號

松岡大臣ヨリ

本大臣ハ七日莫斯科到着以來「モロトフ」ト三回「スターリン」ト一回會見シ往路ノ會談ニ引續キ日蘇國交調整ニ付懇談ヲ重ネタル結果蘇側ハ十二日遂ニ從來ノ主張タリシ北樺太利權解消ノ條件ヲ附帶セス單ニ中立條約ヲ締結スルコトニ同意シ此ノ際兩國國交改善ノ爲巨歩ヲ進ムルコトト成レリ

本電宛先 英、米、佛

本省へ轉電セリ

217 昭和16年 4月13日

在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立條約および聲明書の概要に關しわが

方主要關係国大使へ通報

モスクワ 4月13日後発
本省 4月14日前着

第四六一號(大至急、館長符號扱)

本使發獨、伊、英、米、滿^(滿州)宛電報

合第一七號

大臣宛往電第四五八號ニ關シ

調印文書ハ(甲)中立條約及(乙)聲明書ノ二部ヨリ成リ居ル處
一、中立條約ハ日蘇兩國間ニ平和及友好關係ヲ維持シ且相互
二他方締約國ノ領土保全及不可侵尊重ヲ約シ(第一條)締
約國ノ一方カー又ハ二以上ノ第三國ヨリノ軍事行動ノ對
象トナル場合ニハ他方締約國ハ右紛争ノ全期間中中立ヲ
守ルヘキ旨(第二條)ヲ規定シ居リ批准ヲ俟テ實施セラル
ヘク有效期間五年ニシテ延長ヲ認ムルモノナリ
三、聲明書ハ中立條約ノ精神ニ基キ兩國間ノ平和及友好關係
ヲ保障スル爲日蘇兩國ハ夫々外蒙共和國及滿洲國ノ領土
保全及不可侵ヲ尊重スルコトヲ約スル旨嚴肅ニ聲明スル
モノナリ

本電宛先、獨、伊、英、米、佛、滿

本省へ轉電セリ

218

昭和16年4月13日
在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立条約調印完了報告

モスクワ 4月13日午後
本省 4月13日夜着

第四六三號

十三日午後三時調印了シタリ

219
昭和16年4月13日 調印

日ソ中立条約

付記一 昭和十六年四月十三日付松岡外務大臣よりモ

ロトフ外務人民委員宛半公信仮訳文

北權太利權問題の解決に関する往信

二 昭和十六年四月十三日付モロトフ外務人民委

員より松岡外務大臣宛半公信

右往信に対する返信および仮訳文

三 昭和十六年四月十三日

右条約調印に関する近衛首相談話

大日本帝國及「ソヴィエト」社會主義共和國

聯邦間中立條約

大日本帝國天皇陛下及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦
最高會議幹部會ハ兩國間ノ平和及友好ノ關係ヲ鞏固ナラシ
ムルノ希望ニ促サレ中立條約ヲ締結スルコトニ決シ之ガ爲
左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ
大日本帝國天皇陛下
外務大臣從三位勳一等松岡洋右
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦駐劄特命全權大
使陸軍中將從三位勳一等功四級建川美次
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦最高會議幹部會
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民委員會會議
長兼外務人民委員「ヴァチャエスラウ、ミハイロヴィ
チ、モーロトフ」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナ
ルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條

兩締約國ハ兩國間ニ平和及友好ノ關係ヲ維持シ且相互ニ他

方締約國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スベキコトヲ約ス

第二條

締約國ノ一方ガ一又ハ二以上ノ第三國ヨリノ軍事行動ノ對象ト爲ル場合ニハ他方締約國ハ該紛争ノ全期間中中立ヲ守ルベシ

第三條

本條約ハ兩締約國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セラルベク且五年ノ期間效力ヲ有スベシ兩締約國ノ何レノ一方モ右期間滿了ノ一年前ニ本條約ノ廢棄ヲ通告セザルトキハ本條約ハ次ノ五年間自働的ニ延長セラレタルモノト認めラルベシ

第四條

本條約ハ成ルベク速ニ批准セララルベシ批准書ノ交換ハ東京ニ於テ成ルベク速ニ行ハルベシ
右證據トシテ各全權委員ハ日本語及露西亞語ヲ以テセル本條約ニ通ニ署名調印セリ

昭和十六年四月十三日即チ千九百四十一年四月十三日「モスコ」ニ於テ之ヲ作成ス

松岡 洋右(印)

建川 美次(印)

B. Morotob(印)

聲明書

大日本帝國政府及「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦政府ハ千九百四十一年四月十三日大日本帝國及「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦間ニ締結セラレタル中立條約ノ精神ニ基キ兩國間ノ平和及友好ノ關係ヲ保障スル爲大日本帝國ガ蒙古人民共和國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スルコトヲ約スル旨又「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦ガ滿洲帝國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スルコトヲ約スル旨嚴肅ニ聲明ス

昭和十六年四月十三日「モスコ」ニ於テ

大日本帝國政府ノ爲

松岡 洋右

建川 美次

「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦政府ノ委任ニ依リ

B. Morotob

(付記一)

(往信假譯文)

嚴祕

拜啓陳者本日署名セラレタル中立條約ニ關聯シ予ハ通商協定及漁業條約ガ極メテ速ニ締結セラルベキコトヲ期待シ且希望スルモノナルコト竝ニ最モ速ナル機會ニ閣下及予ニ於テ兩國間ノ友好的關係ノ維持ニ資セザル有ラユル問題ヲ除去スル爲メ千九百二十五年十二月十四日「モスコ」ニ於テ署名セラレタル契約ニ基ク北樺太ニ於ケル利權ノ整理ニ關スル問題ヲ數月内ニ解決スル様和解及相互融通ノ精神ヲ以テ努力スベキコトヲ閣下ニ陳述スルノ光榮ヲ有シ候

同様ノ精神ヲ以テ予ハ又國境問題ヲ解決シ且國境ニ於ケル紛争及事件ヲ處理スルノ目的ヲ以テ關係國ノ共同委員會及(又ハ)混合委員會ヲ最近ノ期日ニ於テ設定スル方途ヲ發見スルコトガ貴我兩國竝ニ滿洲國及外蒙古ニトリ適當ナルコトヲ指摘致度候 敬具

昭和十六年四月十三日「モスコ」ニ於テ

(付記一)

Strictly Confidential

Moscow, April 13th, 1941.

My dear Mr. Matsuoka,

I have the honour to acknowledge the receipt of your note of April 13th, 1941, which contains the following:

In reference to the Pact of Neutrality signed to-day, I have the honour to state that I expect and hope that the Commercial Agreement and the Fishery Convention will be concluded very soon and that at the earliest opportunity, we, Your Excellency and myself, shall make endeavours, in the spirit of conciliation and mutual accomodation, to solve in a few months the question relating to liquidation of the concessions in Northern Saghalien under the contracts signed at Moscow on December 14th, 1925, with a view to remove any and all questions which are not conducive to the maintenance of cordial relations between the two countries.

In the same spirit, I should also like to point out that it is well for our two countries as well as Manchoukuo and

Outer Mongolia to find at the earliest date a way to instituting joint and/or mixed commissions of the countries concerned with the object of settling the boundary questions and of handling disputes and incidents along the borders.

I take note of the above with satisfaction with which I am in agreement.

Yours very sincerely,

B. MOROTOV

(返信假譯文)

嚴祕

拜啓陳者千九百四十一年四月十三日附貴信ヲ以テ左記御申越相成敬承致候

「往信文挿入」

予ハ満足ヲ以テ右ヲ了承シ且之ニ同意スルモノニ有之候

敬具

千九百四十一年四月十三日「モスコ」ニ於テ

(付記川)

近衛總理大臣談話

(昭和十六年四月十三日)

嚮ニ政府ハ日獨伊三國同盟條約ヲ締結致シ世界的戰亂ノ擴大ヲ防止シ右條約ヲ樞軸トシテ大東亞全局ノ平和ヲ確保セントスル不退轉ノ決意ヲ中外ニ表明シタルカ、是カ爲メニハ日蘇兩國カ永續的基礎ノ上ニ平和及友好ノ關係ヲ鞏固ナラシメ以テ上記同盟條約ノ精神ヲ擴充強化スルコトカ必要缺クヘカラサルコトハ云フ迄モナイ所テアル、政府ハ此ノ信念ニ基キ蘇聯邦トノ間ノ國交ヲ根本的ニ調整センカ爲メ豫テヨリ交渉ヲ重ネツツアツタノテアルカ此ノ度松岡外相ノ莫斯科訪問ヲ機トシテ双方ノ話合急進展ヲ見、茲ニ松岡外相、建川大使及「モロトフ」外務人民委員間ニ四月十三日ヲ以テ別ニ發表致シタ如キ中立條約ノ調印行ハルルト共ニ別ニ兩國間ノ聲明ヲ以テ我方ハ蒙古人民共和國ノ、蘇聯邦ハ滿洲國ノ夫々領土保全並ニ不可侵ヲ尊重シ以テ滿蘇滿蒙間國境ノ平靜化ヲ期スルコトト相成ツタノテアル本條約カ日蘇國交上劃期的意義ヲ有スルコトハ勿論、世界平和ノ促進ニモ資スルトコロ大テアルト思フ尙本條約ヲ基

礎トシテ各種懸案カ急速ニ具體的解決ヲ見ルニ至ルヘキコトモ信シテ疑ハナイノテアル

220

昭和16年4月13日

在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立条約は松岡外相の帰国を待たず直ちに批准すべきとの同外相見解

モスクワ 4月13日後発

本省 4月14日前着

第四六四號(大至急、館長符號扱)

往電第四五一號ニ關シ

松岡大臣ヨリ

本條約ハ批准手續完了ト共ニ直ニ實施スルコトトナリ居ル處(蘇側ハ調印ト共ニ實施スルコトヲ強ク主張セルモ我方ニ於テ說得シタル次第ナリ)急速批准ハ獨リ蘇側ノ希望ナルノミナラス帝國トシテモ現下内外ノ情勢特ニ對重慶工作トノ關聯ニ於テ是非必要ナルニ鑑ミ本大臣ノ歸國ヲ待タス直ニ御批准ヲ仰カルル様致度シ

221

昭和16年4月13日

在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

松岡外相のモスクワ出發時の状況報告

モスクワ 4月13日後発
本省 4月14日前着

第四六七號(大至急)

松岡大臣一行ハ午後三時中立條約ノ調印後蘇側ノ招宴ニ臨ミ「スターリン」以下參列ノ下ニ祝杯ヲ舉ケテ歡談次テ官邸ニ於テ在留官民一同ノ送別會ヲ受ケタリ

「スターリン」ノ命ニ依リ列車出發一時間延期セラレ出發ニ當リテハ驛頭ニ「スターリン」現レ稀有ノ事トテ一同片唾ヲ吞ム「モロトフ」以下蘇側要人ニ加ヘ樞軸國大公使其ノ他ノ盛大ナル見送ヲ受ケ午後六時一〇分無事出發セリ滿ヘ轉電アリタシ

獨、伊、英、土へ轉電セリ

222

昭和16年4月14日

松岡外務大臣より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立条約調印後のソ連側態度につき報告

キローフ 4月14日後発
本省 4月14日後着

第九號

- 一、十三日調印式ノ模様ハ既ニ在蘇大使館ヨリ電報セルコトト思考スル處右ニハ特ニ「スターリン」以下ノ蘇側要人モ列席シ調印終了(午後三時)後用意ノ食卓ニ着キテ時餘ニ亘リ一同極メテ愉快ニ歡談シ和氣霽々タル日蘇交驩ヲ行ヒタルカ「ス」ノ提唱ニ依リ 天皇陛下、近衛總理及日本國民ノ爲ニ乾杯シタリ
- 二、右ノ爲「ス」ハ席上自ラ係官ニ電話シテ特別列車ノ一時間延期方命令シタルカ發車前思ヒ掛ケナクモ驛頭ニ現レ衆人環視ノ中ニ本大臣及隨員一行ニ念入りニ愛想ヲ振撒キ態々車内迄見送りタリ右ハ嘗テ前例ナキ所ニシテ痛ク一般ノ注意ヲ惹キタル模様ニ付爲念
- 三、調印式出席者日本側本大臣及建川大使ノ外坂本、加瀬、永井、藤井ノ各隨員西、宮川、齋藤及陸海軍武官蘇側「スターリン」「モロトフ」「ワジンスキー」「ロゾフスキー」其ノ他大勢ナリ

223 昭和16年4月14日 在ソ連邦建川大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立條約締結に関するプラウダ紙社説報告

モスクワ 4月14日後発
本省 4月15日前着

第四七五號

⁽¹⁾日蘇中立條約締結ニ關シ「プラウダ」ハ十四日附社説ニ於テ大要左ノ如ク論セリ

日露戰爭以後モ兩國ノ關係ハ常ニ相當ノ緊張ヲ示シ時ニハ軍事的衝突ニ及ヘルカ西比利亞出兵、張鼓峰事件及「ノモンハン」事件等ハ兩國カ正常關係ヲ去ルコト如何ニ遠カリシカラ示スモノナリ若干ノ日本政治家ハ蘇聯ヲ積極政策ノ對象ト看做シ重大ナル誤謬ヲ犯セル處蘇聯ハ終始平和政策ニ忠實ナルモ其ノ利益ト相容レサル政策ノ強要ニ對シテハ默從セス

中立條約及聲明書ハ日蘇關係改善ノ偉大ナル一步ヲ示ス歴史的重要性ヲ有ス右聲明書ニ依リ從來滿蒙間ノミナラス日蘇間ノ恆常の摩擦ノ因ヲナシタル各種ノ國境紛争ハ其ノ跡ヲ斷ツニ至ルヘシ本條約カ第二次世界大戦カ益々擴大シ更

ニ新ナル國家力戰爭ニ捲込マレントスルニ際シ調印セララルハ其ノ意義ヲ一層大ナラシムルモノニシテ日蘇關係ノ正常化ハ蘇聯ノ一貫セル平和政策ノ爲ノ巨歩タルト同時ニ漁業條約、通商協定等日蘇間ノ諸懸案調整ノ途ヲ開クヘシ之等諸問題カ其ノ重要性ニモ拘ハラス免角停頓セルハ日蘇間ニ經濟問題ノ解決ノ前提タルヘキ政治的諒解力缺如セルニ依ル今ヤ日蘇ノ政治的及經濟的相互關係發達ノ途上ニ在リタル一切ノ障害ハ除去セラレタルモノト言フヘシ

歴代ノ日本政府中ニハ時ニ依リ蘇聯トノ親善關係強化ヲ重視セサルモノアリシカ現政府就中近衛總理及松岡外相ハ日蘇間ノ平和及善隣關係カ兩國民ノ繁榮發達ノ重要前提ナルコトヲ理解ス

本條約ノ署名ニ依リ兩國ハ一定義務ヲ負ヘル處右ハ兩國ニ依リ完全ニ遂行セラルヘシ如何トナレハ兩國發展ノ途ハ先ツ兩國カ善隣タルコト各其ノ歴史的使命ノ遂行ヲ互ヒニ妨害セサルコト兩國間ニ仇敵感情ヲ生ムモノヲ除去スルコトヲ要求スルカ故ナリ吾人ハ條約成立ヲ祝シ右カ日蘇間ノ眞ノ平和及善隣關係ノ設定、偉大ナル兩國民ノ親交ニ資スヘキコトヲ確信ス

224

昭和16年4月14日

在米國野村(吉三郎)大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立條約の成立が米國世論を刺激せぬよ

う配慮方具申

ワシントン 4月14日後發

本 省 4月15日後着

第二二九號(機密、館長符號扱、大至急)

日蘇中立條約ノ成立ハ國家ノ爲誠ニ御同慶ニ勝ヘス本邦朝野ニ於テ慶祝セラレ居ルハ本使ニ於テモ良ク諒解スル所ナルカ日米關係ノ極メテ機微ナル折柄新聞論說等ノ取扱振ニ付テハ充分注意ノ要アルヘク米國側ニ於テハ往電第二二七號(編注)ノ通り本使ニ於テ十四日早朝「ハル」長官ニ説明シ置キタル結果カ同日ノ同長官ノ新聞記者會見ニ於ケル意見及其ノ措辭極メテ穩健ナルノミナラス(特情御參照アリタシ)種々輿論ノ鎮靜ニ努力シ居ルヤニ認メラルルニ付テハ本邦側ニ於テモ新聞等ニテ右條約カ米國ヲ目ノ敵ニシ居ルヤノ如キ議論ヲ餘リ爲サス米國輿論ヲ刺戟セサルコト肝要カト存セラル就テハ此ノ點ニ付御配慮ヲ請フ右不取敢

文書。

225 昭和16年4月15日

在伊国堀切(善兵衛)大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立条約締結をムツソリーニ伊国首相へ
伝達について

ローマ 4月15日後発
本省 4月16日前着

第二一二號(極秘)

蘇發本使宛電報第七號ニ關シ

十五日午前十時本使「ムツソリー」首相ヲ「ヴェネチヤ」宮ニ往訪(「チアノ」目下戰線ニ在リ)シ松岡大臣ノ訓令トシテ日蘇中立條約及共同聲明書ノ内容要領竝ニ中立條約成立迄ノ經緯ノ大要ヲ通報スルト共ニ同條約カ日獨伊三國ニ齎ラス利益ニ付適宜説明セル處「ム」ハ一々首肯シテ充分納得セル様子ニテ先ツ右通報ニ對シ感謝ノ意ヲ表シタル後曩ニ松岡大臣ト會見ノ際日蘇問題、日支問題等ニ付懇談シ自分ヨリ右ノ解決ハ日本及獨伊ニ取り利益アル旨述ヘ

タル關係モアリ今日ノ御通報ニハ別ニ驚カサルカ實ニ今次ノ日蘇中立條約ノ締結ハ日本及獨伊ニ取りテ利益アリ即チ日本ノ利益ハ北方ニ於ケル日蘇ノ勢力範圍確定シ北方ニ對スル負擔除カレ英米人ノ勢力圏内ニ在ル南方ニ對シテ進出ノ自由ヲ獲得セルニ在リ又獨伊ノ利益ハ英米カ外交的ニ苦境ニ陥リタルニ在リト述ヘ其ノ間「ム」ハ終始満足ノ様子ニ見受ケラレタリ
獨、蘇へ轉電セリ

226 昭和16年4月15日

在英国重光大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立条約成立に対する英国官辺筋の反響報告

ロンドン 4月15日後発
本省 4月16日前着

第二二六〇號(至急)

日蘇中立條約締結ニ關スル英國官邊側ノ反響ハ最初ハ獨蘇關係最近ノ現象ニ鑑ミ右ハ蘇聯ノ對獨關係ノ背後ヲ固メタルモノトシテ良好ナリシカ中頃(米國ノ反響傳ハリタルモ有リ)ヨリ右ハ蘇聯ノ日本ヲシテ南進セシメ直ニ英米ト

衝突セシメントスルノ策動ナリトシテ鮮カラス衝動ヲ受ケ更ニ三轉シテ獨蘇衝突モ急ニ期待出來サル情勢ヨリ右ハ何等祕密的諒解ヲ含ム東西ニ亘ル日獨蘇間默契有ルニ非スヤトノ懸念ヨリ多少ノ警戒氣分ニ出テツツアリ當方ハ必要ニ依リ本條約ハ三國「パクト」ノ補足ニシテ平和ヲ主眼トシ特ニ太平洋ノ平和ヲ維持シ東方ニ正義ト秩序トヲ樹立セントスル從來ノ政策ノ遂行ニ外ナラス日本ハ何國トモ事ヲ構ヘントスルモノニ非スト説明シ置ケリ

米、蘇へ轉電セリ

227

昭和16年4月16日
在独国大島大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

独ソ開戦の可能性に関するリッペントロップ
およびスターマーとの会談報告

ベルリン 4月16日前発
本省 4月16日後着

第四一三號(外機密、館長符號扱)

一、四月十日「リ」外相ト會見ノ際「リ」ハ最近ノ獨蘇關係ヲ語り若シ蘇聯邦カ日本ヲ攻撃スルコトアラハ先般

「ヒ」總統カ貴大使ニ述ヘラレタル如ク獨逸ハ直ニ武力ヲ以テ之ヲ討ツヘク此ノ點ハ充分御安心アリタシ(此ノ言明ハ日本ノ南進ヲ懲慝スル爲ノ言ノ如ク解セラレサルニアラサルモ本使着任以來數次「ヒ」總統及「リ」外相ト會談シタル印象ニ依レハ眞ニ其ノ覺悟アルモノノ如ク察セラル)又左ナクトモ蘇聯邦ノ出方如何ニ依リテハ獨逸ハ或ハ今年中ニモ蘇聯邦ニ對シ戰爭ヲ開始スルコトアルヘシト述ヘタルヲ以テ本使ハ獨逸トシテハ先ツ對英攻撃ヲ完了スルコトヲ第一義トシ然ル後兵ヲ廻ラシ蘇聯邦ニ向フヲ有利トセスヤト反問セルニ「リ」ハ對英攻撃ヲ第一義トスル根本方針ニハ何等ノ變化ナキモ最近「チャール」ハ歐洲周知ノ如ク蘇聯邦ヲ自己ノ陣營ニ引入ルル爲非常ニ働キカケ居リ米國亦然リ之ニ對シ「スターリン」カ如何ナル態度ニ出ツルヤハ容易ニ測リ難キモ最近蘇聯邦カ次第二獨逸ヨリ離レツツアルハ事實ニシテ一方獨逸トシテハ先般モ申上ケシ如ク現在蘇聯邦攻撃ニ當ツヘキ充分ナル兵力ヲ有シ若シ戰爭ヲ開始セハ數ヶ月ヲ以テ此ノ作戰ヲ終了シ得ル成算アリ從テ狀況ノ如何ニ依リテハ蘇聯邦ノ準備整ハサルニ先チ之ヲ擊破スルヲ有利ト

スト考へアリト答へタリ

又三月二十八日本使カ「ヒ」總統ト會談ノ際ニモ「ヒ」ハ今回ノ戰役ニ於テ獨逸國防軍全部カ最近數年間ニ造リシ新兵器殊ニ世界最新式ノ飛行機ヲ以テ整備セラレアリシコトカ勝因ノ一ナリ斯ル新兵器モ數年後ニハ舊式トナルヲ免レス大國防軍ニ於テ絶エス之ヲ補充交換スルコトハ仲々容易ノ業ニアラスト述ヘタルコトモ「リ」ノ言ト照應セリ

此ノ獨逸ノ對蘇態度ノ歸趨ニ關シテハ將來益々「ヒ」「リ」トノ連絡ヲ密ニスルヲ要スヘク十四日更ニ「スタマー」ヲ招致シ本件ニ關シ會談セルカ要旨左ノ通
本使ヨリ「ス」ニ對シ實ハ十日「リ」外相ハ本年中心ニ對蘇作戰ヲ行フコトアリ得ヘシト述ヘタルカ蘇聯邦カ獨逸ヲ攻撃スルコトハ考ヘラレサルニ獨逸カ之ヲ行フ必要アリトセハ對英戰爭カ容易ニ終結シ難ク夫レカ爲ニ原料豐富ナル蘇聯邦ヲ征服シ持久戰ニ備フル趣旨ヨリノミ之ヲ理解シ得ルト認メラルルカ獨逸側ノ眞意如何ト質シタルニ「ス」ハ實ハ全ク口外ヲ禁セラレ居リ此ノ場限りノコトトセラレタキ旨冒頭シ貴大使ノ質問ハ無理カラヌコ

トト考フルモ現在ニ於ケル獨逸ノ實力ハ決シテ對英攻撃ヲ實施シ得サル狀況ニアラス獨逸カ對英攻撃ヲ第一義トシアルコトハ變リナク之ヲ續行スルコト勿論ナルモ潛水艦戰竝ニ空中攻撃ハ短時日ヲ以テ其ノ目的ヲ達シ得ルモノニアラス充分ノ效果ヲ發揮スル迄ニハ恐ラク四、五ヶ月位ヲ要スヘク對英攻撃ニ充ツヘキ航空機ノ外獨逸ニハ對蘇作戰ニ使用スヘキ航空兵力ハ別ニ充分準備シアリ又陸軍ハ御承知ノ如ク昨冬以來「ヒ」總統カ一般ニハ無用ト思ハルル迄多數ニ召集セラレ二百四十師團餘ノ兵力アリ而モ對蘇攻撃ハ冬季之ヲ行フ能ハサルヲ以テ蘇聯邦ノ態度如何ニ依リテハ對英攻撃ト併行シテ速ニ蘇聯邦攻撃ヲ行フヲ有利トスル次第ナリト述ヘタリ依テ本使ヨリ然ラハ對蘇作戰行ハルルトセハ獨逸ハ右ヲ恰モ對英攻撃途上ニ於テ行ハレ居ル對希臘「ユーゴ」作戰ト同一性質ノモノト考ヘアルヤト問ヘルニ「ス」ハ規模ハ大トナルヘキモ其ノ性質ハ同一ナリト考へアリト答へタリ

二、獨逸カ何レノ日カ蘇聯邦ヲ處分スヘキコトハ當然ノ問題トシテ今日何人モ疑フ所ニアラサルモ之カ時機トシテハ
(一)先ツ英國ヲ打倒シ歐洲新秩序ノ礎ヲ築キタル後數年後

ニ蘇聯邦ヲ攻撃スルコト又ハ(二)對英攻撃完了後直ニ兵ヲ廻ラシテ蘇聯邦ヲ攻撃スルコトノ二カ一般ニ考ヘラレ居ル處「リッペン」「スターマー」等ノ言ニ依レハ對英攻撃ト併行シテ之ヲ行フコトモ相當ノ當然性アリト認メラル而シテ四月二日「オット」ト會談ノ際「オ」ハ全ク理論的問題ナルカ萬一獨蘇開戦ノ場合ニ於ケル日本ノ態度ニ付本使ノ所見ヲ求メタルコトアリ又三日「ワイゼツカー」モ亦本使ニ對シ同趣旨ノ質問ヲ爲シ更ニ九日「リ」側近者ト會談ノ際ニモ獨逸最近ノ傾向ハ蘇聯邦トノ開戦ノ方向ニ動キツツアル旨洩ラシタルコトアリ此等ハ何レモ前記判斷ヲ裏書スヘキ根據ナリト認メラル

尙本使ハ獨蘇開戦ノ場合日本ノ採ルヘキ態度ニ付テハ素ヨリ何等應答シ居ラス從テ獨逸カ何ヲ日本ニ期待スルヤニ關シテモ獨逸ノ意圖ヲ尋ネ居ラサルモ獨逸側ノ話振ヨリ察シ獨逸ハ對蘇作戰ニ關シ絕對ニ確信ヲ有シ日本カ直接對蘇戦ニ入ルコトヲ必スシモ希望シ居ラサルニアラスヤト感セラレ

三、尙「リ」外相八十日會談ニ於テ本使ニ對シ本件ハ獨逸ニトリ極メテ重大ニシテ嚴秘ヲ要スル事項ナルニ付近衛總

理ノミニ傳ヘ置カレタシト言ヘルヲ以テ本使ハ之ヲ陸海軍ニモ傳フル要アルヲ述ヘタルニ「リ」ハ之ニ同意スルト共ニ秘密ノ保持ニ付吳々モ懇請スル所アリタリ

本電ハ總理、陸海軍大臣、參謀總長、軍令部總長ノミニ傳フルニ止メ且此等ノ人々ニモ機密保持ニ萬遺漏ナキヲ期スル如ク特ニ御申添ヲ請フ

四、「リ」外相ノ仕來リトシテ在外大使ニ機密ヲ告ケアラサルヲ以テ本件ヲ何ノ程度ニ「オット」ニ告ケアルヤ不明ニシテ又「スターマー」「ワイゼツカー」ノ談等カ獨逸ニ洩ルルトキハ彼等カ「リ」ニ對シ苦シキ立場ニ立ツコトモアルヲ以テ本件ニ關シ已ムヲ得サル必要ニ依リ「オット」ト折衝セラルル場合ニ於テモ彼ノ言フコトヲ聽クニ止メ本電ノ内容ヲ告ケサル如ク注意セラレタシ

五、本件ハ事極メテ重大ニシテ帝國ノ將來ニ影響スル所至大ナルヲ以テ野村中將陸海軍武官トモ慎重審議中ニシテ改メテ意見ヲ具申セントス

228

昭和16年4月16日

在独国大島大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

独ノ開戦の場合に備えわが方対処方針の確立
方意見具申

ベルリン 4月16日午後

本省 4月18日午前

第四一八號(外機密、館長符號)

往電第四一三號二關シ

野村中將、陸海軍武官等トモ協議シタル結果左ノ通り意見具申ス

一、蘇聯邦ノ出方如何ニ依リテ獨逸カ之ヲ攻撃セントスル企圖ニ付テハ或ハ對英戰ニ行詰ヲ生シ先ツ蘇聯邦ヲ處理シ其ノ豊富ナル原料資源ヲ確保シ持久ノ態勢ヲ整ヘテ英國攻撃ヲ行ハントスルニアラスヤトノ判斷モ生スルコトアルヘキモ本使累次電報ノ如ク獨逸ハ其ノ對英攻撃ニ關シ潜水艦戰、空中戰、上陸作戦ニ關スル一切ノ準備ヲ完了シアルモノト認メ得ヘク先般親シク西方戰場ニ赴キ此等施設ヲ實視セル野村中將以下海軍視察團モ之ヲ確認セル所ニシテ公平ニ見テ獨逸ノ英國ニ對スル攻撃ハ米國ノ對英援助等ヲ考慮スルモ獨逸ノ成功ヲ以テ終止スト見ルヲ至當トスヘク獨逸カ對英攻撃ニ望ミヲ失ヒ或ハ其ノ攻撃

カ長時日ヲ要スルカ爲對蘇戰ニ轉向スルモノトハ如何ニシテモ解シ得サル所ナリ

抑々獨蘇關係客冬以來急激ニ冷却化シ殊ニ獨逸ノ巴爾幹工作開始以來事毎ニ蘇聯邦カ之ヲ妨害シ爲ニ獨逸ハ蘇聯邦ノ不信ヲ憤リ居ルコト「ヒ」總統等ノ言ニ徴シ明カナリ

而シテ獨逸トシテ對英攻撃ト併行シテ對蘇作戦ヲ行フコトハ二正面作戦トナリ徒ニ戦局ヲ紛糾セシムルカ如ク考ヘラルルモ獨逸ハ本戰爭開始以來ノ損害意外ニ少ク歴戰ノ經驗ヲ有シ且高度ニ機械化サレ居ル二百五十個師團ニ近キ陸軍ハ蘇聯邦軍ニ對シ壓倒的優勢ヲ持シ而モ此等ハ差當リ對英攻撃ニ殆ト使用スルノ要ナク加之蘇聯邦空軍中ニハ舊式機少カラサルニ反シ獨逸空軍ハ總數一萬二近ツキツツアリト推定セラルル新銳機ヲ備ヘ居リ潜水艦ト共ニ對英攻撃ニ使用スヘキ航空部隊ヲ除クモ充分ナル優勢ヲ維持シツツ對蘇攻撃ニ當リ得ルモノト認メラル今ヤ對「ユーゴ」希臘戰ノ大勢決シ北「アフリカ」ニ於ケル獨逸軍ノ戰果ト共ニ國民ノ士氣ハ益々昂揚シ居リ斯ル軍事上政治上優越セル時機ヲ逸セサルト共ニ蘇聯邦ノ準

備未タ成ラサルニ先チ獨逸ノ宿命的國是タル對蘇戰ヲ斷行セントスルハ對蘇作戰カ冬季之ヲ行フコト能ハサル事實(一般ニ五月乃至十月ヲ最好適ナリト稱セラレアリ)竝ニ「ヒ」總統ノ爲人トヲ合セ考ヘ斯ノ如ク解シ得ル所ナリ又獨逸カ一昨年不可侵條約ヲ締結シ獨蘇ノ親善關係成立セル直後ヨリ蘇聯邦内部ノ諜報及謀略等ヲ實施シ始メタルハ本使前回在任ノ際軍首腦部ヨリ之ヲ確聞セル所ニシテ蘇聯邦内部ノ事情ニ付テモ具ニ研究シ其ノ弱點ニ付テ充分ノ確信ヲ有スルモノト認メテ誤ナカルヘシ

二、今次戰爭ニ於ケル「ヒ」總統ノ戰爭指導ハ一面大膽人ノ意表ニ出ツルト共ニ他面細心慎重ヲ極メ居ルコト多言ヲ要セサル所ニシテ對蘇戰ノ前途ニ關シテモ軍事的ニ將又政治的ニ二分ノ成算ヲ見出セルモノナルヘク獨逸トシテハ開戰初頭ノ制空權確保ニ引續キ歐露大平原ニ於テ百師團餘ノ蘇軍ヲ捕捉殲滅シ次テ「ウクライナ」及「カウカサス」ノ地域ヲ其ノ支配下ニ收ムルコトヲ企圖シアルナラント想像セラルル若シ獨逸軍力蘇聯邦軍ヲ擊破シ得タル場合ニ於テ蘇聯邦國內カ如何ナル狀況ニ陥ルヘキヤ又「スターリン」政權ニ對シ如何ナル動搖ヲ與フヘキヤニ

付テハ今日遽ニ豫斷シ難シト雖モ假令「ス」政權ニシテ存續スルモ其ノ勢力ノ弱化ハ言フ迄モナルヘク蘇聯邦ノ我北邊ニ對スル壓力ノ減少ハ期シテ待ツヘキモノアリ又最惡ノ場合獨逸ニ取り戰況意ノ如ク進捗セス獨蘇對立スル場合ニ於テモ我國ニ對スル蘇聯邦ノ壓力ハ自ラ減退スルニ至ルヘシ

尚獨蘇開戰ハ戰爭擴大ヲ欲スル英米ノ思フ壺ニシテ此等兩國ハ之ヲ喜ヒ迎ヘ蘇聯邦ヲ援助スルニ努ムヘキモ結局英國ハ勿論米國ニ於テモ大ナル實質的援助ヲ與ヘ得サルヘク獨蘇戰ノ歸趨ニハ殆ト影響ヲ及ホササルヘシト判斷セラル

三、獨蘇開戰ノ場合ニハ帝國本來ノ反共國策ニ鑑ミ獨逸ト呼應シテ蘇聯邦ヲ討ツヘシトノ論モ起ルコトアルヘキモ日蘇中立條約成立直後ナルニ加ヘ獨逸ハ對蘇戰ノ遂行ニ充分ノ自信ヲ有スルヲ以テ必スシモ我共同攻撃ヲ期待シアラサルヤニ思惟セラレ獨逸トシテハ我カ北滿ニ於ケル兵備ヲ嚴然トシテ維持シ蘇聯邦ヲシテ極東兵力ノ歐露轉移ヲ容易ナラシメサルカ如キ方途ニ出ツルヲ以テ満足シ寧ろ帝國カ對英米牽制ノ意味ニ於テ南方ニ施策スルヲ希望

シ居ルヤニ察セラル帝國トシテ獨逸ノ糸ニ引ツラルルノ要ナキハ勿論ノ儀ナルカ帝國自身ノ利益ヨリスルモ此ノ際焦リテ北方ニ手ヲ出スコトナク好適ノ時機ヲ選フコトトシ先ツ大東亞共榮圈確立ノ大道ニ邁進シ右ヲ阻害スル根本原因タル在極東英米勢力ノ據點新嘉坡ノ攻略ニ專念スルヲ妥當ト認ム日一日急速度ニ進展シツツアル現歐洲ノ情勢ニ於テ獨逸カ東地中海ヲ制覇シ「スエズ」及近東方面ニ勢力ヲ樹立スルニ於テハ英國地中海艦隊ハ否應ナシニ本國ニ歸還シ更ニ植民地保持ノ觀點ヨリ極東方面ニ其ノ勢力ヲ移動セシムル惧少シトセス今ヤ歐洲ニ於ケル英國ノ敗退ハ不可避トナリ且蘇聯邦ニ關シ帝國カ二重ノ保險ヲ確保セル現下ノ情勢ハ米國ノ對極東壓力ニモ大ナル影響ヲ及ホスモノニシテ假令獨蘇開戦ニ至ラサル場合ニ於テモ我施策ニ關シ絶好ノ機會ヲ與フルモノト云フヘク此ノ際速ニ前記方針ニ則ルカ如キ對策ヲ樹立シ獨伊トモ充分ノ了解ヲ遂ケタル上之カ實行ノ時機竝方法等ヲ決定セラルヘキ時機ニ到達シアルモノト信ス

本件ニ關シテハ機密保持ノ關係ヨリ本電及冒頭往電以外陸海軍武官ヨリハ電報セサルニ付其ノ旨陸海軍大臣ニ御

傳ヘアリタシ冒頭往電ト共ニ機密保持ニ付萬遺漏ナキヲ期セラレ度ク重ネテ懇請ス

229

昭和16年4月18日

在滿州國梅津(美治郎)大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立條約成立に対する滿州国内の反応に

ついて

新京 4月18日後発

本省 4月18日夜着

第二〇七號(極秘)

今次日蘇中立條約竝ニ聲明書ハ滿側官吏竝ニ民心ニ少ナカラサル影響ヲ與ヘタルモノノ如ク北方ノ脅威去リタリトナシ安堵ノ感ヲ抱クニ至リタリト認ムル者少ナカラス但シ一部要人間ニハ蘇聯ハ之ニ依リ日本ヲ南方ニ進出セシメ以テ日米開戦ニ導カントスル魂膽ニ出テタルモノニテ旁充分警戒ノ要アリトノ意嚮ヲ抱ク者アリ右不取敢

蘇、北大、^(南カ)滿大、上海ニ轉電セリ

230

昭和16年4月18日

在ブルガリア泉(顯藏)臨時代理公使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

独ソ両軍の動静に関する諜報報告

ソフィア 4月18日後発

本省 4月19日前着

第六四號

諜報⁽¹⁾

一、蘇聯邦軍ハ最近西部各軍管區全體ニ亘リ秘密動員ヲ開始シ極東ニ在リタル數師團ハ既ニ「キエフ」「ハリコフ」

「ラヂッサ」軍管區ニ到着シツツアリ

二、獨逸側ノ「ウクライナ」獨立運動ニ對スル謀略(獨立團援助、獨立部隊ノ編成工作等)モ多少積極化セル模様アリ對蘇獨軍モ緊張ノ色アルヲ認メラル

三、⁽²⁾「コンスタンツア」「ハルナ」「ブルガス」附近ニ獨軍ハ

海岸砲ノ据付ヲナシ潜水艦モ少數ヲ配置セラレタリ

四、在巴爾幹一蘇聯邦公使ハ獨力最早英ヨリ攻撃セラレル憂ヒ消滅セル結果獨蘇協定ノ價值減少シ兩國ノ關係冷却セル現在今次日蘇協定成立セルハ蘇側ニトリ悅ハシキ反面

獨トシテハ多少快ヨカラサルモノアルヘシト内話セル由
獨、蘇、土へ轉電セリ

231

昭和16年4月19日

在伊国堀切大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日ソ中立条約成立を踏まえ米國は日本と妥協す
べきとのローマ法王の見解に関する情報報告

ローマ 4月19日後発

本省 4月20日後着

第二二三號

往電第二一一號ニ關シ

同出所ノ情報ニ依レハ「バチカン」側ハ駐米法皇廳使節ニ對シ米大統領ニ面接シ左ノ如キ法皇ノ意嚮ヲ傳達スヘキ旨訓令シタル趣ナリ

松岡大臣トノ會見ニ基ク法皇ノ印象ニ依レハ日蘇中立條約ハ日本ノ意圖スル所ニ向ケ蘇支關係ヲ變更セシムルモノニシテ日本ハ極東ニ於ケル地位ヲ其ノ意圖ノ如ク鞏固ニシタリ此ノ際日本ノ平和維持ノ意志ヲ強化セシムルコト肝要ニシテ右ニ付テモ米國ハ極東ニ於テ日本ト事ヲ構フルヨリハ

何等妥協的方策ニ出テ其ノ地位ヲ確保スルコト米ノ得策ナルヘシ特ニ對英援助ノ點ヨリ言フモ日本トノ紛争ヲ回避スルヲ有利トスヘシ法皇廳側ニテハ日本蔣介石間和平ヲ全力ヲ以テ促進スル用意アリ支那外交使節ノ法皇廳派遣ノ如キモ之ヲ措キテ他ニ意味ナカルヘシ要スルニ米カ紛争ノ擴大ヲ回避シ平和ヘノ貢獻ヲナサンコトヲ希望ス云々
獨、蘇、米へ轉電セリ

232 昭和16年4月22日

〔松岡外務大臣渡歐復命内奏〕

付記 昭和十六年四月二十二日

帰京に際しての松岡外相談

松岡外務大臣渡歐復命内奏

昭和十六年四月二十二日

過般長くも御許しを頂きまして渡歐の途に就きましたが、六週間に亘る旅行を終り大体當初の予定のとおり、本二十一日無事歸朝致しました。夜中をも憚らず參内し恐懼の至りに存じますが、不取敢今次旅行の概略を叡聞に達して置

きたいと存じます。

三月十二日夜、即ち泰佛印紛争調停成立の翌日、東京を出發致しまして、十七日滿州里より國際列車に便乗し、二十三日午後モスコーに到着致しました。一泊の上、二十四日の夜行にて獨逸に向い、二十六日夕伯林に到着、同地に四泊して、三十日午後更に伊太利に向い翌日夕羅馬着、二日間滞在後、三日朝羅馬を出發し四日午後再び伯林に歸り、五日夕同地を出發、七日正午頃モスコーに到着致しました。モスコーには一週間滞在し、その間レニングラードをも訪問致しましたが、十三日夕發の國際列車にて同地を出發し、二十日滿州里に到着、海拉爾まで汽車に由り、同地から陸軍差廻しの飛行機に搭乘、大連經由二十二日夕歸京致した次第であります。

以上が旅程の概要で御座います。

次に、少々詳しくこの間の行動等に就て、御報告申し上げます。

一、ソ連政府當局は、シベリヤ旅行その他に關し、頗る好意的態度を示しまして、私共一行のために、最高貴賓車及特別車輛を連結し、予めこれをモスコーから滿州里に廻

送、待機せしめて呉れましたが、多數の警乗員及特圧^(トウ)事務員を配屬せしめ、饗應、起居萬端に就き、所有便宜提供し歡待に努めました。

モスコー到着に當つては、外務次官以下の要人多勢出迎へ、私のためには特に迎賓館を宿舍に提供し、銳意接待に努める所がありました。またその際獨伊大使始め三國同盟條約參加バルカン諸國公使等も出迎え致しました。

私は到着の翌日(三月二十四日)午後四時、クレムリン宮殿内の事務所にモロトフ首相兼外相を往訪し、ソ連政府に敬意を表するとともに、右の歡待を謝し、獨、伊訪問の歸途、再びモスコー立寄りの際、行ふべき國交調整交渉の地均として、兩國國交改善の必要につき簡短に意見交換を試みました。同首相と約三十分會見の後、私の求めによりスターリン書記長も席に加わりまして、これと時余に亘り腹藏なく懇談を遂げました。

本會談は通譯を介した關係上、長時間とは申せませぬか、私からとも角捨石として、平素抱懷せる意見二、三を陳述し、歸途再び會見するまでに能く考量し置かんことを求めたるに、スターリン書記長も稍々動かされたる

色あり、自らも日ソ國交の調整を必要且つ可能なりと考ふる意味のことを答えました。もともとモスコーに立寄り、モロトフ首相及スターリン書記長を訪問したるは、(一)儀禮上通過に當り、敬意を表し歡待に對する謝意表示のため、(二)伯林において懇談を遂けたる後、歸途初めて訪問しては、彼の猜疑を招く虞あり、即之を避けんがため、(三)早目に捨石的意見を述べ、國交調整問題の本交渉に入るに先ち、彼をして充分基礎的思索を行わしめんがためでありまして、特にスターリンを目標した次第であります。

私は同夜、予定どおりモスコーを出發致しました。

なおモスコー滞在中獨逸大使フォン・シュレーンベルク、伊太利大使ロツゾーを始めとし樞軸國に加盟せるバルカン諸國公使及會議の米國大使等とも會談し、得る所が亦少からざるものがありました。

二、蘇、獨國境マルキニア驛に到着致しましたのが、二十五日夜半であります。驛頭には獨逸國防軍の一部隊が整列して、君が代を吹奏し、照明装置を施した驛構内には、寸分の隙なく日獨國旗を掲げ、スターマー大使以下

の歓迎委員が出迎えて居りました。その後伯林に至るまでの全沿線兩側約半丁位の間隔に、兵士を配置するという如き大袈裟なる警備をなし、又各驛においては軍隊、各種の青少年、少女團體、一般民衆等の熱誠なる歓迎がありました。二十六日午後六時、伯林アンハルター驛に到着の際は、リツベントロップ外相以下文武顯官等多數出迎え、歓迎も頗る大規模にて、盛觀實に目を奪うものが御座いました。私は驛頭において閱兵の上、リ外相と同乗し、隨員を従え自動車を連ねて、日獨國旗をもつて蔽われたる目貫の市街を通り、政府提供の貴賓館シユロツス・ベルヒウに入りましたが、沿道は人垣と人出にて、當日の人は三十萬をもつて算せられました。今更ながら陛下の御稜威に感泣致した次第であります。翌二十七日朝よりリツベントロップ外相を始めとし、獨逸政府要人との接觸を開始し、滞在四日間に正式會談として、ヒツトラー總統と一回(二時間半)、リ外相と三回、即ち二十七、八、九の連日に亘つて各二時間前後、何れも極めて率直なる懇談を遂げましたが、その間にヒ總統とは午餐(二十七日)を共にし、又リ外相とは午餐三回、晚餐二

回及びその他の機會に、屢々親密に意見交換を行い、相互に頗る有意義なる結果を擧げたのであります。なお右の外ゲーリング總元帥、フンク經濟相その他諸大臣等とも會食乃至會談し、又爾余のナチス黨要人ゲツペルス、ヒムラア、ローゼンベルグ等及びカイテル、ブラウシユニツツ元帥等とも面識の間柄となりまして、茲に文武兩分野に亘り、現代獨逸の指導者殆んど全部と漏れなく接觸を了しました。

この一事は私が出發前言上致しましたる通り、今後皇國の外交政策遂行上、有形無形に多大の便宜乃至効果を齎すべきを確信致します。

獨逸官民の一行に對する歡待は、眞に至れり盡せりでありましたが、斯様に、獨逸全國民が熱誠を披瀝して、歡迎の至情を傾けたる所以のものは、實に皇威の然らしむる所であると共に、又宇内の雄邦たる皇國の國際的地位の賜と申すべきでありまして、日、獨提携は茲に愈々固きを加え來つたかの觀を呈するに至りました。私は斯く觀取しつつ、三十日午後、伯林訪問を終りましたが、出發に際しても、到着の際と同様に、極めて印象深い盛

大なる見送りが御座いました。

三、三月三十一日早朝、獨、伊國境ブレンネロに到着し、此處で兩國の接件委員が交代いたしましたして、プーチ大使以下の伊國側委員の接件にて、獨逸政府の提供したる貴賓車のまま、旅行を繼續し、夕刻(午後七時)チャノ外相、セレーナ黨書記長多數要人に出迎えられ、羅馬東停車場に下車いたしました。同停車場は伊國皇室専用に係り、從來外國人にしてこれが使用を許されたるものはヒトラー總統のみの由であります。これは伊國側歡待の一例でありまして、仄聞いたしまするに、皇帝は私に對しましては、同總統訪伊の際の待遇を與えよとの過分なる御沙汰を下された趣であります。従て朝野の歡待は獨逸に優るとも劣らず、滞在の二日間は見ると麗はしき日、伊親善の繪卷さながらを展開し、感銘深いものが御座いました。

驛頭の閱兵その他は伯林と同様にて、又私の宿舎に當てられたる郊外のヴィラ・マタマにおいては接待も心からなるものがありました。殊にチアノ伯は愈々第一線より歸り來り、特に自己の友人として私を遇するの意をこ

めて、誠に細かき心遣い(遣方)を示しました。

四月一日 皇帝陛下に拜謁し、引續き隨員とともに御陪食に與りましたが、拜謁に際し皇帝は聖上陛下先年の伊太利御訪問に言及され、如何にもお懐かし氣の御容子にて、最近の御起居につき御下問が御座りました。その際、昨年春の伊國皇帝よりの御贈物に對する御禮御傳言を言上いたしましたことは當時政府に電報いたしましたとおりであります。同日タムソリニ首相及チャノ外相と會見、久闊を敘したる上、歐州戦局その他につき夫々時余懇談を交えました。時恰も北阿の形勢面白からず、伊太利は難局に逢着しておりましたにかかわらず、ムソリニ首相は八年前會見せる時と較べ、老けたる點以外は些したる變化なく、他の政府要人同様、存外落付を見せておりました。

ム首相及びチ外相とは午餐晚餐等とともにし、その機會に政府首脳部及びファシスト黨領袖等とも廣く接觸いたしました。なお滞在中、二日朝法皇ピオ十二世を訪問し、世界平等の問題につき一時間余會談いたしました。が、法皇は談話中終始日本及び日本人に同情と信賴の意

を示され、特に聖上陛下に自分の敬意と信頼とを言上方傳言がありました。又わが國民に對してもその隆昌發展を祈念しておられました。眞に世界の現狀を憂え、平和克復と赤化防止の事を深く顧念され、別るるに際し、平和のために私にも法皇とともに祈禱せんことを求められました次第であります。これに引續いて法皇廳國務長官マリヨーネ大僧正とも、時余にわたり談話いたしました。同大僧正は日支和平克復につき必要あらば何時にても援助したしと申出て、又日本におけるカトリック宗徒と布教につき配意を請い、カトリック教徒の常にその所屬國に忠誠なる所以を力説しました。

四、越えて四月三日朝熱烈なる民衆の歡呼に送られて、一行は羅馬を後に再び伯林に向いました。今回の伯林入りは非公式訪問でありまして、四日午後二時四十五分着、五日夕(五時三十分)出發まで、僅かに一日の滞在でありましたが、四日にヒ總統に暇乞い旁々會談時余に及び、五日リ外相と會食し、重ねて最後の意見の交換をいたしました。なおその間に、ナチス黨組織部長にして且實質上の勞働大臣たり又獨逸における工場の基礎を築き、現

に全國工場を指導せる、ドクトル・ライの案内にて郊外のボルジック軍需工場を參觀し、獨逸工業力の偉大さと、従業員、勞働者等の幸福にして健全なる生活及び活動振りの一端を窺いました。工場従業員、勞働者等、上下を通じて和氣霽々の裡に、自ら規律嚴守と高度の能率發揮の跡歴然たるものあるを觀取しました。又序をもつて予て氣にかかつておりました、石炭液化や人造ゴムの問題についても少し許り研究して見ました。

五、歸途モスコウ立寄の砌は、出來得るならば、此の際日、ソ國交調整に寄與したいと言う希望を持つて居りまして、實は往路ソ都訪問の折も、この下心を以てソ政府當局に對し前述のとおり伏線を張つて置いたのでありますが、恰も良しユーゴウスラヴィアの政變は遂に六日獨軍の進撃となり、(この事については實はリ外相は私に疾く極秘として打明けました)バルカンの形勢は俄然急迫し、ソ連邦も亦同方面の事態を切實なる關心をもつて注視し始めたのであります。この情勢の下に私は七日(午後四時)、九日(同)、十一日(同)の三回に亘つて、各々約三時間半、建川大使帶同、モロトフ首相と交渉を重ねまし

た。

私は日ソ國交調整が、三十年來私の堅持する主張なることを説明し、（尤もこのことは十年來ソ側も承知しており又私の外相就任後在本邦スメターニン大使を通じソ當局に詳しく伝えあり）特に八年前ゼネヴァへの往路モスコに立寄つた際の經緯を指摘し、日ソ兩國は須く相提携和協して亞細亞の運命を決し、もつて世界の平和に寄與すべきこと、竝兩國相爭うは不利にして、兩國は善隣友好の關係確立により相互に利益する所甚大なることを説明し、七日の會談において、先づ試に不可侵條約の無條件締結を提議したのであります。これに對してモロトフ首相は、獨ソ不可侵條約を引例し、失地恢復を伴はぬ不可侵條約締結は困難なりと稱し、中立條約ならば、ポーツマス條約等面倒なる問題はこれこれを引込め、單に北樺太利權の有償解消のみを條件として、應じ得べしと言ひ張り、結局彼我執れも、この際國交改善の巨歩を踏出すことに付ては意見一致しましたが、その形式即ち不可侵條約とすべきや、中立條約を取るべきやに關して、合意を見ずして會見を終りました。次で九日の會議

においては、私は熟考の結果この際はソ側に敬意を表して、不可侵條約提案を撤回する旨を述べ、モ提案に従ひ中立條約の即時調印、但し無條件たることを、提案いたしました。即ちモスコにおいて中立條約に調印するところが、日ソ國交調整上にも、將又世界に與うる反響の上からも、この際外交的マスターストロークなる點に着眼し、一氣呵成に條約を成立せしめ、外交的電撃を試みては如何かと慫慂したのであります。實は伯林において得たる印象によれば、この際不可侵條約は益々望み薄なりと感じたのであります。モはこれに對し、猶利權解消を條件とする説を固持して譲らず、私も斷乎譲らず、よつて早くも私は一應氣乗り薄の態度、少くとも別に未練のなき態度を取りましたところモ首相より十一日今一應會い度いと申出ましたので、十一日には既にその翌々日出發することでもあり、私といたしましては、唯暇乞のため訪問するものであるとの建前を旨とし、軽く彼の慫慂に乗り、再會を約しました。そして私は同夜レニングラード訪問の途に上りました。レニングラードは二十九年前、私が大使館書記官として在勤した所でありまし

て、これを一見し度いと私が思うことは、自然でもあると世間に見らるるを幸い、滞在の日延べの口實としたのであります。が、實は、條約不成立の場合にも、猶且日ソ間に相當の話し合のあつたことを、英米その他に思わしむる目的と余裕を多少取つて置けば、或は條約成立を見るやも知れぬとの思慮にも因つたものであります。

十一日歸莫し、午後モ首相を往訪いたしましたる際には、私からは款待を謝し、暇乞をなすの態度をいたしましたのに、同首相は前回私の同意を與えました、滿州國領土の尊重及不可侵を意味する修正及日ソ領土不可侵に關する辭句を挿入した條約案竝北樺太利權解消に關する先方從來の主張を原案の儘とした附屬議定書を、説明の上私に交付しました。然し、私は附屬議定書について、再び強硬に自説を持して動かさず、又滿蒙領土の尊重、不可侵に關してはこれを條約に織込むことには、實質上異議はないが、滿州國の獨立性と同國人の自尊心と云うこともあり、旁々聲明の形式となす方が宜しかろうと、軽く注意しました。なおこの際は、兎も角、迅速且簡單明快に中立條約のみを成立せしめ、然る後徐に懸案解決を計

るべきであると、前二回同様、熱心に反覆説示しました。がモは依然利權問題の同時處理を執拗に主張して已まず、話は容易に纏る氣配もありませんので、私はブリツツクリーグの演せられぬのを遺憾とし、重ねて暇を告げ、あつさりとして辭去いたしました。

右に際し、私は難關打開のため、一箇の妥協試案として、非公式交換文書案(英文)をモの手許に残して参りました。

なおスターリン書記長にも、十三日出發迄に、能うべくんば、今回格外の好遇に對し、今一應重ねて謝意を述べ、暇乞をなしたき旨モ首相に申入れておきましたところ、夜に入り俄にスより、翌十二日何時にても私の都合に依り面會すべき旨を申越しました。依て、同日午後五時、クレムリンに同氏を往訪(モ首相及び建川大使同席)暇乞の辭を述べましたるに、先方より談を進め、結局十余分(通譯時間を除き)にして、ス自ら私の主張を殆ど全部容るることに即決し、茲に全權御委任狀を奏請し、十三日午後三時スターリンその他要人列席の下に、クレムリンにおけるモ首相の事務室で、調印を完了した

次第で御座ります。

さきにモ首相に手交しておきました、私の英文非公式交換文案につきましては、ス書記長自ら執筆して、「利権解消」云々との確に我方を拘束する辭句を挿入しましたるに對し、私はこれを拒み、地圖につきモ首相に毎回繰返したるところを、簡明に説明して、強硬に北樺太をこの際日本に有償譲渡することが、一番の利権解消、日ソ國交調整の捷徑であり、これを譲るとも、尨大なるソ連に取りては實に大海の一滴ではないかと、熱心に反覆力説しましたが、スは「それは予の首を縊るものなり」と申し、頑として應ずるの色がなかつたので、私はこの上論争するも甲斐なしと觀取し、「私は飽く迄譲渡が抜本的最善案なりと信じ、且つこれを主張して已まざるものなり、併も苟も貴下の物なる以上、貴下が徹頭徹尾これを譲らずと固執する以上は今のところ實際問題として、モ首相の提示せらるるラインで何か案を考うる外ない事を私と雖も認むるものなり、石油の噸數とかその他の細目は別なり」と申述べた上、私の交換文案に Liquidation of の二字を挿入することと致しました。但

し同交換文案においては、我方としては多年の懸案たる通商協定、漁業條約、滿ソ、滿蒙の國境確定、國境紛争に關する共同委員會設置の件等の迅速解決を確約せしむることに成功したのであります。

スターリン書記長は私と近衛内閣とを信するが故に、本條約をあつさりと成立せしむることに同意し、私の所謂電撃外交を共に行わんとするのであると申しましたが、畢竟するに、本條約が斯く急速に成立した裏面には、實は着任以來、數カ月に亘る、建川大使の奮闘と同大使人格の反映とが與つて大いに力あつたものと認めます。尤もバルカン問題を繞つて、最近獨ソの關係が頓に悪化し來りましたことが、スターリンをして、日ソ國交調整を急がしめた最大原因であることは、申す迄もありません。なお特に御報告申上げたいと存じますことは、右の調印成立後スターリンが聖上陛下の萬歳を壽ぐために乾盃し、近衛首相と我國民のために祝盃を擧げ、私共と時余に亘り極めて愉快に打ち解けて歡談し、心から條約成立を喜んだ點であります。又次いで同夕六時發車の際、慣例を破り、思掛けなくも驛頭に見送りのため姿を現わし、

人をして眞に驚倒せしめたことも實に意外なる出來事でありまして、空前あるいは絶後の事ならん乎と云われております。而してスターリン、モロトフ兩人が車内に寄せました祝電乃至ソ連新聞の論調に徴しましても、今のところは、兎も角ソ連側において今次條約を衷心より歓迎し、これを基礎乃至發足點として、日ソ國交に眞摯改善を企圖せんことを欲しているものと見て大過あるまいかと思ひます。

(付記)

松岡外務大臣談

昭和十六年四月二十二日

只今歸京しました、獨伊兩國訪問に約六週間を費やし其間兩國の首腦者等と幾回となく極めて有益な懇談を交へ個人的にも知合ひとなつた、西歐方面の情勢に關しては以前これと思ふ疑はしい點も數多あつたか現地に於て親しく目撃した結果今度は前よりも自信を以つて物か言へると思ふ、百聞一見に如かすとの古諺の眞理を今更乍ら痛切に感ずる次第である、斯うした收獲を得たことは帝國今後の外交を

運用する上に尠からざる利益があるものと信する、余は蘇聯邦のスターリン氏其他有名な巨頭等とも互に相知る中となりスターリン氏とは二回に亘つて相互に腹藏なく又和氣溢るる懇談を交はした、最近成立した日蘇中立條約に關する交渉の最後の段階に於て速に決斷を下したのは事實スターリン氏自身であつたのである、之は素より現下の如く迅速且つ驚異すへき變轉を來しつつある國際情勢に當面して列國の偉大なる指導者等か時としては自國の運命にも關する國務を如何に迅速に處理しつつあるかを示す一例に過ぎない、因循姑息は實に致命的である。

我々も亦時代の重大問題を處理する爲には敏速に行動せねはならぬ、慎重審議することと狐疑逡巡することとを混同して考へてはならない、三國條約は日獨伊三國と蘇聯の關係に何等の悪影響を及ぼすものではなく日蘇中立條約及共同聲明も亦三國條約に毫末も悪影響を及ぼすものではなく三國條約は依然として帝國外交方針の不動の基礎を爲すものである、否反對に日蘇中立條約こそ或意味に於て三國條約を強化するものである、日獨伊の三同盟國政府の間には勿論中立條約に關し聊も誤解とか危惧とか云ふものは初めか

ら存在しない、獨伊兩國共に此條約の成立を心から歓迎して居る事實か他の何ものにも勝る好い證據である、中立條約は日蘇兩國關係の改善を雄辯に物語るものであつて三國條約と昨年の日華條約並に過般の佛泰紛争調停と共に世界の平和及善隣關係の實現を目指す帝國外交の源動力たる八紘一字の精神を現はす好個の象徴である。
終に臨み余の歐洲旅行か幾分ても國家の御役に立つたとすれば夫れは他の何ものよりも先づ第一に 御稜威に由るものであり又日本帝國の有する實力に負ふものである。

233

昭和16年4月22日

在ウイーン山路総領事より
松岡外務大臣宛(電報)

独ソ開戦の可能性に関する情報

ウイーン 4月22日午後発

本省 4月22日夜着

第三二號(至急、極秘、館長符號扱)

(1)最近諸方面ヨリ獨蘇關係カ極メテ機微トナリツツアル旨
耳ニシタル處(蘇ノ對日態度好轉モ獨蘇關係ノ惡化又ハ
其ノ對獨恐怖ヲ反映セルモノト認メラル)十九日特別懇

意ノ當市某要人ハ大要次ノ通り内話セリ

(一)獨逸ハ或ハ對英戰爭ノ終了ヲ俟タス希臘ノ片附キタル
後ノ適當ナル時期(早ケレハ五月頃)ニ於テ敢然蘇政權
打倒ノ舉ニ出ツルコトアリ得ヘシ

(二)獨逸ハ對英戰中ト雖蘇聯ト戰ヒ得ル充分ノ軍力ヲ有ス
殊ニ對英攻撃ハ當分專ラ飛行機及潜水艦ヲ以テシ上陸
作戰ハ恐ラク行ハサルヘキニ於テオヤ

(三)獨逸ノ對蘇作戰ハ「ナポレオン」ノ失敗ニモ鑑ミ軍事
的深入リヲ避ケ國境ニ蘇聯大軍ヲ引寄せタル上之ヲ擊
破ノ機會ニ革命ニ依リテ内部的崩壊ヲ招來スルニアリ

(四)對蘇戰ハ大體六週間位ニテ終リ得ヘシ(當館諜者ハ最
近軍部内ノ意見トシテ遅クモ七箇月内ニハ蘇ヲ始末シ
得ル旨語レルカ此ノ點ニ付テハ客年往信機密第一五〇
號御參照アリタシ)

(五)日蘇中立ニ付テハ最初意外ニ感セルモ(他ニモ斯ル意
嚮ヲ洩ス者鮮カラス)獨逸ハ獨力ニテ蘇ヲ片附ケ得ル
ノミナラス獨蘇開戦ノ場合米國參戰ノ可能性多キヲ以
テ此ノ場合日本カ蘇ニ對シ中立ヲ維持シツツ英米就中
米ノ力ヲ極東ニ惹キ附ケル事寧口好都合ナルヘシ(本

官ハ日本ノ對蘇警備ハ今後モ決シテ輕減セサル旨述ヘ置キタリ)

二、尙右ニ關シテハ客年往電第一一七號ノ外左記諸點注意ヲ要スヘシ

(一)獨領波蘭ニ於ケル對蘇警備強化ノ外獨人官吏ノ家族引揚ヲ命セルコト

(二)近來再ヒ「ウクライナ」白露特ニ「コザツク」工作ニ力ヲ入レ居ルコト

(三)今ヤ「バルチック」海ヨリ黑海一帯ニ到ル對蘇國境ニ於ケル獨逸ノ戰略的地位頗ル有利トナレルノミナラス舊「バルト」諸國及芬蘭等ニ對スル獨ノ工作モ進ミ居ルコト

三、獨蘇ニ大勢力ノ衝突ハ今ヤ單ニ時機ノ問題ト成レル感アル處蘇側ニ於テハ銳意軍備ノ新整備ヲ急ク一方共產主義凡「スラブ」主義對伊工作及經濟的利益附與等ノ手段ヲ以テ益々反獨の策動ヲ行ヒ事態ノ進展ニ依リテハ英、米、蘇合作ノ惧モ鮮カラサルヲ以テ獨側トシテハ諸情勢有利ニシテ殊ニ將兵ノ士氣頗ル昂レル好機ニ於テ先手ヲ打チテ蘇政權ヲ倒シ以テ政治的及經濟的地歩ヲ強固ニシ置ク

コト或ハ得策ナルヘシトノ論モ立チ得ヘシ

四、兎ニ角獨蘇關係ハ何時急轉ヲ見ルヤモ圖ラレサル形勢ニアルヲ以テ我方トシテハ其ノ動キニ對シ深甚ノ注意ヲ要スヘク尙具體的國策決定ニ際シテハ(一)獨力英ヲ片附ケサル前ニ更ニ蘇ト戰フコトノ可否(二)獨蘇開戰ノ場合ニ於ケル我方ノ執ルヘキ態度竝ニ(三)蘇政權瓦解ノ場合少クトモ北樺太及沿海洲占領ノ準備等ノ諸點ニ付篤ト御考慮ノ要アルヘシト思考ス

234 昭和16年4月23日

在バタビア石沢(豊)総領事より
松岡外務大臣宛(電報)

日ソ中立條約成立による華僑の動搖狀況について

バタビア 4月23日後發

本省 4月24日前着

第三二八號

貴電合第八八〇號ニ關シ(日蘇條約締結ニ關スル中共動向等查報方ノ件)

日蘇中立條約ヲ低評價セントスル當地支那紙ノ論調(往電第三〇〇號)ニ拘ラス當領一般華僑殊ニ富裕竝ニ有識階級

ハ非常ナル衝動ヲ受ケタルモノノ如ク今ヤ日本軍ノ來攻ヲ否定スル者無ク「バルカン」及地中海方面ニ於ケル戦局ノ樞軸側ニ有利ニ進展シツツ有リトノ報ヲ入レ其ノ時期ハ愈々切迫セリトノ觀測ノ下ニ動搖ノ徵顯著ナルモノ有リ當地國民黨支部中華會館其ノ他各方面有力華僑ノ内話ヲ綜合スルニ左ノ通り

一、本條約成立ノ直接ノ原因ハ國共ノ軋轢ニ依ル蘇聯邦ノ對重慶援助ノ停止ト日本ノ南進氣運ノ緊迫ニ有リ從テ今後共產軍ノ勢力ハ益々増大シ之ニ反シ「ルート」ノ封鎖ニ依リ英米ノ實質的援助ヲ受ケ得サル重慶側ノ抗戦力ハ頓ニ低下シ日本ヲシテ大陸ニ於ケル兵力ヲ南方ニ差向クル餘力ヲ得セシムルコトナレリ

二、然ルニ蘭印ノ對日態度ハ全然改善ノ可能性無ク例へ日本軍カ新嘉坡ヲ攻略スルコトアルモ同盟國側ノ最後ノ勝利ヲ妄信シ飽迄對日武力抗爭ノ舉ニ出ツヘキ處華僑トシテハ全然勝利無キ對日戰爭ニ協力スル意思無ク此ノ際蘭印側カ日本ノ要求ヲ容レ平和的妥協ノ態度ニ出ツルコト最モ望マシキ次第ナリ

三、萬一當領ニ戰禍ノ及フ場合華僑トシテハ日本軍ノ迫害ヨ

リモ更ニ恐ルヘキハ永年華僑ニ對シ反感ヲ有スル土人ノ暴動ニ依ル迫害ナリ

四、此ノ際各種抗日行動ヲ停止シ豫メ日本側ト聯絡ヲ行フコト最モ賢明ナルモ現在ノ如キ當領政府ノ嚴重ナル監視下ニ於テハ之カ實行ノ見込無ク右ハ富裕華僑現下ノ最大ノ惱ミナリ

235

昭和16年4月23日

在独国大島大使より
松岡外務大臣宛(電報)

日ソ中立条約成立に対するドイツ言論界の反

応について

ベルリン 4月23日後発

本省 4月24日後着

第四五一號

日蘇中立條約ニ關シテハ其ノ急速ナル成立ニ關シ獨逸操觚界トシテモ稍意外ノ感アリシト共ニ現下ノ獨蘇關係上獨逸トシテハ蘇聯邦ニ對スル威壓ヲ強化シタキ希望ヲ有シ居リタル爲成ルヘク當初冷カナル態度ヲ以テ之ヲ迎ヘ新聞等ニ於テモ殊更小サク之ヲ取扱ヒ居ルヤノ感ヲ與ヘタルカ其ノ

後本條約カ英米側ニ於テ相當ノ「センセーシヨン」ヲ惹起シ且支那事變處理ニ對スル影響等明カトナルニ伴レ極東ニ於ケル帝國ノ地位ノ強化ハ延イテ獨逸ノ利益ニ合致スルモノナリトノ觀點ヨリ漸ク本條約ノ價值ヲ再認識シツツアルヤニ認メラル往電第四五〇號「メゲルレ」ノ論說ノ如キモ同人カ外務省内ニ籍ヲ有シ居ル特殊ノ新聞記者タル關係ニモ鑑ミ或ル程度獨官邊ノ意嚮ヲ反映シ居ルモノトモ言ヒ得ヘシ(尙獨新聞ハ蘇聯ニ關スル記事ハ一切之ヲ掲ケサルコトトナリ居リ論說モ亦掲載セス右ハ本條約ニ對スル獨ノ態度ヲ表明スルコトヲ甚タ困難ナラシメ居ルモノナルコトヲ併セ考慮スル要アルヘシ)

236 昭和16年4月24日

日ソ中立條約締結に関する枢密院審査委員會
議事録

昭和十六年四月

日「ソ」中立條約樞密院審査委員會議事録

條約局第一課

大日本帝國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間
中立條約ニ關スル樞密院審査委員會議事録

昭和十六年四月二十四日午前十時五分開會

宮中東三ノ間ニ於テ

出席者

樞密院側 原樞密院議長

鈴木樞密院副議長(審査委員長)

金子顧問官ヲ除キ全顧問官審査委員トシテ出

席

政府側 平沼內務大臣

松岡外務大臣

東條陸軍大臣

及川海軍大臣

柳川司法大臣

鈴木企畫院總裁

(近衛總理大臣病氣欠席)

他ニ説明員及隨員トシテ

法制局 村瀨法制局長官、森山第二部長、宮內參事官

外務省 大橋外務次官、山本東亞局長、松本條約局長

阪本歐亞局長、西村條約一課長、成田歐亞一課長、小川事務官、高野事務官

陸軍省 武藤軍務局長

海軍省 岡軍務局長、石川軍務二課長、柴中佐

議事概要

開會ニ先立チ原議長ヨリ松岡外務大臣ノ勞ヲ多トシ之ニ感謝スル旨竝ニ慎重且迅速ナル審議ヲ希望スル旨ヲ述ブ

一、鈴木審査委員長審議開始ノ旨ヲ述ブ

二、松岡外務大臣經過報告

只今原議長ヨリ御鄭重ナル御挨拶ヲ頂キ感謝ニ堪エズ本大臣ハ主トシテ本條約ノ締結經緯等ニ付御説明致スベク條約ノ内容等ニ付テハ條約局長ヨリ説明セシムルコトト致シ度

昨年七月前内閣時代我方ヨリ中立條約案ヲ提議シタルニ對シ「ソ」側ハ我方提案中ノ北京條約再確認ニ關スル規定ニ關シ「ポーツマス」條約及北京條約ハ過去ノモノニシテ其ノ再確認ハ新事態ニ適應セザルニ付之ヲ認め難キノミナラズ當時ノ情勢ニ於テ中立條約ノ受益者ハ日本國ノミナルヲ以テ相當ノ代償ノ提供ナキ限り中立條約ノ締

結ニ應ジ難キ旨ヲ回答シ來レリ斯カル先方ノ言ヒ分ニテハ全ク問題ニナラズ暫ク様子ヲ見ルコトトセルガ昨年十月建川大使着任ト共ニ今度ハ不侵略條約案ヲ提議セシメテ見タリ之ニ對シ「ソ」側ハ遂ニ對案トシテ中立條約案ヲ提出シ之ニ北樺太利權解消ニ關スル議定書案ヲ附屬セシメタルニ付彼我ノ意見一致セズ交渉ハ依然トシテ行惱ノ状態ニ陥リタル次第ナリ

過般ノ獨伊訪問ニ際シ本大臣ハ「モスコ」ヲ素通りニスル譯ニモ行カズ「シベリア」鐵道旅行ニ對スル先方ノ好意ヲ謝スル爲往途ニ於テ「モスコ」ニ下車シ「モロトフ」外相ニ會フコトトシタル處元來人ニ會フコトヲ好マザル「スターリン」ヨリ會見ヲ求メ來レリ（先年國際聯盟總會出席ノ爲「モスコ」通過ノ際「スターリン」ニ直接會見シテ「ソ」聯ノ滿洲國承認ト引換ヘニ日「ソ」不侵略條約締結方ニ關シ交渉セント考ヘタルガ當時ハ遂ニ此ノ計畫ヲ果サザリシ經緯アリ）「モスコ」ニ於テハ「モロトフ」ニ會ヒテモ話ハ付カズ「スターリン」ニ直接會見セザレバ駄目ナリトノ話モ豫テ聞キ居リタルニ依リ且又「ソ」聯ノ猜疑心ヲ緩和スル必要アリト

モ考ヘテ「スターリン」ト會見スルコトトセリ尤モ會談
八日「ソ」國交調整ノ必要性、「アジア」問題全般等ニ
關スル一般的雜談ニ過ギズ「ソ」聯ノ對支援助ニモ一言
觸レ置キタリ

「モスコ」ヲ出發シテ獨伊ヲ訪問シタル處「モロトフ」
ガ伯林ヲ訪問シタル當時トハ情勢ガ變リ居ルニ驚キタリ
「モロトフ」ガ伯林ヲ訪問シタル際「リッペントロップ」
ヨリ「ソ」聯ノ三國條約締約國側ヘノ同調ヲ求メタル
當時トハ形勢一變シ獨ハ何時ニテモ「ソ」聯ヲ打ツ用意
アリト云ヒ居リタリ右ハ「バルカン」情勢ノ變化ニ基因
スルモノナルベシ本大臣ハ獨ノ「バルカン」政策ガ餘リ
ニ好調ヲ示シ居ルヲ見テ右ハ獨「ソ」間ニ相當ノ了解ア
ルモノト豫想シ居リタルニ「リッペントロップ」ノ話ニ
依レバ「モロトフ」ニ對シ殆ンド何等ノ「コミットメン
ト」ヲ與ヘ居ラズ獨ハ「フィンランド」「ルーマニア」
「ブルガリア」「トルコ」等何レニ關シテモ「ソ」聯ニ言
質ヲ與ヘ居ラズト云フ(間接ノ情報ニ依ルモ右ハ略確實
ナルガ如シ)獨ハ東「プロシア」ニ百四十萬ノ精銳ヲ集
結シテ東方ヲ睥睨シ居レルヲ以テ「ソ」聯トシテモ獨ヲ

刺戟スルガ如キ行動ニハ出デザルベク目下ノ所「ソ」聯
ヨリ積極的ニ手ヲ出サザル限リ獨「ソ」ノ衝突ハナカル
ベシト思ハル

敘上ノ如キ獨「ソ」關係ノ變化ヲ目撃シテ本大臣ハ日
「ソ」間ノ話合ハ容易ニ纏ラザルベシト考ヘタリ「リッ
ペントロップ」モ見込ナカルベシトノ意見ナリ尤モ「リ
ッペントロップ」ニ對シテハ先方ヨリ話ニ乗ツテ來レバ
勿論ヤルト申置キタリ「ムソリーニ」ニ對シテモ同様ニ
話置キタリ其處デ獨伊訪問ノ歸途再ビ「モスコ」ニ立
寄り正式ニ條約締結交渉ニ入りタル次第ナリ

四月七日午後「モロトフ」ト會見我方ハ建川大使提案ノ
不侵略條約ヲ主張セルモ「ソ」側ハ中立條約及北樺太利
權解消ヲ固執セリ本大臣ハ北樺太利權問題解決ノ唯一ノ
方法ハ我國ノ北樺太買收ノ一途アルノミト應酬セルモ
「モロトフ」ハ自說ヲ枉ゲズ七日ノ會談ヲ終レリ翌々九
日第二回會談ニ於テ我方ハ情勢ノ變化ニ鑑ミ不侵略條約
案ヲ撤回スル旨ヲ述ベ且附屬議定書ヲ除キ中立條約ノミ
ニ署名シテ外交電擊戰ヲヤツテハ如何ト提議セルモ「モ
ロトフ」之ニ應ゼズ十日ハ息拔ノ爲「レニングラード」

ヲ見物シ十一日「モロトフ」ト最後ノ會談ヲ行ヒタリ先
 方ハ北樺太利權解消ニ關スル議定書ヲ飽ク迄固執スルニ
 對シ本大臣ハ妥協案トシテ本件ハ「モロトフ」宛半公信
 ヲ以テ其ノ解決方ニ努力スル旨ヲ申入ルコトトシテハ如
 何ト提議シタルモ纏ラズ遂ニ「モロトフ」トノ三回ノ會
 談ハ不調ニ終レリ依テ本大臣ハ十三日午後「モスコ」
 出發ノ腹ヲ決メ先方ニ其ノ旨ヲ申傳ヘタル處十二日ノ午
 前ニテモ午後ニテモ本大臣ノ都合ノ良キ時間ニ「スタ
 リン」ガ會見シ度キ旨ヲ申込ミ來レルニ付暇乞旁々十二
 日午後「スターリン」ト會見スルコトトセリ本大臣ヨリ
 電撃戰ヲ行フコトヲ得ザルハ甚ダ殘念ナルモ兩國間ノ
 個々ノ懸案ハ漸次解決シ度キ旨ヲ述べタル處「スターリ
 ン」ハ本大臣ノ顔ヲ眺メ貴下ハ約束ヲシタラ守リサウダ
 カラ電撃戰ヲ行フベシト答ヘタリ條約及聲明書ハ直ニ纏
 リタルガ半公信ノ方ハ附屬議定書ノ實質ヲ書翰中ニ書入
 ルルコトヲ要求セルヲ以テ拒絕シ結局 liquidation ノ字
 ヲ挿入スルコトニテ折合ヒタリ但シ右字句ハ解消ノ意ニ
 モ取レルモ本大臣ノ意見タル北樺太ノ買収ヲ拋棄シタル
 モノニ非ズ斯クシテ「スターリン」トノ間ニ忽チノ中ニ

交渉ノ妥結ヲ見タル次第ナリ

次ニ本條約ト三國條約トノ關係ニ付テハ先程申述べタル
 通り獨伊ノ主腦部トハ了解濟ナルヲ以テ何等問題ナカル
 ベク唯「リッベントロップ」ハ見込ナシトノ意見ナリシ
 丈ニ驚キタルベシ兩者ノ條文ニ付テ檢討スルニ萬一獨
 「ソ」ガ衝突シタル場合我國ハ中立ヲ守ラザルベカラザ
 ルヤノ問題生ズベシ尤モ右八日「ソ」衝突ノ場合ノ獨逸
 ノ立場ト even ニシテ要スルニ現實ノ問題トナリタル際
 條約ヲ如何ニ運用スベキヤノ問題トナルベシ唯我國トシ
 テハ三國條約ヲ無視スルガ如キ行動ニハ出デザルベシ此
 ノ點ニ關シテハ最初ヨリ「ソ」側ニ對シ本中立條約ノ締
 結ハ三國條約ヲ前提トスルモノナルコトヲ申聞ケ置キタ
 リ要スルニ國際條約中ニハ之ヲ比較對照スレバ矛盾ダラ
 ケノモノ多ク要ハ其ノ運用ノ如何ニ在リト思考ス
 尙「リッベントロップ」ハ「ソ」聯ガ赤イトカ黒イトカ
 云フコトハ問題ニナラズ何時カハ之ヲ叩キ付ケザレバ新
 秩序ハ建設シ得ズ又一旦手ヲ付ケレバ之ヲ徹底ノ二壞滅
 セシムル必要アリ若シ「ソ」聯ガ日本ヲ打ツ時ハ獨ハ必
 ズ後方ヨリ「ソ」聯ヲ攻撃スルコトヲ保障スベシト申シ

居リタリ

今回ノ獨伊訪問ニ當リテハ獨伊兩國ニ對シ何等ノ「コミットメント」ヲ爲シ居ラズ先ヅ人ヲ知ルコトガ三國條約ノ運用上絕對ニ必要ナリト信ジテ訪問シタル次第ナリ唯其ノ際大東亞圈内ニ於テハ日本ハ絕對ニ「イニシアティブ」ヲ執ルベキコトヲ明言シ置キタリ

三、松本條約局長 別紙ノ通説明ス

四、松岡外務大臣ヨリニ、三點附言致シ度シトテ左ノ通説明ヲ補足ス

「スターリン」ト會談ノ際先般「モロトフ」ガ伯林ヲ訪問シタル時「リッペントロップ」ヨリ三國同盟參加ヲ促サレタルモ「ソ」聯ハ現下ノ形勢ニ於テハ三國同盟ニ參加シテ日獨ヲ援助スル必要ヲ認メズ將來其ノ必要ヲ認メタル場合ニハ何時ニテモ參加スベシト申シ居リタルガ彼ノ性格上蓋シ信ズベキ言ナラン

「ソ」聯ニ於テ見聞シタル所ヲ綜合スレバ科學ノ進歩、諸工業ノ發達、教育施設ノ整備等實ニ驚異的ナルモノアリ赤ノ危險モサルコト乍ラ五年後ノ「ソ」聯ノ國力ノ充實ハ實ニ惧ルベキモノアルベシト感ジタリ

獨伊主腦部ト會談ノ結果兩國共英國ニ對シテ平和的ナル媾和ヲ爲ス意思ナキコトヲ確カメ得タリ「リッペントロップ」ハ遅ク共今年中ニハ英國ヲ屈服セシムベシ英本土陸作戦ノ準備ハ整ヒ居リ「ヒトラ」總統ノ命令ヲ待ツノミナルガ「ヒトラ」總統ハ何人ニモ時期ヲ漏サズト申シ居リタリ獨空軍ハ從來ノ二倍、潛水艦ハ八倍ノ實力ヲ増加シタルガ如シ一方英國ノ防禦力ノ増大ヲ決シテ無視シ居ラザルモ尙之ヲ粉碎スル確信アルモノノ如シ羅馬法王トノ會談ニ付世間ニ種々取沙汰セラレ居ルモ右ハ法王ヨリ會見ノ申込ヲ受ケ約一時間半ニ互リ人類一般ノ平和ニ關シ論ジタル次第ニシテ法王ハ現在ノ歐洲大戰ニ付テハ今直ニ媾和ヲ齎シ得ルカト云ヘバ確信ナシト答ヘラレタリ

五、質疑應答ニ入ル(十一時五十分)

河合顧問官

只今松岡外務大臣ヨリ詳細ナル御説明アリテヨク了解セリ従前ノ經緯ハ別トシテ本件ハ目下帝國ノ外交上是非共打タネバナラヌ手ニシテ今回ノ外務大臣ノ訪「ソ」ニ依リ迅速ニ取運バレタルコトハ準備工作アリタルハ勿論ノ

儀乍ラ一ニ外務大臣ノ熱意ニヨリ「ソ」側ガ帝國ノ眞意ヲ了解シタルニ基クモノト信ジ深ク外務大臣ノ勞ニ感謝セザルヲ得ズ唯二三ノ點ニ付質問致シ度シ

(一)「リッベントロップ」ノ言ニ依レバ獨逸ハ「ソ」聯ヲ信ジ居ラザル様ナルガ「スターリン」ハ其ノ邊ノ事情ヲ知悉シテ本條約ノ締結ヲ早メタルニ非ズヤ獨伊ニ於テモ本條約成立ニ惡感情ハ有タズ又有タザル様措置セラレタル様ナルガ最近ノ「バルカン」情勢ニ於テハ如何ナル變化ヲ招來スルヤモ圖ラレズ其ノ場合中立條約ト三國條約ト何レニ重點ヲ置クヤニ付テハ只今三國條約ヲ主トスト申サレタルニ依リ安心致シタリ但シ「ソ」聯ハ直ニ極東ノ兵力ヲ減ズルコトナカランモ歐洲ノ事態ニ變化起ラバ本條約ヲ信賴シテ極東ノ兵力ヲ割クコトナキヲ保シ難カルベシ其ノ場合日獨關係ニ影響ヲ及ボス惧ナキヤ

(二)本條約ノ成立ニ伴ヒ共產主義ノ普及宣傳ガ強化セラルル懸念ナキヤ外務大臣ハ共產宣傳ニ關シテモ本件交渉ニ際シ言及セラレタルコトト察スル處其ノ時ノ先方ノ應答振ニ付承り度シ兩國ノ友好關係ガ密ニナレバナ

程其ノ心配ガ増大スレバナリ

(三)本中立條約ノ義務ハ支那事變ニ適用アリヤ「ソ」聯主腦部トノ會談ノ際ニ於ケル外務大臣ノ印象ヲ承り度シ(四)千九百三十七年八月ノ「ソ」支不侵略條約ニ牴觸セズヤ又「ソ」聯ガ重慶援助ヲ繼續スルコトハ本條約ノ違反ナルガ「ソ」聯ガ援助ヲ打切ルモノトモ思ハレズ且中國共產黨ヲ援助スルコトモ條約違反ナルガ之亦「ソ」聯ガ見殺シニスルトハ考ヘラレズ然ル場合政府ハ本條約ヲ廢棄セラルル考アリヤ

松岡外務大臣

御質問ノ第一點日獨關係ニ及ボス影響ニ關シテハ何等獨主腦部ト話シ居ラズ極東軍ノ移動ハ多少アルラシキモ大シタ數ニハ非ザルガ如シ第二點ニ付テハ「モロトフ」ニ對シ赤ノ宣傳ハ絶對ニ反對スト強ク申シ置キタルガ之ハ勿論意見ノ言ヒ放シナリ「リッベントロップ」ハ日獨防共協定ハ本年十一月二十四日ニテ有効期間滿了スルモ獨トシテハ協定ヲ延長シ度キ意向ナリト申シ居リタリ國內ニ於テハ勿論共產主義ノ撲滅ヲ從來ト異ラズ行フ積ナリ第三點ニ付テハ何カ效キ目ガアレバ兎モ角議論ヲスレバ

水掛論トナルヲ以テ止メタリ唯「ソ」聯ガ重慶ニ sympathize スルコトハ英米ヲ援助スルコトトナルベシト強ク主張シ置キタリ第四點ニ付テハ「ソ」支不侵略條約ニハ言及セザリキ先方ニ於テ「ソ」支不侵略條約ノ存
在ヲ知り乍ラ本條約ヲ締結シタルモノナルヲ以テ今後ノ運用ニ俟ツ外ナシト信ズ外交ハ一步一步石ヲ打ツテ行ク積ナリ(第二點中防共協定延長ノコトハ本席上限りニ願度シト附言ス)

平沼内務大臣

共產主義斷壓ノ方針ハ從來ト何等變リナシ唯民間ノ言論ニ於テ不必要ニ「ソ」聯ヲ刺戟スルコトハ差控ヘシムル所存ナリ

以上ニテ一旦休憩午後一時半再開

東條陸軍大臣

陸軍ノ對「ソ」軍備トノ關係ニ付テ御説明致シ度シ本條約成立ニ依リ直ニ對「ソ」軍備ヲ遞減シ得ルモノトハ考ヘズ寧コト周到ナル軍備ヲ充實スルコトニ依リ無言ノ威壓ヲ加フルコトガ本條約運用ヲ益々效果的ナラシムルモノト信ズ獨逸ニ於テモ獨「ソ」不侵略條約締結後ト雖モ對

「ソ」國境ニ百ヶ師團以上ノ兵力ヲ配置セリ尤モ本條約成立ニ依リ「ソ」聯ノ戰略的態勢ヲ變更セシムル様利(奪之)尊スルノ要アルコトハ明ニシテ滿「ソ」國境紛争ガ減少スレバソレ丈我方ノ軍備モ樂ニナル譯ナリ勿論思想戰ニ對シテハ嚴ニ備フル覺悟ナリ「ソ」聯極東軍ノ兵力移動ニ付テハ「シベリア」鐵道ノ旅客輸送停止ニ鑑ミ多少移動ノ事實アルコトハ認メラルルモ技術輸送ノ程度ニ止リ戰略輸送ニハ至ラザルモノト見ルベク猶其ノ動向ヲ注視シ居レリ又支那事變トノ關係ニ付テハ將來本條約ノ運用ニ依リ「ソ」聯ノ重慶援助ヲ打切ラシムル様外交工作ニ期待シ居レリ情報ニ依レバ本條約ハ重慶ニ相當ノ影響ヲ與ヘタルモノノ如シ

河合顧問官

聲明書ニ依リ帝國ハ外蒙ノ獨立ヲ承認シタルモノナリヤ松岡外務大臣

端的ニ云ヘバ承認トナルベシ我方ハ外蒙ニハ余リ觸レズ唯滿洲國ノ承認ニ付テハ明瞭ニ念ヲ押シ置キタリ

石井顧問官

本條約ノ成立ヲ衷心ヨリ悦ビ且重視スルモノニシテ滿腔

ノ贊意ヲ表スルモノナリ唯細キ點ナルガ二三質問致度シ
聲明書ノ内容自体ハ時局柄寔ニ結構ナルモ形式のニハ日
「ソ」問ノ國際約束ナルヲ以テ御諮詢ニ相成テ然ルベシ
ト存ズルガ如何

松岡外務大臣

「ソ」側ニ於テハ最初條約中ニ斯カル規定ヲ挿入セシコ
トヲ主張シタルガ滿洲國トノ了解ヲ取付クル暇モナカリ
シヲ以テ形式ヲ輕クスル意味ニテ聲明書ト爲シタリ御諮
詢ニハ相成リ居ルモノナリ

松本條約局長

先例通りノ扱ナリ

石井顧問官

前文中ノ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦最高會議幹
部會ハ從來見ザル所ナルガ如何ナルモノナリヤ

阪本歐亞局長

千九百三十六年ノ「ソ」聯憲法改正ニ依リ從來ノ中央執
行委員會ニ代リ最高機關ト定メラレタリ

石井顧問官

聲明書ノ署名者ノ肩書ガ異ルガ如何

阪本歐亞局長

起草委員會ニ於テ何レモ兩國ノ先例ニ據ルコトシタル
次第ニシテ意味ハ全然同様ナリ

石井顧問官

條約ノ名稱ヲ單ニ中立條約トシタルハ内容ニ一致セズ又
末文ニ本條約ニ通ニ署名調印セリトアルガ四通ニ非ズヤ
松岡外務大臣

條約ノ名稱ニ付テハ御説ノ通ナルモ「ソ」聯ハ中々理屈
ヲ云フ國ニシテ飽ク迄頑張りタルニ依リ先方ニ花ヲ持タ
シタリ

松本條約局長

末文ハ先例モアリ各ニ通即チ四通ニ署名調印シタル意味
ナリ(松岡大臣ヨリ確カニ四通ニ署名調印セリト答フ)

石井顧問官

國境劃定セザレハ領土保全及不可侵ト云フモ無意味ナラ
ズヤ此ノ點ニ關シ先方ト話合タリヤ

松岡外務大臣

御説ノ通ナリ先方トモ良ク話合ヒタリ混合委員會ニ關シ
テハ「モロトフ」宛半公信ヲ御參照願度シ

石井顧問官

半公信ハ北樺太ヨリ一切手ヲ引クコトヲ意味スルヤ

松岡外務大臣

少々詭辯ナレドモ Liquidation ハ北樺太ノ買収トモ取レル余地ヲ殘シテ挿入シタリ要ハ石油ヲ成ルベク多ク獲得スルニ在リト思考ス

石井顧問官

利權ノ Liquidation ナルヲ以テ其ノ解釋ハ無理ナラズヤ

松岡外務大臣

御説ノ通ナリ捨石ノ積ナリ

有馬顧問官、窪田顧問官質問ナシ

石塚顧問官

本條約ノ成立ハ寔ニ時宜ニ適シタル措置ニシテ全幅の二贊成ナリ唯其ノ運用ニ付テハ充分留意セラレ度

清水顧問官

條約局長ニ伺ヒ度キガ本條約ハ三國條約第五條ト抵觸スルトノ解釋ナリヤ又ハ牴觸セズトノ解釋ナリヤ

松本條約局長

三國條約第五條ハ締約國ト「ソ」聯トノ關係ニ於テハ三

國條約ノ規定ハ適用ナキ建前ナルコトヲ意味スルモノニシテ從テ本中立條約ノ締結ハ三國條約ニ牴觸セザルモノト解シ居レリ

清水顧問官

「ソ」聯ノ援蔭行爲ハ本條約第二條ニ牴觸セズヤ

松本條約局長

然リ牴觸ス

清水顧問官

防共協定ト中立條約トノ關係ハ併行的ト考ヘラルルヤ

松岡外務大臣

然リ本件ニ關シテハ「リッペントロップ」トモ談合セリ

「ソ」側ハ本件ニ關シ何等言及セザリキ

清水顧問官

「ソ」側ガ從來ノ主張ヲ拋棄シテ本條約締結ニ同意シタル理由如何又主ナル目的ハ何處ニ在リヤ

松岡外務大臣

質問ノ前段ニ對シテハ經緯ヲ述ベテ説明後段ニ對シテハ左ノ通述ブ

主ナル目的ハ政治的出發點ヲ作り上グルニ在リ英米側ノ

對「ソ」畫策ニ先手ヲ打ツ爲ナリ「モスコウ」ニ於テ英米側ハ頻リニ工作爲シ居リタルガ彼等ト雖モ一應諦メタルナラン尤モ之ニ依リ最大ノ「シヨック」ヲ受ケタルモノハ重慶政府ナルベシ政府トシテハ本條約成立ヲ機トシテ全面和平ニ邁進スル考ナリ

南顧問官

帝國ノ爲衷心ヨリ慶賀ニ堪エズ外務大臣ニ深く感謝スル次第ナリ本條約締結ノ急務ナルコトハ既ニ三國條約成立當時本官ノ指摘シタル所ナリ唯二三點質問アリ先ヅ第二條ノ「軍事行動ノ對象」トハ如何ナル意味ナリヤ

松本條約局長

從來ノ不侵略條約中立條約ニ付取調べタル所ニ依レバ本字句ヲ用ヒタル例ハ「ソ」土中立條約及獨「ソ」不侵略條約ニアリ「攻撃」又ハ「侵略」ノ字句ハ意味必ズシモ明瞭ナラザルニ依リ本字句ヲ用ヒタルモノニシテ「軍事行動ノ對象」ト云ヘバ相當廣範圍ノ概念ナリト解ス

南顧問官

第二條ノ「中立」ハ所謂國際法上ノ中立ト解釋シテ宜シキヤ

松本條約局長

所謂國際法上ノ中立ハ戰時ニ限ルモ本條約ニ依リ中立義務ハ國際紛争ノ場合ニモ發動スルモノナリ中立ノ範圍ハ最近ノ傾向ニ依レバ益々擴大セラレ居ルガ如シ

南顧問官

本條約ハ既ニ發生シ居ル事態ニモ適用アリト解スベキヤ
松岡外務大臣

援蔣行爲ハ明ニ本條約違反ナルモ水掛論トナル惧アルノミナラス將來本條約ノ運用ニ依リ如何様ニモナルト考ヘ交渉當時ニ於テハ敢ヘテ此ノ點ニ觸レザリキ

南顧問官

聲明書ニ依リ帝國ノ負ヒタル義務ヲ滿洲國ニモ負擔セシムル意向ナキヤ

松岡外務大臣

日滿間ノ關係ハ一德一心帝國ニ於テ外交指導權ヲ握ルヲ以テ其ノ必要ヲ認メズ

南顧問官

條約ハ締結ニ依リ成立スルヤ批准ニ依リテ成立スルヤ
阪本歐亞局長

「ソ」側ハ署名ト同時ニ發效セシムルコトヲ希望シ我方
ハ國內手續上ノ理由ニテ批准條項ヲ附シタル當時ノ經緯
ヲ説明ス

松本條約局長

成立ノ定義如何ニ依ルベシ

南顧問官

署名濟ノモノト雖モ批准前ハ條約案ニ過ギザルニ非ズヤ

松本條約局長

御説ノ通ナリ

南顧問官

然ラバ聲明書中ノ「……締結セラレタル中立條約ニ基キ

……」トアルハ誤ニ非ズヤ

松本條約局長

聲明書ハ條約ト一體ヲ成スベキモノナレバ條約批准ト共

ニ效力ヲ發生スベキヲ以テ矛盾ハ生ゼズ

南顧問官

半公信ノ意味ハ不可解ナリ

松岡外務大臣

言葉ガ足ラザリシヤモ知レズ我方ニ於テ北樺太ヲ買收シ

度キ希望ハ未ダ拋棄シタルモノニ非ズ唯石油ハ凡ユル方
法ニ依リ出來得ル限り多量ニ取得スルコトガ急務ナリト
考ヘ居レリ

南顧問官

北樺太利權ニ對スル「ソ」側ノ壓迫ハ本條約成立前ノコ

トナラズヤ本條約ノ運用ニ依リ之ヲ緩和シ得ザルモノナ

リヤ

松岡外務大臣

右ハ極メテ困難ナリ一方カラ云ヘバ困難ナル結果妥協ガ

成立シタルナリ

南顧問官

一年間十萬噸ノ北樺太石油供給ハ先方ヨリ申出デタルモ

ノナリヤ又期限付ナリヤ

松岡外務大臣

先方ヨリノ提案ニシテ期限ハ五年ナリ尤モ其ノ後モ供給

セズト云フニ非ズ

南顧問官

萬一獨「ソ」間戰爭トナラバ如何念ノ爲明瞭ニ伺ヒ置キ

度シ

松岡外務大臣

獨「ソ」不侵略條約ニモ反シ日「ソ」中立條約ノ締結目
のニモ矛盾ス然レ共帝國トシテハ斯カル場合ニ於テハ獨
逸トノ間ニ充分意思ノ疏通ヲ圖リツツ善處スル考ナリ獨
逸側ニ於テハ斯カル場合帝國ノ援助ハ不要ナリト申シ居
レリ其ノ時ト場合ニ應ジ帝國獨自ノ見解ヲ以テ事ヲ決シ
度シト考フ先程モ申述ベタル通日「ソ」戰爭ノ場合ニハ
獨逸ハ絕對ニ背後ヲ衝クト「リッペントロップ」ハ言明
シ居レリ

奈良顧問官、荒木顧問官、松井顧問官質問ナシ

菅原顧問官

本條約成立後ニ於ケル政府ノ思想對策如何特ニ教育方面
ノ對策如何

平沼內務大臣

先程モ申述ベタル通部内ノ關係係官ニハ充分指令シアリ
又教育方面ニハ本條約ガ成立シタル爲ニ特別ノ措置ハ取
ラズ

松岡外務大臣

社會的、政治的共產主義ハ絕對ニ排撃スル旨「スターリ

ン」及「モロトフ」ニ嚴重ニ申入レ置キタリ

松浦顧問官 質問ナシ

潮顧問官

從來非常ニ警戒セル丈ニ今度ハ如何ニモ親類交際デモス
ルガ如ク國民ハ考ヘザルヤ民心ノ指導ニ付テ充分御留意
アリ度シ

尙半公信ノ意味ハ北樺太ヲ買收スルカ又ハ利權ヲ返還ス
ルカ二者ノ中孰レカーノ方法アルノミト解シテ宜シキヤ

松岡外務大臣

結局歸スル所ハ手ヲ引クコトト存ス

平沼內務大臣

御懸念ノ點ニ付テハ政府モ適當ノ手段ヲ講ズル所存ナリ
林顧問官

聲明書ガ中立條約ニ附屬スルト云フ解釋ニハ疑問アリ聲
明書ノ内容ニ付テ云ヘバ實質ハ明ニ條約ナリ中立條約ノ
御諮詢ノミニテハ不十分ナラズヤ

松本條約局長

聲明書ノ字句ノ不十分ナルコトハ認ムルモ内容ハ條約ト
一體ヲ成スモノト云フ解釋ナリ實質形式共附屬文書トシ

テ扱テ可ナリト思考ス

林顧問官

兩者ヲ別々ニ讀ム場合其ノ關係ハ必ズシモ明瞭ナラズ

松本條約局長

聲明書ノ内容ヨリ見ルモ兩者ノ關聯アルコト明ナリ

松岡外務大臣

外蒙ノ「ステータス」ニ關シ成ルベク輕ク扱ハントシテ

斯カル形式トナリタルモノナリ御諒承ヲ乞フ

石井顧問官ヨリモ依然トシテ疑問ヲ有スル旨ヲ述ブ

松本條約局長

聲明書ニハ批准條項ナキヲ以テ御批准ノ客体ト爲スコト

ヲ得ズ從テ附屬文書トシテ御裁可ヲ奏請シタル次第ニシ

テ從來ノ慣例通りナリ

深井顧問官

政府ニ於テモ複雑ナル現下ノ情勢下ニ於テ本條約ノ運用

ニ付萬全ヲ期セラレ度シ

二上顧問官

liquidationノ意味ハ水ニ流スト云フコトナリ北樺太利權

ニ關スル軍部大臣ノ御意見ヲ承り度シ又半公信ハ形式的

ニ見ルモ返翰ニ同意ストアリ國際約束ニ非ズヤ

松岡外務大臣

形式ノ點ニ付テ御答ヘスベシ先方ハ正式ノ國際約束ニ近

キ形式ヲ要求セルモ我方ノ主張ニ依リ斯カル半公信ト爲

シタリ liquidationノ解釋ハ同感ナリ又同意ストアルハ

「期待シ且希望スル」コトニ對シ同意セルモノナリ

及川海軍大臣

外務大臣ノ出發前ニ政府部内ニ於テ話合ヒタル線ニ沿フ

モノナリ

二上顧問官

liquidationノ代リニ adjustmentノ字句ヲ用ヒラレタナ

ラバ良カリシナラン又半公信ガ國際約束ナリトノ本官ノ

見解ハ依然變ラズ

尙外蒙ノ承認ハ相當ノ根據アリテノコトナリヤ爾ク簡單

ニハ非ズト思考スルガ如何

松岡外務大臣

「ソ」蒙協定ニ對シ支那ハ強硬ナル抗議ヲ爲サザリシ事

實アリ之ヲ前提トシタルナリ北支及蒙疆ヲ認メシメント

セルモ事態ヲ紛糾セシムル惧アリタルニ依リ本問題ノ解

決ハ後日ニ讓ルノ已ムナキニ至レリ

二上顧問官

手續書類ノ印刷ハ調印本書到着前ニ行ハレタルモノト推察スル處本書到着後照合セラレタリヤ

松本條約局長

然リ

二上顧問官

第二條ノ「軍事行動ノ對象ト爲ル」ノ動詞ハ現在ナリヤ

未來ナリヤ

松本條約局長

單純未來ナリ

二上顧問官

聲明書露文「テキスト」中ニ誤植アリ訂正セラレ度シ

眞野顧問官

質問ナシ

大島顧問官

日獨間ニ植民地ノ處分ニ付話合アリタルヤ

松岡外務大臣

獨逸ハ帝國ニ大東亞ノ指導權ヲ完全ニ認メタリ獨逸ニ對

シテハ「アフリカ」及南米ヲ其ノ活動圈ト認ムル旨ヲ明言セリ又植民地ニ於ケル日獨經濟合作ニ付テモ話合ヒタリ

小幡顧問官

質問ナシ

竹越顧問官

對「ソ」交渉ニ付テハ先方ノ國柄ヲ見テ餘程用心深クヤラレ度シ

松岡外務大臣

「ノモンハン」事件ニ依リ「ソ」聯ハ大イニ帝國ヲ怖レ居レリ戰車ニ對スル體當り式ノ戰ヒ方ニ恐怖ヲ感ジタルモノノ如シ「ノモンハン」事件ノ結果「ソ」聯ハ帝國ヲ見クビリ居レリトノ風説ハ謬リナルコトヲ今回ノ訪「ソ」ノ結果理解セリ此ノ點ハ特ニ申上ゲ置キ度シ

三土顧問官、伊澤顧問官

質問ナシ

以上ニテ質疑應答ヲ了リ政府側説明員退場ス(午後四時半)

(別紙)

日「ソ」中立條約樞府審査委員會ニ於ケル
條約局長説明

中立條約及聲明書ノ内容ニ付キマシテ概略御説明申上ゲマス

一、本條約ハ簡單ナモノデ御座イマスガ本條約ノ性質ヲ明ニ致シマス爲ニ「ソヴェエト」聯邦ガ從來他國トノ間ニ締結シテ參リマシタ中立條約及不侵略條約ニ付キマシテ中立條約ト不侵略條約トノ大体ノ差異ヲ申上ゲ度イト存ジマス

(イ) 一般的ニ申上ゲマスルト中立條約ハ相手國ガ第三國ト武力紛争ニ陥ツタ際中立ヲ守ルベキコト(即チ中立條項)ヲ約束スルノガ主眼デアリマシテ消極的デアアルノニ對シマシテ、不侵略條約ハ相互ニ相手國ニ對シ侵略ヲ爲サザルベキコト(即チ不侵略條項)ヲ積極的ニ約束スルノガ主眼トナツテ居ルノデアリマス

(ロ) 而シテ不侵略條約ニ於キマシテハ相互侵略セズトノ約束ノ外ニ相手國ガ第三國ト武力紛争ニ陥ツタ際右第三國ヲ援助セザルベキコト(即チ不援助條項)ヲ約束シタモノガ多イノデアリマス「第三國ヲ援助セズ」トノ規

定ハ「紛争中中立ヲ守ルベシ」ト爲ス中立條約ノ中立條項ヨリモ締約國ノ義務ヲ積極的ニ且明確ニ規定スルモノデアリマシテ中立條項ニ於キマシテハ中立義務ニ背反セザル範圍ノ第三國援助ハ可能ナル次第デアリマスノデ義務ノ範圍モ不援助條項ノ方ガ廣ク爲ツテ居リマス

(ハ) 右ノ外不侵略條約ニハ締約國ノ一方ニ對シ敵對的性質ヲ有スル政治的又ハ經濟的聯合ニ參加セザル義務、締約國間紛争ノ平和的處理手續、内政不干涉、宣傳禁止等ニ關スル條項ヲ包含スルノヲ常ト致シマシテ條約ノ規定スル内容ガ中立條約ヨリモ廣汎デアリマス

併シ乍ラ今次成立致シマシタ日「ソ」中立條約ハ從來「ソ」聯ガ締結致シテ居リマスル所謂中立條約ト聊カ趣ヲ異ニ致シテ居リマスノデ其ノ特色ヲ申上ゲマスルト(イ)第一本條約第一條前段ニ於キマシテ「兩國間ニ平和友好ノ關係ヲ維持スベキ」旨特ニ規定シテ居リマスノハ從來「ソ」聯ノ締結致シテ居リマスル中立條約ニモ不侵略條約ニモナイ新例デ御座イマシテ特ニ意義ノ深い點カト存ジマス

(ロ)第二本條約第一條後段ニ於キマシテ「相互ニ他方締約國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スベキコトヲ約ス」

ト規定シテ居リマスルガ此ノ種ノ條項ハ千九百二十六年ノ「リスアニア」トノ不侵略條約第二條、千九百三十二年ノ佛蘭西トノ不侵略條約第一條、千九百三十三年ノ伊太利トノ修好、不侵略、中立條約第一條及最近ノ「ユーゴースラヴィア」トノ友好不侵略條約第一條等ノ如ク所謂不侵略條項ノ一部トシテ規定セラレテ居リマシテ而モ其ノ内容ハ相手國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スル限リ相手國ニ對スル侵略ハアリ得ナイ筋合デアリマスルノデ實質的意義ニ至リマシテハ極メテ不侵略條項ニ近イモノデアリマス本條項ニ依リマシテ日「ソ」中立條約ハ不侵略條約ノ色彩ヲ加味シタモノト謂フコトガ出來ルト思ハレマス之ガ第二ノ特色デアリマス

(ハ)第三ニ蘇聯邦ノ締結致シマシタ中立條約及不侵略條約ヲ通ジマシテ中立義務又ハ不援助義務ハ原則トシテ締約國ノ一方ガ第三國ヨリ攻撃セラレ又ハ侵略セラレタル場合ニ發生スルモノトシテ居リマス。然ル處日蘇中

立條約第二條ハ締約國ガ受動的立場ニ在ルベキ場合ニ限定スル表現ヲ回避シ殊更能動又ハ受動ノ觀念ヲ稀薄ナラシムル第三國ヨリノ軍事行動ノ對象ト爲ル場合ト云フ文字ヲ使用シ中立義務ノ發生スル場合ヲ著シク擴大シテ居リマス之ガ第三ノ特色デアリマス

之等三ツノ特色カラ見マスト本條約ハ單ナル中立條約ト申シマスルヨリモ友好中立條約又ハ中立不可侵略條約トデモ申シタ方ガ適當カト存ジマス

二、次ニ聲明書ハ最初「ソ」側ニ於キマシテ本條約第一條中ニ規定スルコトヲ主張致シマシタニ對シ我方ノ修正意見通り聲明書ト決定致シマシタ經緯ガアリマシテ本條約ト一体ヲ爲スベキ性質ノモノデアリマス其ノ内容ハ

兩國政府ハ本中立條約ノ精神ニ基キ兩國間ノ平和及友好關係保障ニ重大關係ノアリマスル滿洲國及蒙古人民共和國ノ領土保全及不可侵ニ關シテモ相互尊重ノ義務ヲ負フベキ旨ヲ聲明シ以テ本條約ノ效果ノ萬全ヲ期シテ居リマス

237 昭和16年4月24日

日ソ中立条約締結に関する枢密院本会議議事録

昭和十六年四月

日「ソ」中立條約樞密院本會議議事録

條約局第一課

樞密院本會議議事概要

昭和十六年四月二十四日午後五時五十五分開會

宮中東溜ノ間ニ於テ

出席者

樞密院側 原議長

鈴木副議長

金子顧問官ヲ除キ全顧問官

政府側 全閣僚出席(鈴木企畫院總裁)

説明員ハ審査委員會ト同様

天皇陛下午後五時五十五分出席

一、原議長開會ヲ宣ス

二、鈴木審査委員長別紙(見込用紙)ノ通希望事項ヲ附シタル審査報告ヲ

朗讀ス

三、石井顧問官左ノ通陳述ス

本條約ノ成立ハ正ニ帝國外交ノ成功ト云フベシ英米側ニ於テ「ソ」聯ニ働キ掛ケ帝國牽制ノ方策ニ出デタルニモ拘ラズ之ガ成功ヲ見ザルニ際シ帝國ガ「ソ」聯トノ間ニ斯カル政治條約ヲ締結シタルハ重慶ニ對スル壓力ヲ加ヘタルノミナラズ英米ニ對シテモ外交上ノ壓力ヲ増大シタル次第ナリ又一方獨伊ニ於テモ本條約ノ成立ヲ悦ビ居ルモノト信ズ三國條約締結ノ際議論アリシ如ク獨「ソ」間ニ不可侵條約存在スルニ反シ日「ソ」間ニハ此ノ種ノ條約ナシト云フ片手落ノ事態ガ今回は正セラレタル次第ナリ從テ三國條約ノ締約國ニ於テモ寔ニ慶賀スベキモノナリ

四、議長贊否ヲ起立ニ問ヒ他ノ二案件ト共ニ滿場一致可決セリ(六時十五分)

238 昭和16年4月24日 在ソ連邦建川大使より
松岡外務大臣宛(電報)

日ソ中立条約成立によるソ連官憲および民衆の対日態度の変化について

第五一五號(極秘)

モスクワ 4月24日後発
本省 4月25日夜着

中立條約成立後ノ蘇側官憲竝ニ民衆ノ對日態度ハ次第二好
轉スヘキモノト豫想セラルルカ經過日淺ク例證トシテ學ク
ヘキモノモ無キ處一、二點氣付キタル所御參考迄左ノ通り
一、蘇側トノ折衝ハ政治交渉タルト事務的ノ案件タルトヲ問ハ
ス先方態度ニ何等變化ヲ見ス

二、蘇側官憲ノ館員及在留民ニ對スル監視ハ幾分緩和セラレ
タルヤニ感スルモ所要人物ニ對スル尾行等ハ從前通り

三、國內旅行ニ關シ從來相當嚴重ナル監視ヲ受ケ居タルニ館
員ニ對シ「チタ」及「クリミヤ」方面旅行ノ便宜ヲ供與
セリ

四、新聞ハ貴大臣ノ列車中ヨリノ謝電ハ全部掲載セルハ勿論
ナルカ支那戰況ノ取扱振モ往電第四九三號ノ通り變化ヲ
見タリ

五、蘇民衆ノ對日態度ニハ從來ノ極度ノ警戒心ヨリ解放セラ
レタルカ如キ氣分ヲ察知シ得ル處蘇側官憲トシテハ右警
戒心ノ弛緩ニ依ル日蘇人ノ接近ヲ警戒シ從來「ホテル」

「レストラン」等ニテ日本(人)ト接觸アリタル婦女子ニ
對スル取締一段ト強化セラレタル趣ナリ
浦潮、亞港、「オハ」へ轉電セリ
~~~~~

239 昭和16年4月28日 在満州国梅津大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

日ソ中立条約成立に伴う在満中国共産党等の  
動向につき観測報告

新京 4月28日後発  
本省 4月28日夜着

第二三二號

貴電合第八八〇號ニ關シ(日蘇條約締結ニ關スル中共動向)  
日蘇中立條約成立ニ伴フ影響ニ關シテハ目下折角探查中ニ  
シテ未タ確然タル判斷ヲ下スノ域ニ達セサルモ今日迄判明  
セル處不取敢御參考迄左ノ通り  
一、中共ノ動

(イ)在滿中共黨ノ動向

本年一月頃一齊ニ入蘇セル在滿中共黨幹部ハ昨今逐次  
歸滿シツツアルモ未タ活動上ニ特異ノ變化ヲ認メス今

後在滿中共黨ニ對スル蘇聯ノ積極的援助ハ或ハ多少遠慮勝チトナルニアラスヤト觀測スル者アリ

(ロ) 在滿八路軍系ノ動向

未タ特異ノ動向ヲ認メサルモ國共關係ノ推移如何ニ依リテハ滿洲進出ヲ斷念スルニアラスヤトノ觀察アリ

(ハ) 在支中共ノ動向

當地一部ノ觀察トシテハ中共ハ蘇聯依存困難トナル結果重慶側ニ對スル態度ヲ緩和スルニ至ルヘシトナシ從テ此ノ際中共ニ對シ何等カ懷柔等施策ノ可能性ヲ生スヘシト觀測スル者アリ

二、重慶側ノ態度

當地ニ於ケル觀察ハ概ネ重慶側ハ米國依存ヲ強化スヘキモ蘇聯邦ニ對シテモ妥協政策ヲ講シ且中共ニ對シテハ抗日戰線維持上妥協的態度ヲ續クルト共ニ半面ニ於テ中共ノ勢力擴大防止ニ努ムヘシトナシアリ

三、有力滿人ノ觀測

有力滿人ハ蘇聯邦ノ事實上滿洲國承認及國境平和ノ確立竝ニ支那事變終局促進豫測等ニ依リ本件條約ヲ歡迎シ居レリ重慶側及中共ニ關シテハ批判ハ避け居ルカ如ク未タ

反響ヲ認メサルモ重慶政權ノ將來ヲ悲觀シ日本依存竝ニ南京政權信頼ノ念ヲ高メツツアル傾向アリ

四、滿人商人ノ動向

特ニ北滿地方滿人商人中ニハ曾テ彼等カ多大ノ利益ヲ收メタリシ對露貿易ヲ回顧シ滿蘇通商條約締結ヲ希望シ居レリ

哈爾賓、北大、南大、上海、蘇へ轉電セリ



240 昭和16年4月28日

在伊國堀切大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

ローマにおける日独伊混合委員会の開催について

ローマ 4月28日午後発  
本省 4月29日前置

第二四六號(館長符號扱)

混合委員會一般委員會ハ二十八日午前十時半外務省ニ於テ開催セラレ「チアノ」外相開會ノ挨拶ヲ爲シ混合委員會議事規則ヲ制定シ經濟軍事兩委員會ノ議事日程ヲ夫々委員ニ於テ持寄り事務當局ニ審議作成セシムヘキコトヲ提議シ本使ハ獨逸大使ト共ニ之ニ贊意ヲ表シ會議ヲ了セリ尙本委員

會開會ニ關スル公表ハ明二十九日之ヲ爲スコトトナリ居レ  
リ

241 昭和16年5月7日

在ソ連邦建川大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

スターリンの人民委員會議議長就任およびモ  
口トフの外務人民委員專任人事に関する現地  
の觀察について

モスクワ 5月7日後発  
本 省 5月8日前着

第五四九號

「スターリン」ノ人民委員會議議長就任及「モロトフ」ノ  
外務專任兼副議長就任ニ關シテハ時局柄各方面ニ多大ノ反  
響ヲ與フヘキ處右ニ關スル當地一般ノ觀察左ノ通り  
「スターリン」ハ現下國際世局ノ複雑多端ナルニ鑑ミ愈々  
自身政治表面ニ乗出シ名實共ニ國政ノ責任ヲ執ルコトニ決  
意シ「モロトフ」ヲシテ外政ニ專念セシムルコトトセルモ  
ノニシテ外政上獨伊等ノ獨裁者ニ倣ヒ場合ニ依リテハ自身  
直接國際折衝ノ表ニ立チ得ル準備トモ見ラレサルニアラス

又内政上ヨリ見ルニ「ス」ハ今後トモ依然黨書記長ノ地位  
ヲ保持スヘク然スレハ黨ノ主班ニシテ總理ヲ兼ネタルハ  
「レイニン」アリシ後今回カ初メテノコトニシテ又總理ハ  
代々大露西亞人ナリシ點ニ鑑ミ「ジオジア」人タル「ス」  
トシテハ相當慎重ニ考慮シ居タルモノナルヘキモ最早自身  
乗出スモ差支ナシト信スルニ至リタルモノナルヘシ(今次  
世界大戰以來特ニ大露西亞人及大露西亞語主義ヲ鼓吹セル  
カ如キハ深謀遠慮ノ準備工作ナリシトモ見ルヘシ)

「モトロフ」ノ外務專任ニ付イテハ政務ノ多端ナリシコト  
勿論ナルヘキモ最近ノ獨蘇關係ニ鑑ミ今後ノ發展如何ニ依  
リテハ「ス」カ「モ」ヲ當面ノ責任者トシテアツサリ片付  
クル爲ノ一準備ナラスヤト推測セラレサルニアラス其ノ眞  
否ハ兎モ角トシ今回ノ副議長兼任カ平副議長トシテ遇セラ  
レタル點又ハ過般同人妻カ黨ノ會議ニ於テ誹議セラレタル  
事實等ニモ關聯シ近來「モ」ノ地位ハ既ニ下坂ニアリト見  
ル者多ク將來同人ニ代ルヘキ者トシテ「ウイシンスキー」  
代理ノ名ヲ耳ニス  
獨、伊、英、佛、土ハ轉電セリ  
滿、南京、米ハ轉電アリタシ

昭和16年5月7日 在独国外務大臣宛(電報)

ヒトラー演説にみるドイツの対米態度について

ベルリン 5月7日後発  
本 省 5月8日後着

第四九六號(至急、館長符號扱)  
貴電第三七四號ニ關シ

不取敢御訓令ノ通り「リ」外相ニ取次キ置キタルモ今後ノ御參考ニモト存シ率直ナル本使ノ卑見左ノ通り申進ス

一、貴大臣ハ「ヒ」總統ノ演説カ米國ニ對シ抑遜シ居ルヤノ印象ヲ得ラレタル趣ナル處本使ノ觀ル所ヲ以テセハ「ヒ」ハ繰返ヘシ猶太的「デモクラシー」乃至ハ猶太金融財閥ヲ攻撃シ居ルノミナラス之ヲ總括スル意味ニ於テ更ニ明白ニ米國ヲ戰爭煽動者トシ露骨ニ攻撃ヲ加ヘ居レリ又本年一月三十日ノ總統演説ニ於テ米國ニシテ「コンボイ」ヲ附スルカ如キ場合ニハ直ニ潜水艦及航空機ニ依リ之ヲ撃滅スヘキコトヲ明言シアルコト周知ノ事實ニシテ獨ノ對米態度ハ徒ニ米ヲ刺戟挑發スルコトヲ慎ミアルモ言フヘキコトハ遠慮ナク言ヒ居ルモノニシテ米ニ對シ

氣兼シ居ルカ如キ態度トハ全ク趣ヲ異ニシアルモノト信ス

二、「ヒ」總統カ衷心ヨリ平和愛好者ナルコトハ事實ナリ然レトモ彼カ姑息ナル平和ヲ排シ眞ノ平和樹立ノ爲ニ必要トアラハ如何ナル戰爭ヲモ戰ヒ拔カントスル決意ヲ有シ居ルモノト言ハサルヘカラス即チ彼ノ信念ハ大乘的平和ニアリテ之カ爲全獨逸民族ノ生死ヲ賭ケテ戰ヒ居ルカ故ニ若シ小乘的ナル平和論ヲナスカ如キコトアラハ彼ハ何等之ヲ顧ミサルヘキハ勿論結局眞意ヲ誤解セシムルコトトナルヘシ

三、「ヒ」總統ハ精神ノ人タルト共ニ一面實際的ナリ從テ獨逸ニ對スル言辭トシテハ抽象的ニ陥ラス簡明率直ニ具體的事實ヲ言明スルコト必要ナリト信ス

昭和16年5月9日 在ケーニヒスベルク杉原(千畝)総領事代理より  
松岡外務大臣宛(電報)

東部国境付近における独軍の動向など独ソ関係に関する参考情報報告

係に関する参考情報報告

第八號

往電第六號ニ關シ

ケーニヒスベルク 5月9日後發  
本 省 5月10日夜着

最近一週間ニ聞込ミタル獨蘇關係判斷御參考事項

一、伯林當地間ニハ依然トシテ連日軍用列車約十列車北行ス  
車輛ハ大部分佛國鐵道ノモノ

二、當地軍人間ニハ目下東「プロシヤ」ニハ「リヤブリン」

方面ニ劣ラサル大兵力集中シ獨蘇關係ハ六月ニ何等決定

スヘシトナス

三、多數ノ隊付將校ハ五月末迄ニ地圖判讀ノ程度ノ露語修得  
方命セラレ目下當地「バルト」獨逸人竝ニ白系露人ハ教

師トシテ引張り凧ナリ

四、「ピラウ」港ニハ三萬噸級一隻其ノ他約十隻ノ汽船既ニ

一箇月ニ亘リ繫留中

五、獨軍戰車ハ數日前ヨリ對「リシアニア」各街道ノ國境線

へ出動スルコトトナリ之ニ對シ蘇側モ同様出動對峙ス

六、在伯林及當地「リシアニア」避難民ノ軍歴、官吏經歷竝  
ニ「カウナス」及「ウイルノ」以東道路ノ知識ニ付調査

行ハレ在伯林「ウクライナ」人指導者「デヤツトチエン  
コ」大佐「リュボフ」方面へ密派サル

七、蘇側ハ對「プロシヤ」國境ノ無人地帶ヲ擴大シ四月十五

日三乃至五「キロ」内住民ノ撤退ヲ完了前線ニ亘リ緻密

ナル展望哨網ヲ張りツツアリ

八、<sup>(3)</sup>獨國境ニ通スル「リシアニア」鐵道乘務員ハ全部奧地ヨ

リノ新人ト交替セリ

九、四月初以來「スモレンスク」「オリヨウル」方面(ニ於

テ)追加召集行ハレツツアリ

一〇、「エイトヒネン」經由蘇聯邦穀物輸送ハ三月二十三日

以來杜絶中ナリシ處八日突然同驛へ極メテ多量ノ「ミン  
スク」發穀物到着セリ

獨、蘇ニ轉電セリ



244

昭和16年5月9日

在ウイーン山路総領事より  
松岡外務大臣宛(電報)

ドイツは六月中の対ソ開戦を準備中との情報報告

ウイーン 5月9日後發

本 省 5月10日夜着

第三九號(館長符號扱)

往電第三二號ニ關シ

其ノ後主トシテ軍部方面ヨリ出テタル諸情報ヲ綜合スルニ獨逸中央當局ニ於テハ長期戰ノ場合歐洲全體ニトリ必要ナル食糧其ノ他ノ物資確保ノ點ヨリシテ將又緊急作戰上有利ナル通路ヲ得ル點等ヨリ(一語不明)「ウクライナ」及「ウカサス」ヲ掌握スルノ要アリト認メ收穫期以前ノ六月中(特ニ其ノ後半)ニ蘇聯邦トノ紛争ヲ惹起シ大體六週間乃至八週間位ニテ目的ヲ達シ得ル計畫ノ下ニ萬全ノ準備ヲ進メ居リ從テ對英上陸作戰ハ差當リ之レヲ差控フルコトトセル趣ナリ

245 昭和16年5月10日 在独国大島大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

スターリンの人民委員會議議長就任に対する  
リップントロップの見解について

別電 昭和十六年五月十四日發在独国大島大使より

松岡外務大臣宛第五〇七號

右就任に対する大島大使見解

ベルリン 5月10日後發  
本省 5月10日後着

第五〇六號

貴電第三七八號ニ關シ(「スターリン」)ノ議長就任ニ關スル件)

八日「リ」ヲ往訪シ其ノ意見ヲ求メタルニ彼ハ種々情報ヲ入手シ居ルモ真相ハ明カナラス唯「スターリン」カ黨及政府ノ權力ヲ一手ニ收メ國家ヲ強化セントセルモノナルハ明カナリト述ヘタリ依テ本使ヨリ目下ノ國際情勢或ハ獨蘇關係等ヨリ蘇聯邦カ急ニ斯クノ如キ處置ヲ必要トシタリト認ムルヤト質シタルニ此ノ點ハ明確ニ判斷シ得サル次第ナリト答ヘタリ當方觀察往電第五〇七號ノ通り  
本電別電ト共ニ蘇へ轉電セリ

(別電)

ベルリン 5月14日後發  
本省 5月15日前着

第五〇七號

「スターリン」ノ人民委員會議議長就任ハ現下非常時局ニ當リ

「ス」ノ政、軍、黨三方面ニ對スル把握ヲ一大強化シ且國家機構ノ正常化ニ依ル機能ノ發揮ヲ目的トスルモノナルコト一般ニ觀察セラルル通りナル處今日急ニ之カ實現ヲ見タルハ多分ニ國際情勢殊ニ獨蘇關係ニ關聯アルモノト認メラル蓋シ獨逸カ戰爭遂行ノ必要上蘇聯邦ニ對シ一大要求ヲナスカ如キ場合アリトセハ蘇聯邦トシテモ重大ナル決意ヲナス要アルニ至ルヘク又ハ獨逸ニ對シ相當ノ讓歩ヲ餘儀ナクセラルル場合モアリ得ヘク之ニ對シ良ク國內ヲ統御スルニハ「スターリン」ノ名實共ニ一元的ナル指導ノ確立ヲ必要トスヘシ何レニスルモ蘇聯邦カ政策ノ重要ナル轉換ヲ爲スノ要アル場合ニ備ヘントスルモノト認メラル

246 昭和16年5月10日 在スイス三谷(隆信)公使より  
松岡外務大臣宛(電報)

スターリンの人民委員會議議長就任に対する  
ブルガリア公使の觀察について

ベルン 5月10日後発  
本省 5月11日前着

第四三號

貴電合第一〇〇〇號ニ關シ(獨蘇關係ニ關スル件)

今回「スターリン」ノ人民委員議長就任ヲ以テ國際關係愈々微妙トナリタル結果「スターリン」ヲシテ此ノ舉ニ出テシメタルモノナリトノ觀測當地ニモ專ラ行ハルル處當地勃牙利公使(同國前總理、外相)ハ本使ニ對シ蘇聯邦ハ樞軸國ノ壓迫ニ對處スル必要ヨリ先ツ日本トハ中立條約ヲ結ビ「スターリン」カ松岡外相ヲ驛頭ニ見送ルカ如キ前例ナキ「ゼスチユアー」ヲ爲シテ國民ニモ新方針ヲ印象付ケルニ努ムルト共ニ對獨關係ニ於テモ巴爾幹方面ニモ最早手ヲ下スノ餘地ナキ今日獨伊ト協力シテ既得ノ諸權益ヲ保全スルノミナラスアハ良クハ南露邊境方面ニ新利益獲得ヲ計ル外ナシト考ヘ而シテ戰後新秩序參加ニ當リ對樞軸國關係上蘇聯邦ニ取り最大ノ障碍ハ世界共產化ヲ使命トスル「コミンテルン」ナルヲ以テ同共產黨ノ首領タル「スターリン」カ同時ニ政府ノ首班トナリ從來蘇聯邦ノ常套手段タリシ「コミンテルン」ト蘇聯邦政府トノ使ヒ分ケヲ拋棄シ共產黨ヲシテ國際性ヲ離脱セシメ名義上モ蘇聯邦政府ト一體ヲナス黨派ト爲シ結局獨伊ニ於ケルト同様ノ制度ト爲シ以テ樞軸側ノ「イデオロギー」上ノ意義ヲ先ツ豫メ封セントスルモ

ノニシテ樞軸ト協力政策ヲ執ル前提ナリトノ觀察ヲ語レリ  
御參考迄

蘇、伊、獨へ轉電セリ



247 昭和16年5月14日

在伊国堀切大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

日本の内政状況およびイタリアの軍事作戦等  
に関するムツソリーニとの会談報告

ローマ 5月14日前発  
本省 5月14日夜着

第二七一號(館長符號扱)

大島大使ヨリ

十二日堀切大使同道「ム」首相ヲ往訪シ約一時間ニ亘リ會  
談(「チ」外相同席)セルカ其ノ要旨左ノ通り

一、「ム」ハ極メテ熱心ニ我内政状態特ニ英米親善ヲ欲スル  
勢力ニ付質問セリ

二、「ム」ハ獨伊協同ノ完全ニ行ハレ居リ何等其ノ間隙ノ  
ナキコト及戦局ノ前途ニ多大ノ希望ヲ有スルコトヲ力説  
セリ

三、「ム」ハ英國ノ勢力ヲ根底ヨリ覆スコトノ必要ナルコト

ヲ唱ヘ伊太利今後ノ作戦トシテハ船舶輸送ノ困難又沙漠  
ニ於ケル給水軍需補給ノ困難又「リビヤ」ヲ除ク外阿弗  
利加人カ伊太利ニ背ケルコト等種々ノ困難アルモ是非

「スエズ」ヲ抑ヘル必要アリ之カ爲埃及ノ攻略ヲ企圖シ  
アルコト又「クレタ」「サイプラス」等ヲ占領シ陸海空  
軍ヲ小亞細亞ニ派遣スルコトカ伊太利ノ目標ナルコト

四、米國ニ於テハ歐洲戦争參加ニ關シ今日尙贊否兩論アルモ  
參戰論次第二勢力ヲ得ツツアリト認ムル旨等ヲ述ヘタリ  
獨へ轉電セリ



248

昭和16年5月16日

在ソ連邦建川大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

ソ連の対独態度が急変しないかぎり独ソ全面  
戦争の可能性は低いとの観測について

モスクワ 5月16日後発  
本省 5月17日前着

第五九六號

獨逸カ近ク蘇聯ヲ攻撃スルナラントハ單ナル浮説流言タル

ニ止ラス獨逸當局者就中軍部ニ於テ強ク唱道宣傳セラレアル爲事態甚タ急迫ノ感ヲ與ヘ居ル一方蘇聯ハ西境防備増強ノ總ユル手段ヲ講シ居ルカ如キモ表面案外平靜ニシテ特ニ差迫レル兆候トテモ見エス何レカ眞ナリヤ惑ハシムルモノアル處一昨日ノ「モロトフ」トノ會談ニ關聯シ茲ニ本使ノ所見ヲ開陳ス

一、獨逸ハ百四、五十師團蘇聯ハ百十師團内外ノ大軍ヲ國境ニ對峙セシメ居ルハ嚴タル事實ナリ獨逸ハ必要ニ際シ更ニ其ノ精銳ナル遊動軍ヲ増加シ得ヘキカ故ニ蘇軍ニ比シ優勢ナリ且蘇軍ハ傳統的ニ獨軍ヲ恐怖シアルカ故ニ防勢持久的ニハ相當ノ力ヲ發揮シ得ヘキモ勝身ナシト考ヘ居ルコトハ容易ニ想像シ得

二、從テ蘇聯ハ相當ノ犠牲ヲ拂フトモ獨逸トノ衝突ハ避ケタキ方針ト推察シ得ヘク同時ニ此ノ軍事勢力不均衡ヲ癒スル爲全力ヲ擧ケテ兵器裝備ノ改善増強幹部ノ大量養成等ニ努メ不足戰用資源ノ獲得ニ狂奔シアリ之蘇聯ノ對「バルカン」政策カ意外ニ消極ナルコト及鐵道輸送相當難況ニアルニ拘ラス獨逸ノ爲大量資源ヲ提供シ又ハ「トランヂット」シ居ル所以ト見ルヘシ

三、<sup>(2)</sup>獨ノ軍勢ハ蘇軍ヲ擊破スルニ充分ナルヘシ然レトモ屢々傳ヘラルルカ如ク二箇月位ニテ作戰ヲ終結シ得ヘシト云フハ信シ難シ二箇月ニテ第一線ヲ擊破シ「ウクライナ」

ノ占領位ハ實現シ得ヘキモノヲ以テ蘇聯ノ全軍ニ殲滅的打撃ヲ加ヘ屈服セシメ得ヘキニアラス兵用地理の見地ヨリスル多大ノ困難アルノミナラス蘇軍ハ決戰ヲ避ケ御手ノモノノ退避戰ヲ實行スヘク然ル際ハ獨逸ハ夥シキ戰用資材ヲ消耗シ而モ占領地域ハ大混亂ニ陥リ生産激減スヘク之ヲ現在ノ平和的交渉ニ依ル資源獲得ニ比シ果シテ優ルモノアリヤ

四、獨ハ既ニ巴爾幹作戰ヲ終結セシカ續イテ近東工作ヲ進メントスルニ當リ蘇聯ノ妨害ヲ封スル必要アリ更ニ全面戰ニ於テ持久ニ陥リ英米相手ニ戰ハサルヲ得サルニ至レル場合蘇聯ノ戰用資源食料資源及東洋ノ熱帶戰用資源ニ依存スル外ナカルヘク其ノ成否ハ死活ノ問題タリ故ニ將來必要迫ルニ際シテハ蘇聯ニ對シ石油穀類ノミナラス鐵礦其ノ他ノ重工業資材ノ提供ヲ要求スルニ至ルヘク其ノ際蘇聯之ニ應セサルニ於テハ已ムナキ手段トシテ武力ニ訴フヘキモ先ツ示威手段ニ依リ目的ノ達成ヲ計ルヘク之獨

逸力蘇聯國境ニ大軍ヲ展開シ居ル所以テアリ又蘇聯ノ態度次第何時ニテモ攻撃前進スヘシト聲ヲ大ニシ宣傳シ居ル所以ト見ルヘシ

五、以上ヲ綜合スルニ蘇聯力現在ノ對獨態度ヲ急變セサル限リ獨蘇兩軍ノ衝突ハ生起セサルヘク一方「スターリン」ハ協調政策ヲ執ルヘク又執ルノ已ムナキ現況ナルカ故ニ最近時ニ於ケル獨蘇ノ全面的抗争ハ實現ノ可能性少キモノト判斷ス

六、世界戰の現状ニ於テ獨蘇戰フ時ハ蘇聯ヲ英米陣ニ追込ムコトトナリ大局上我國ニ執リ不利益ナルカ故ニ成ルヘク之ヲ防止スル手段ヲ講スル要アルヘシ

獨、伊、英、佛、土へ轉電セリ  
米、滿へ轉電アリタシ

249

昭和16年5月17日

在独国大島大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

ドイツの對ソ要求をめぐり獨ソ關係は重大な  
岐路にあるとの情報について

#### 第五五六號

ベルリン 5月17日後發  
本省 5月18日後着

近來ノ獨蘇關係力特ニ注意ヲ要スル事情ニ付テハ累次電報シアル處消息ニ通スル某公使館員ハ最近左ノ通り加瀬へ内話セル趣ナリ

去ル四月中旬「シユールンブルグ」大使一時歸朝ノ際「スターリン」ノ「ヒ」總統宛傳言ヲ齎セルカ其ノ要點ハ(一)蘇側ハ對獨物資ノ供給量ヲ更ニ三割増加スル用意アルコト(二)兩國ハ國境方面ヨリ互ニ軍隊ヲ後退シ空氣ノ緩和ヲ計ランコトヲ申出タルニアリ之ニ對シ總統ハ蘇聯邦力全面的ニ獨逸ト協力スルヤ否ヤ態度決定ヲ求メ殊ニ蘇聯邦内一定地域ニ於ケル農業及鑛山業ノ獨逸側經營指導ト之ニ伴フ對獨供給ノ大増加等ヲ求メ四月末一時歸朝セル「デカノローゾフ」大使之ヲ「スターリン」ニ傳達シタルモノト認メラル右獨逸ノ對蘇聯邦要求ハ獨逸ノ指導下ニ歸スヘキ場合歐洲經濟圈ニ於ケル食糧燃料問題ノ重大性ニ顧ミルモ甚タ根本的ナルモノニシテ之ニ對スル蘇聯邦ノ出方如何ニ依リテハ獨逸ハ實力ヲ以テ右要求貫徹ヲモ計ルニアラスヤト思ハル獨逸

ハ現ニ舊波蘭領方面ノミニテモ約一五〇師團ノ兵力ヲ配置シ全面的ニ眞劍ナル準備ヲ進メツツアリ例ヘハ洪牙利ノ如キ周知ノ通り「カルパトウクライナ」ニ於テ蘇聯邦ト國境ヲ接シ獨蘇關係ノ如何ハ直チニ國家ノ存亡ニ關スル國柄ナルカ先般獨逸側ヨリ洪牙利ニ對シ「ユーゴースラビヤ」作戰ニ際シ動員セル兵力ハ復員セス暫ク其ノ儘維持スヘキ旨要望セラレ居リ甚タ意味深長ナリ五月五日ノ「スターリン」「モロトフ」ノ更迭ハ勿論此ノ獨蘇關係ニ關聯スルモノニシテ「ス」ハ此ノ際最大限度ノ讓歩ヲ爲スヘク國內ノ說得ニ努力シツツアルモノノ如ク既ニ彼ハ内部ノ反對ヲ押切り「ウクライナ」農業「コーカサス」石油業ノ獨逸側經營指導ニ對シ一部ノ同意ヲ表シタリトモ傳ヘラレ「クルチコフ」蘇聯邦外國貿易委員代理カ十一日發歸國セルコトモ本問題ニ關係アリトノ話サヘアリタリ獨蘇關係カ重大ナ岐路ニ立チ居ルコトハ事實ナリ云々

蘇へ轉電セリ

250 昭和16年5月22日

在独国外務大臣宛(電報)

独ソ開戦の可能性を考慮しわが方対処方針策  
定の上回示方請訓

ベルリン 5月22日前發  
本省 5月22日夜着

第五八一號(館長符號扱)

獨蘇關係ニ付テハ累次報告セル所ニシテ現在猶ホ惡化説、蘇聯ノ大讓歩説相交错シテ傳ヘラレアルモ獨逸軍ハ着々「ベツサラビア」ヨリ「バルチツク」海ニ巨ル全線ニ於テ戰鬪準備ヲ整ヘ居リ之カ示威運動ニアラサルコトハ疑ノ餘地ナシ「ヒ」總統從來ノ遣口ヲ觀察スルニ彼ハ獨逸ノ要求容レラレサル場合ニハ眞ニ干戈ニ訴フル準備ト決意トヲ以テ事ニ當リアリテ要求貫徹ノ爲兵力ヲ以テ相手ヲ脅スモ之ヲ容レラレサル場合ニ於テモ武力ヲ行使スル意思ナキ示威運動トハ大イニ趣ヲ異ニシアリ壞太利併合、致國事件解決ノ際ニ於ケル獨逸ノ戰爭準備ハ此ノ例ナリ又對波蘭戰ノ前ニモ愈々開戦ニ至ル迄獨逸ノ態度ヲ威壓ナリトスル觀察鮮ラサリシモ此ノ觀察ハ當ラサリキ素ヨリ現在ノ獨蘇關係カ必然開戦ニ至ルモノトハ豫斷シ得ス蘇聯ノ大讓歩ニ依リ平和裡ニ局ヲ結フ場合モアルヘシト雖帝國トシテハ準備ノ周

到ヲ期スル爲寧口開戦ニ到ル場合ヲ考慮シ之ニ處スル我カ態度ヲ定ムルコト緊要ニシテ斯カル場合ニ應スル我カ大體ノ方針豫メ承知シ置キタシ

本電報陸海軍大臣、參謀總長、軍令部總長ニ示サレタシ

251 昭和16年5月28日 松岡外務大臣より  
在独国大島大使宛(電報)

對ソ武力衝突の回避を希望する松岡外相の  
メッセージをリッペントロップへ伝達方訓令

本省 5月28日後6時發

第四五八號(館長符號扱)

貴大使ハ本大臣ノ個人的「メツセージ」トシテ左ノ通り至急「リ」外相ニ傳ヘラレ度

現下ノ我國ヲ廻ル國際形勢及我國内情勢ニ鑑ミ本大臣トシテハ獨逸政府カ此ノ際能フ限り「ソ」聯トノ武力的衝突ヲ避ケラルル様希望ス

右ハ寧口友人トシテ率直ニ申上クル次第ナレハ之ニ關シ御意見アラハ折返シ淡白ニ御垂示ヲ願度

252 昭和16年5月31日 松岡外務大臣より  
在米国野村大使宛(電報)

日米妥協論の打消しに関する松岡外相談話

本省 5月31日後6時25分發

第二六一號

最近米國新聞中ニハ日本カ三國同盟ニ冷淡トナリツツアルヤノ臆測記事ヲ散見スル由ナルカ三國條約ハ我國策ノ基調ナル點ニ何等疑ナキ所ナリ自分トシテハ米國政府ノ責任當局者ニ於テ斯ル誤解アリトハ思ハサルカ若シアリトセハ右ハ大ナル誤解ニシテ又若シ言論界ニ斯ル誤傳カ流布セラレ居ルトセハ右ハ何等カ爲ニセントスル者ヨリ出テタル情報ニ基クモノトヨリ考ヘラレス此際此點ヲ明白ニ爲シ置クコトハ必スシモ無益ナラスト思考ス兎角此ノ機會ニ於テ左ノ諸點ヲ明カニ爲シ置カン

一、我國ノ國是ト我國ノ外交方針ハ夙ニ確立セラレ居ルモノニシテ其後今日ニ至ル迄何等ノ變更ヲ見居ラス

二、今更言フ迄モナク我國ノ外交ハ客年九月二十七日日獨逸同盟條約締結以來右ヲ樞軸トシテ運用セラレツツアルハ近衛首相及自分ノ屢次ノ言明ニ依ルモ將又其後ノ現實ナ

ル我國ノ動キニ顧ミルモ明白ニシテ此ノ點ニ於テ今日迄寸毫ノ變化ヲ來タシ居ラス

三、從テ同條約ノ下ニ於ケル帝國ノ義務ハ些少ナリトモ我國

ニ於テ之ヲ避クルカ如キコトハ絶對ニアリ得ス

四、所謂南進政策ナルモノニ就テモ同様ニシテ最初ヨリ屢々

聲明シ居ル如ク我國ノ政策ハ固ヨリ平和のナリ唯將來國

際情勢ノ推移ニシテ萬一帝國ノ右平和の政策ノ遂行ヲ不

可能ナラシムルカ如キ場合ニ於テハ其時ニ至リ更ニ考慮

ヲ加フルコトハ有リ得ヘシ



253

昭和16年6月4日

在独国大島大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

ヒトラーおよびリッペンとロップと會談実施

について

ベルリン 6月4日後発

本省 6月5日後着

第六三五號(館長符號抜、至急)

「リ」外相ノ求メニ依リ三日「ザルツブルグ」ニ飛行シ午後四時ヨリ五時半迄「フシプ」ニ於テ「リ」ト會見シ午後

七時ヨリ八時迄「リ」ト共ニ「ヒ」總統ト會談シ更ニ四日午前十一時ヨリ一時間餘ニ亘リ「リ」ト會見セリ委細別電ス



254

昭和16年6月4日

在独国大島大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

独ソ戦は不可避である旨ヒトラーおよびリッペンとロップ言明について

ベルリン 6月4日後発

本省 6月5日前着

第六三六號<sup>+</sup>

往電第六三五號ニ關シ「ヒ」總統及「リ」外相トノ會談ノ件)

一、兩人トモ獨「ソ」戦争カ恐ラク避ケ得サルヘキコトヲ告

ケタリ

二、委細追電スヘキモ事重大ナル機密ニ屬スルヲ以テ本電差

當り貴大臣限リノ御含トセラレタシ



昭和16年6月5日  
在独国外務大臣宛(電報)

独ソ開戦の可能性に関するリッペントロップ  
との会談要旨

ベルリン 6月5日前発  
本省 6月5日後着

第六三八號

「リ」外相ノ語レル處ノ要旨左ノ如シ

一、最近ニ至リ獨「ソ」關係ハ特ニ惡化シ戰爭トナル可能性甚タ増大セリ尤モ必ス戰爭ニナルヘシトハ言ヘヌ只前ニモ申上ケタル通り一度戰端開始セラルレハ二三ヶ月ニテ作戰ヲ終結シ得ヘキ確信ヲ有ス之ニ關シテハ自分(「リ」ガ「ポーランド」戰開始以來貴大使ニ申上タルコトハ盡クソノ通ニナリシ事實ニ鑑ミ自分ノ言ニ信ヲ置カレタシト述ヘタリ依テ本使ヨリ戰爭カ起ルトスレハ時機ハ何時頃トナルカト問ヘルニ對シ「リ」ハ何時戰爭カ開始セララルカハ未定ナルモ若シ日本トシテ右ニ對シ準備ヲ爲サル要アリトセハ一日モ速ニ之ヲ完成セラルコトヲ御勸メシタシト答ヘタリ

二、獨「ソ」間ニ交渉カ行ハレアルトノ噂高キモ右ハ全ク事實ニ反ス獨逸ハ何等ノ交渉ヲモ行ヒ居ラス而シテ獨逸ノ東方ニ於ケル軍ノ配置ハ完了シアリ「ソ」聯モ亦獨「ソ」國境地方ニ兵ヲ集中シ兩軍對峙シアリ

三、次テ本使ヨリ獨逸カ對英攻撃ヲ第一義トナシアルニ此ノ際「ソ」聯ヲモ敵トスルハ考慮ヲ要スル問題ナリト存スルカ已ムヲ得サル事情アリヤト問ヒタルニ「リ」ハ「ソ」聯ノ獨逸ニ對スル態度ハ近來益非友誼的トナリ最近「ドナウ」河口ニ於テ國境紛争アリ内心獨逸ノ失敗ヲ待チアルコト明ナリ獨逸トシテハ對英攻撃ニ充分ノ自信ヲ有スルモ萬一ノ場合ヲモ考慮スル要アリ今「ソ」聯ヲ叩キ置ケハ既ニ「ヨーロツパ」大陸ニ於テ制覇セル獨逸ハ愈以テ英米カ何トモ手ヲ付ケ得サル地位ヲ確保スヘシ即チ「ソ」聯ヲタタクコトハ對英攻撃ノ爲ニモ絶對必要ナリ

四、本使ヨリ「ソ」聯野戰軍カ撃滅セラレタル場合「スターリン」政權カ如何ニナルヤヲ質問セルニ「リ」ハ正直ノ所何トモ申上ケ得サルモ「ソ」聯カ最早政治的ニ大ナル役割ヲ演シ得サル状態トナルヘキコトハ確ニシテ特ニ獨

逸トシテハ「ソ」聯ヲ分裂セシムル方針ニテ進ムヘシ  
「ソ」聯カカカル状態トナルコトハ極東ニ於ケル日本ノ  
地位ヲ強化スルモノナルコトヲ信シテ疑ハス

五、<sup>(2)</sup>本使ヨリ獨「ソ」戦争ノ噂ト共ニ一面英獨妥協ノ噂ヲモ  
傳ヘラルルカ對英攻撃ニ關スル獨ノ企圖如何ト問ヘルニ  
對シ「リ」ハ獨ノ最終戦争目標ハ依然トシテ英國ナリ今  
日ノ如ク獨ノ國力戰力充實シ居ル際英國ト曖昧ナル講和  
ヲ行フヘキ何等ノ必要ナシ對英攻撃ハ七月ヨリ大ニ激化  
シ從來英國力隨時「コンボイ」ノ「コース」ヲ變更スル  
コトニヨリ獨ノ潜水艦攻撃ヲ逃レ居リタルカ之ハ大ニ困  
難トナルヘク空中攻撃モ益々強化スヘクソノ結果ニ俟チ  
英本土へ上陸スルコトモ無論企圖シアリ而シテ英國内ノ  
情勢ハ日ニ悪化シアリ「ワイナント」ノ歸米モ右實狀ヲ  
報告シ對英援助強化ヲ「ルーズベルト」ニ求ムル爲ナリ  
トノ情報モアリ上陸作戰實施前或ハ英力降伏ヲ求ムルコ  
トモアリ得ヘシト考ヘアルカ然ラサル限り秋迄ニハ敵前  
上陸ヲ行フコトトナルヘシト答ヘタリ

六、獨「ソ」戦争ノ場合ノ米國ノ態度ニ付テハ米國ハ既ニ對  
英援助ニテ手一杯ノ今日「ソ」聯ニ對シ到底有效ナル援

助ハナシ得サルモノト判斷シアリ又獨逸カ「ソ」聯ニ對  
シ壓倒の勝利ヲ得タル後ニハ英國ノ爲米ノ參戰スルコト  
ヲモ諦メシムル效果アリト認メ居レリ

七、獨「ソ」戦争ハ世界ノ情勢ニ甚大ナル變化ヲ齎スヘク實  
ニ大東亞新秩序建設ノ爲絶好ナル時機ト考ヘラルル此ノ場  
合日本ノ採ラルヘキ態度ハ日本ノ御考ヘニ任スコト勿論  
ナルモ獨トシテハ若シ日本ニシテ準備ノ關係等ニテ南方  
進出困難ナリトセハ對「ソ」戰ニ協力セラルルコトヲ歡  
迎ス

八、東地中海作戰、アフリカ作戰、近東作戰ハ此際第二義的  
意義ヲ有スルニ過キスシテ規模ノ稍大ナル清掃行爲ト認  
メ居レリ獨ノ主タル狙ヒハ飽迄英本土攻略ニシテ右ト關  
聯シ「ソ」聯問題カ其中心トナリ所謂力ノ分散ニ陥ラサ  
ルコトニ付テハ獨トシテモ十分注意シ居レリ

九、獨「ソ」戦争開戦ニ付テハ種々ノ噂傳ハリアルモ之ニ關  
シテハ獨逸ニ於テモ「ヒ」總統又二、三ノ者以外知ラシ  
アル者ナク獨逸トシテハ最モ重大ナル機密ニ屬スル事項  
ニシテ之ヲ豫メ御傳ヘスル所以ハ日本ニ至大ノ關係アル  
カ爲ナルヲ以テ此點特ニ御諒察ノ上機密ノ保持ニ付テハ

申ス迄モナキコトナカラ萬全ノ注意ヲ拂ハレタキコトヲ  
「リ」ハ三日四日兩日ノ會談ニ於テ繰リ返シ居リタルヲ  
以テ本使一身ノ責任ヲ以テ絶對ニ此事ナカラシムルコト  
ヲ確言シ置キタリ尙「リ」ハ本件ハ重大ナル機密事項ナ  
ル故「オット」ニモ電報セサル旨ヲ申シ居レリ  
スル重大ナル獨逸首腦部ノ企圖カ日本側ニ漏洩スルカ如  
キコトアリテハ不信ノ極ナルヲ以テ機密保持ニ付テ萬全  
ヲ期セラレタシ

本電通り陸海軍大臣、參謀總長、軍令部總長ノミヘ才傳ヘ  
乞フ

陸海軍武官ニハ本電ヲ閱覽セシメ此内容ヲ再電セサルコト  
トナシ置キタリ

256 昭和16年6月5日  
在独国大島大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

### 独ソ開戦の可能性に関するヒトラーとの会談要旨

ベルリン 6月5日前発  
本省 6月5日後着

第六三九號

「ヒ」總統ト會談事項ノ要旨左ノ如シ

一、「ヒ」總統ハ先ツ今次ノ戰爭ニ於ケル必勝ノ確信ヲ述ヘ  
獨逸國防軍ハ開戦以來ノ經驗教訓ニ依ル編成、裝備、戰  
法、兵器等ニ逐次改良ヲ加ヘ殊ニ西方作戰終結以來十二  
ヶ月ニ亘レル準備ハ全ク完備セルコトヲ強調シ特ニ各級  
指揮官ノ指揮能力竝兵ノ勇敢ナルコトニ多大ノ信頼ヲ寄  
セアルコトヲ述ヘタル後獨逸軍ノ今日ニ至ル迄ノ損害カ  
極メテ僅少ニシテ戰死者ノ數ハ平時ニ於ケル獨逸國內死  
亡數ノ概ネ一割ニ過キス自分ハ勿論陣歿者及遺家族ニ深  
甚ノ同情ヲ有スルモノナルモ獨逸力將ニ完遂セントスル  
大事業ノ前ニハ此ノ位ノ犠牲ハ不可避ノモノトイフヘク  
今日此ノ犠牲ヲ拂ハサレハ五年十年ノ後我カ獨逸ハ之ニ  
何十倍スル多大ノ犠牲ヲ拂ハサルヘカラサルヘキコトヲ  
確ク信シアリト述ヘタリ

二、「クレタ」島ハ全ク空中ヨリノミ行ヒタル新シキ作戰ナ  
ルカ之ニヨリ軍艦十八隻ヲ撃沈シ一萬二千ヲ捕虜トシ  
「アレキサンドリア」ヲ連續爆撃シ得ルニ至レリト述ヘ  
獨逸ハ必ス英國ヲ全滅ニ導クベキ固キ決意ヲ有スル旨ヲ  
力説シ英ノ遣リ口ヲ見ルニ眞ニ狡猾ニシテ常ニ一方ト組

ミ他ヲ打ツ手ヲ用フ一九三五年「エチオピア」戰爭ニ當リ英國政府ハ自分ニ對シ英國ト組ンテ伊太利ヲ壓服スヘキコトヲ懲憑シ來リタルコトアリシカ自分ハ英國カ伊太利ヲ倒シタル後必ス獨逸ヲ倒シ來ルコトヲ察知シタルヲ以テ之ヲ拒否シ伊太利ト結ヒタリ自分ハ日獨伊三國カ今後モ愈固ク結フコトカ眞ニ三國ノ利益ナルコトヲ確信シアリ昨日「ムソリーニ」首相モ同一意見ヲ述ヘタリ

三、過日ノ「ルーズベルト」ノ演說ハ例ニ依リ毒舌ヲ振ヒアルモ何等新シキコトヲ述ヘ得サリシハ全ク極東ニ於ケル日本カ儼存シアル御蔭ナリト信シ日本ノ態度ニ感謝シアルコトヲ述ヘタリ

四、次テ獨「ソ」ノ關係ニ及ヒ今日之ヲ貴大使ニ申上クルハ本件カ日本ニトリテ關係極メテ大ナルヘキヲ以テ日本ニ對シ寢耳ニ水ノ感ヲ抱カシメサル爲ナリ獨「ソ」ノ關係ハ益々悪化シ獨「ソ」戰爭ハ恐ラク不可避ト考ヘアリ「ソ」聯ノ獨逸ニ對スル態度ハ外面友誼的ナルモ實際ハ常ニ全然反對ナリ特ニ「ユーゴー」カ三國同盟ニ加ハリシ際「クーデター」直前ニ不可侵條約ヲ締結シ又「ソ」聯參謀將校カ「ユ」國作戰ヲ直接援助シタルコト等ハ明

カニ獨ニ對スル敵對行爲トシテ自分ハ斯ル「ソ」聯ノ態度ハ全然承服シ得ス自分ハ「ソ」聯ニ對シ讓歩スルコトハ常ニ絶對禁物ト信ス自分ハ相手ニ敵意アルヲ認ムレハ常ニ相手ヨリ先ニ刀ヲ抜ク男ナリト述ヘ最近「ドナウ」河口ニ於テ「ソ」羅兩軍間ニ紛爭アリタルカ獨逸軍カ近クニアリシヲ以テ直チニ之ヲ鎮壓シタルカ今後斯ル振舞ヲ獨逸軍ニ對シ爲スコトアラハ斷シテ容赦セサルヘシト述ヘタリ

五、「ヒ」ハ「ソ」軍ノ欠陥ヲ指摘シタル後對「ソ」攻撃ニハ「ルーマニア」芬蘭モ參加スヘク極メテ短期間ニ本作戰ヲ終結シ得ル確信アルコトヲ地圖ニ付テ大体ノ説明ヲ爲セリ

六、「ヒ」ハ又共產「ソ」聯ヲ除クコトハ自分ノ年來ノ信念ニシテ今日迄常ニ之ヲ忘レタルコトナク之ヲ實行スルコトハ全世界人類ニ對スル大ナル貢獻ト考ヘ居レリト述ヘタリ

七、獨「ソ」戰爭ニ際シ日本カ如何ナル態度ヲトラルルヤハ全ク日本ノ御自由ナリ從テ若シ日本カ獨逸ト事ヲ共ニセラルル場合ニ於テモ獨逸ノ對「ソ」宣戰布告ヨリ遅レテ

參戰セラルルモ御隨意ナリト述ヘタリ其ノ態度語調ヨリ見テ日本ニ條約上ノ義務ナキコトヲ要求スヘカラストスル考慮ヨリ出テタルモノノ如ク浦鹽ノ狀況「ソ」聯潜水艦ノ狀態「シベリア」事變ノ際日本ノ進入シタル地域等ヲ質問セルコトナドヨリ判斷シ日本ノ協調ハ素ヨリ之ヲ希望シアリト見受ケタリ

ハ、六月三日及四日ニ於ケル「ヒ」及「リ」トノ會談ノ結果得タル本使ノ印象左ノ如シ

(1) 「ヒ」「リ」共ニ對「ソ」攻撃力決定的ノモノトハ云ハス若干ノ余地ヲ存シテ語リタルモ「ム」首相トノ會見翌日急遽本使ノ來訪ヲ求メタル點竝ニ一國ノ元首タル「ヒ」カ明白ニ本電内容ノ如キコトヲ述ヘタル點等ヨリ見テ獨「ソ」開戦ハ今ヤ必至ナリト見ルカ至當ナルヘシ

(2) 開戦ノ時機ニ付テハ「ヒ」及「リ」共ニ之ヲ明言セザリシモ本使ニ本電ノ如キ内容ヲ語リタル以上「ヒ」カ既ニ決心シアルコトハ疑フノ余地ナク「ヒ」從來ノ遣リ口ニ徴シ一度決心スル時ハ速ニ之カ實行ニ着手スルヲ以テ短時日ノ中ニ之ヲ決行スルモノト判斷セラル

(3) 獨「ソ」間ノ交渉ヲ一切行ハサル所ヨリ見ルモ獨逸カ歐洲ニ於ケル不動ノ地位ヲ益々強化シ對英攻撃ノ實施ヲ容易ナラシムルト共ニ「ヒ」年來ノ信念タル共產運動「ソ」聯ノ打倒ヲ實施スルカ眞ノ目的ニシテ「ソ」聯ニ對シ或要求ヲ突キ付ケ「ソ」聯カ之ヲ承諾スレハ戰爭ニ訴ヘサルカ如キ生易シキ態度ニ非スト認ム

(4) 獨逸カ開戦ノ名目ヲ如何ニスヘキヤハ明カナラスト雖モ目下一觸即發ノ狀態ニ在ル兩軍對峙ノ關係ニ於テ一局部ノ衝突ヲ捉ヘテ之ヲ全面戰ニ誘致セントスル考ヘノ如ク思ハル

ハ、本電ノ取扱竝機密保持ニ付テハ第六三八號電ト同様ニ願

257

昭和16年6月5日  
在ルーマニア筒井(潔)公使より  
松岡外務大臣宛(電報)

ルーマニア政府は独ソ開戦に備え政府移転を  
準備中との情報報告

ブカレスト 6月5日後発  
本省 6月6日前着

第九五號(館長符號扱)

羅國ハ獨蘇開戦ノ場合ニ備ヘ諸般ノ準備ヲ急キ居ル處愈々開戦トナラハ「ブカレスト」ヲ開放都市トシテ大本營ノミナラス政府モ市外ニ移轉ノ豫定ニテ準備中トノ極秘ノ確報ヲ得タリ右時局ノ新現象ヲ示ス一例トシテ報告ス  
尙政府移轉ト謂フモ遠方ニハアラスシテ市内トノ聯絡可能ナルヘキニ付往電第八四號(一)末段ノ三名以外本使等ハ總テ市内ニ残り若シ爆撃激シキ場合ハ一時郊外ニ避難ノ程度トスル豫定ニ付<sup>(三)</sup>□□□□<sup>(本報)</sup>  
獨、蘇へ轉電セリ

258 昭和16年6月7日 在伊国堀切大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

獨ソ開戦の可能性に対する否定的な見通しな  
どにつきチアノ伊国外相と会谈について

ローマ 6月7日前發  
本省 6月7日後着

第三五六號(館長符號扱)

六日本使「チアノ」外相ヲ往訪

一、本使ヨリ「クレタ」戦勝ニ對シ祝意ヲ表シタル後本島攻撃ヲ大規模ニ實行スレハ英本國ノ攻略モ左シテ困難ナラサルヘシ少クトモ理論上獨伊ハ劣勢ナル海軍ヲ以テシテモ英本國ノ上陸作戰ヲ決行シテ勝利ヲ増シ得ヘシトノ論據ニ有力ナル證左ヲ與ヘタルモノト考フルカ高見如何ト問ヘルニ「チ」ハ成程理論上ハ其ノ通りナルヤモ知レサルモ實行ニ當リテハ右様ニ簡單ニ參ラサルコトト信ス英本國ノ周圍ニ在ル海軍其ノ防禦設備空軍ノ相當ナル實力等ヨリ判斷セハ其ノ攻略ハ容易ナラスト述ヘ

二、次テ本使ハ「クレタ」ノ戦勝ハ近東ノ諸國民ニ深キ感銘ヲ與ヘタルモノト思ハルルニ依リ此ノ機ヲ逸セス敵ヲ追撃シテ「アレキサンドリヤ」「スエズ」等ニ向ツテ進撃スルハ絶好ノ機會ト信スルカ如何ト問ヘルニ「チ」ハ貴説ノ通りナリ依テ我等ハ今現ニ着々其ノ準備ニ移リツツアルモ何分初夏ニ入りタル際ナレハ今後南方熱帯ノ進撃ハ意ノ如ク進捗セサルヘシト答フ

三、<sup>(2)</sup>更ニ「シリヤ」「イラク」方面ヨリ英勢力ヲ驅逐シ其ノ石油資源ヲ獨伊ノ手ニ收ムルコト最モ可能ナルカ「バグダッド」ハ英軍ノ爲占領セラレタリト傳ヘラル獨伊ハ此

ノ方面ハ暫ク放任スル意ナリヤトノ本使ノ質問ニ對シ同方面ノ戰況ニ付テハ戰報ヲ手ニシ居ラサレハ唯今御答ヘスルヲ得スト答ヘ

四、又本使ヨリ獨蘇關係頗ル切迫セルヲ傳フル者アルカ最近何等カノ異常アリヤト問ヘルニ「チ」ハ兩國關係一時ノ如ク緊密ナラサルハ事實ナルカ蘇聯邦ハ其ノ實力ノ遙ニ獨英ニ及ハサルコトヲ熟知シ居ルヲ以テ戰爭ヲ避ケ出來得ル限り協調的態度ニ出テ居ル次第ナレハ戰爭ニ至ルカ如キコトハ當分ナシト答ヘ

五、尙最近ノ「ルーズベルト」ノ演說ニ付テハ「ム」ハ彼ハ餘程注意シテ話シタル様思ハルルカ要スルニ右演說カ今後如何ニ具體化シ來ルカハ全ク今後ノ事實ノ上ニ徴スルノ外ナシト考フル旨述ヘ

六、尙又最近ノ「ブレンネル」會見ニ付テハ「チ」ハ政治軍事ノ大局ニ關シ話合ヘル次第ニテ特ニ御知ラセスヘキ點アリト考ヘスト答ヘタル後「クロアチア」ノ三國條約加入問題ニ言及シ右議定書調印ハ來ル十五日「ヴェニス」ニ於テ行ハルル筈ナル旨述ヘタリ

獨、露ニ轉電セリ

259

昭和16年6月7日

在ソ連邦建川大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

獨ソ關係に關する在ソ連邦独國大使の見解に

ついて

モスクワ 6月7日後發

本省 6月8日前着

第六六七號(館長符號扱)

本七日獨大使本使來訪「モロトフ」東京往訪ノ風説アルカ左様ノ事實アリヤト尋ネタルニ付松岡大臣當地辭去ニ際シ「モ」ニ對シ若シ貴下カ東京來訪セラルレハ大イニ歡迎セント述ヘラレタリト記憶スルカ素ヨリ儀禮的ノ話ニ過キス先日東京ノ一新聞カ如何ニモ事實ラシク此ノ種記事ヲ掲ケタル爲風説傳ハリ居ルモノト思考スト答ヘ置ケリ次テ獨蘇問題ニ關シ色々「アラミシング」ノ情報ヲ取テ問ヒ質セル處彼ノ答ノ要點左ノ通り

一、自分ハ其ノコトニ關シ何等政府ヨリ聞ク所ナシ

二、獨逸ヨリ來ル多數獨逸人中ニモ其ノ言フ所概ネ半々ニテ一半ハ戰爭必至ヲ主張シ開戰ノ日取り迄眞シヤカニ豫言シ一半ハ左様ノコトナカルヘシト述フ

三、蘇聯當局ハ其ノ間ノ消息ヲ我等ヨリモ却テ良ク關知シ居ルヘキ筈ナルカ彼攻撃豫想ノ何等ノ兆候ナキニアラスヤ  
四、蘇聯ハ獨逸ノ要求ニ對シ概ネ聽從シ其ノ實行モ順調ナルカ故ニ獨逸カ之ヲ攻撃スル理由ハナキヤニ考フ  
獨、伊へ轉電セリ

260

昭和16年6月14日

在伊国堀切大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

獨ソ開戦の場合が方は当面中立的態度を維持すべき旨意見具申

ローマ 6月14日後発

本省 6月15日夜着

第三七七號(館長符號扱)

一、<sup>(1)</sup>米ノ對樞軸戰參加ノ大勢具體化ト共ニ歐洲戰爭長期化ノ傾向ハ益々顯著トナリツツアリ獨カ其ノ優勢ナル軍備ヲ以テシテモ重大ナル犠牲ヲ拂フコトナク一舉ニ英本土ヲ葬ムルコト困難ナルヘキ現狀ニ於テ長期戰ニ備ヘ食糧、資源問題ノ解決ニ苦慮シツツアルハ當然ナルカ右問題ノ解決ハ蘇聯ヲ置キテ考慮シ得サルハ當然ナリ

三、獨ノ對蘇戰備完了シ之カ力行如何ハ一ニ「ヒツトラー」ノ決意ニ懸リ居ルカ如キ處獨カ「アングロサクソン」トノ爭覇ノ爲先ツ蘇聯ヲ撃ツヲ必要トスルヤ否ヤハ蘇聯ノ對獨態度如何ニ依ル所多大ニシテ蘇聯カ勝算ナキ獨トノ戰ヲ避ケ前述ノ獨伊ノ必要ヲ充足スルノ協調的態度ニ出ツルニ於テハ現下ノ情勢ニテ獨トシテ必スシモ之ト戰フヲ利トセサルヘシ

三、獨カ最近蘇聯ニ對シ明確ニ強度ノ協調ヲ要求シタルノ事實ハ聞カサルモ獨カ對蘇聯攻撃ヲ決心セハ獨トシテ無名ノ師ヲ起スコトハ不利ナルニ依リ一應此ノ舉ニ出ツヘク獨蘇關係ハ結局獨ノ要求内容ト之ニ對スル蘇聯ノ態度如何ニ依リ決定セラルルモノト思考ス

四、萬一對英本土攻略ニ先立チ蘇獨間ニ戰爭勃發スルカ如キ場合ノ帝國ノ態度ニ關シテハ既ニ充分御考究相成リ居ルモノト存セラルル處右ノ場合帝國カ直ニ之ニ呼應シテ對蘇攻撃ニ出ツルハ中立條約「インキ」未タ乾カサルニ態度ヲ豹變スルノ國際不信義ヲ犯シ帝國ノ威信ヲ中外ニ失墜スルノミナラス極東蘇聯軍ノ西方移動ヲ不可能ナラシメ我方犠牲ヲ大ナラシムルノ不利アリ

獨<sup>(2)</sup>ノ對蘇優勢確實ナル以上暫ク中立的態度ヲ持シ蘇聯邦  
極東軍ノ西方移動ヲ俟チ東亞ノ安全確保上極東蘇領軍備  
ノ撤廢其ノ他諸般ノ要求ヲ蘇聯邦ニ提示シ之カ容レラレ  
サルニ於テハ強力ヲ以テ北樺太沿海洲ノ要地占領ノ舉ニ  
出テ右地方カ英米ノ對蘇援助ノ基地タルヘキヲ阻止スル  
ヲ可トスヘシ

右實行ニ當リテハ極東蘇聯邦ヲ帝國ノ指導下ニ獨立セシ  
メテ大東亞共榮圈ノ一翼タラシムヘキコト勿論ナリ

五、獨ノ對蘇攻撃ハ必然ニ蘇聯邦ト英米トノ合從ヲ來シ英米  
ノ對蘇援助ハ勿論我方カ早キニ過キテ對蘇攻撃ニ出ツル  
場合ハ米ノ對樞軸戰爭參加ト共ニ我方トノ戰爭ヲ誘致ス  
ルニ至ルヘク之ニ對シ帝國カ經濟上及軍備上相當ノ準備  
アラハ兩面作戰ヲ敢行スルコト必スシモ避クルノ要ナキ  
モ右不十分ナルニ於テハ斯ル事態ヲ誘致セシメサル様工  
作ノ要アリ從テ我現下ノ措置トシテハ蘇、獨ヲシテ三國  
同盟ニ同調セシムヘク極力誘導シ支那事變ノ處理、對南  
洋政策ノ實質的強化ニ努力スルヲ可ナリト信ス

右御參考迄卑見申進ス

獨、蘇、土ハ轉電セリ

261 昭和16年6月17日

在ソ連邦建川大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

獨ソ關係に関する在ソ連邦独国外務大臣の說

明について

モスクワ 6月17日後発

本省 6月17日夜着

第七〇八號(館長符號扱)

貴電第六〇五號ニ關シ

去ル十三日本使「ヒルガー」ニ對シ本問題ニ付話合ヒタル  
際「ヒ」ハ當地大使館ニ關スル限り全然知ル所ナシト述ヘ  
タルカ御來示ニ依リ更ニ十六日宮川ヲシテ時餘ニ亘リ「ヒ  
ルガー」ニ突込マシメタルモ未タ斯ル模様ナキモノト認め  
ラル

宮川ヨリ獨蘇關係ニ關スル十三日ノ「タス」打消シ振り  
(「テキスト」ハ同盟ニ依ラレ度シ)ニ徴シ蘇側トシテハ獨  
側ニ於テモ「レシプロケーチング」ノ打消ヲナスモノト期  
待シタルニアラスヤト尋ネタルニ「ヒルガー」ハ六月二十  
五日「プラウダ」ニ例ノ記事(往電第六二六號「ウクライ  
ナ」租借說否定ノ件)掲載セラレタルニ、三日後ノ獨外務

省「プレス、コンフエレンス」ニ於テ右「プラウダ」記事ノ通りナルコトヲ確認セル次第二テ獨側トシテハ夫レ以上ノ打消ノ必要ヲ認メサルモノト思考スト言ヘルニ依リ宮川ヨリ然ラハ此ノ瞬間ニモ斯ル事實ナシト言ハルル次第ナリヤト述ヘタルニ「ヒ」ハ大使モ自分モ何等承知セス當地ニ關スル限り斯ルコトナキヲ確言スト述ヘ且十三日「タス」打消中ノ獨軍ノ東方乃至東北方國境方面ヘノ移動ハ巴爾幹作戦終了後ノ歸還兵ニテ獨蘇關係トハ關係ナシ云々トアル點ハ本國政府ノ訓令ニ依リ□□□□<sup>三未明</sup>與ヘタル説明ナルコトヲ仄カセリ

次<sup>(2)</sup>テ宮川ヨリ當地外交團ニ於テハ貴館ノ婦人連カ大部分歸國シ居ル點ヲ不思儀ナルモノアリト言ヘルニ「ヒ」ハ右ハ主トシテ家庭ノ事情ニ依ル者多キカ館員中ニハ種々風説行ハルル爲歸リタル者モアルカ政府ヨリハ歸セトモ歸スナトモ指令ナシト答ヘタリ最後ニ宮川ヨリ同シ問題ニ付我方カ伯林ニ於テ受クル印象ト當地ニ於テ貴方ヨリ受クル印象トニ相違アルハ獨逸ノ盟友トシテ英國ノ極東海軍ヲ釘付トナシ又米ノ對獨參戰ヲ阻止スル等重大ナル役割ヲ果タシ居ル吾人トシテ甚タ物足ラナサヲ感スト述ヘタルニ「ヒ」ハ當

地ニ關スル限り前述ノ通りニテ御尋ネノ如キ訓令ニモ通報ニモ接シ居ラス國境方面軍隊集結ノコトハ實力以外ニ敬意ヲ表セサル狡猾ナル隣國ニ對スル萬一ノ措置ニテ牽制モ中途半端ニテハ效果ナキニアラスヤト語レリ  
尙當地獨逸大使館ノ狀況ハ平常ニシテ引揚等ノ準備ヲ爲シ居ル模様見受ケラレス又最近(一語不明)參事官ヲ「アフガン」ニ派遣シ「ルーブル」ヲ買集メ居ル等ニ徴シ當地獨大使館ニ關スル限り本使等ヲ購キ居ルトモ考ヘラレサルナリ

262 昭和16年6月17日 在ソ連邦建川大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

在ソ連邦伊國大使館員家族らの本国引揚げに  
關する情報について

モスクワ 6月17日前發  
本省 6月17日前着

第七〇九號(館長符號抜)  
往電第七〇八號ニ關シ  
十六日宮川カ當地伊太利大使館情報官ニ付搜リタル所ニ依レハ同大使館側ニ於テハ獨蘇開戰説餘リニ根強キニ付約一

週前本國政府ニ電照シタルモ未タ二何等回電ナキ次第ナルカ獨大使館員家族引揚ニ關シテハ昨十五日伊太利大使ノ質問ニ對シ獨大使ヨリ冒頭往電ノ「ヒ」ト同様ノ説明ヲ爲シタル趣ニテ伊太利大使トシテモ館員婦人連ノ申出ニ對シ責任ヲ取レサル爲其ノ希望通り今夜ノ汽車ニテ引揚ケシムルコトトセル旨内話セル趣ナリ

尙其ノ際右情報官ハ當地獨大使館カ本問題ニ關シ情報ヲ有セサルコト眞實ナルヘク暗號ノ燒却等ノ措置モ未タ着手セル形跡ナキ旨述ヘ居タル由ナリ

263

昭和16年6月17日

在独国大島大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

独ソ開戦時期および日本の対応方針等に関する  
リップントロップとの会談報告

ベルリン 6月17日後発

本省 6月18日後着

第七〇一號(絶対極秘、館長符號)

獨蘇關係ニ關スル「リ」外相トノ會談要旨左ノ通

一、「リ」ハ先日貴大使ニ申上ケタル通り獨ハ蘇聯ニ對シ何

等要求ヲ提出シタル事實ナク今後モ絕對ニ斯ル要求ヲ提出セサルヘシ世間ニハ種々情報流布セラレ居ルカ如キモ何レモ想像ニ基クモノニシテ獨トシテ現蘇聯ト何等折衝ヲ行フ意思ナシ

右ハ蘇聯ヲ全ク信用セサル獨トシテ當然ノ結論ニシテ獨ノ企圖ヲ了解セラルレハ自ラ明白ナリト思考スト答ヘタリ

二、次テ「リ」ハ日本ノ一部ニテハ獨蘇ノ和解ヲ希望セラルルヤモ知レサルモ獨ノ蘇聯ニ對スル企圖ハ「ヒ」總統ノ深謀遠慮ニ基クモノニシテ決シテ一時ノ思付ニアラス現戰爭ヲ最完全且迅速ニ終結セントスル大目的ニ發セルモノナリ又之カ有利ナルコトハ自分(「リ」)カ繰返シ貴大使ヘ申上ケタル通ニテ獨ハ必ス一、二ヶ月ヲ以テ歐露ニ在ル蘇聯邦野戰軍ヲ殲滅スヘク此ノ點ニ付テハ獨逸ノ戦力ヲ絕對ニ信用セラレタキ旨述ヘタリ

三、尙「リ」ハ獨蘇開戦ノ場合日本ノ執ララルル態度ニ付何等カ貴政府ヨリ通報アリタリヤト問ヘルヲ以テ本使ハ本件ハ日本ニ取リテモ極メテ重大問題ナルカ故勿論我政府ニ於テモ慎重審議中ト存スルカ未タ何等ノ回訓ニ接セス私

見ニ依ルニ日本トシテハ從來支那及南方地域ニ對シ態勢ヲ整ヘ居ルヲ以テ獨蘇開戰ノ場合ニ應スル我態度決定ノ爲ニモ時日カ大ナル關係ヲ有スル次第ナルカ獨蘇開戰ストセハ其ノ時期ハ概ネ何日頃ト豫定セラルヘキヤ祕密ノ嚴守ニ付テハ本使全責任ヲ負フヘク御示シヲ願ヘジヤト述ヘタルニ「リ」ハ眞ニ機微ナル御質問ニテ自分ハ實ハ申上ケル權限ヲ有セサルモ若シ日本側ニ於テ準備セラルル要アラハ遅クモ二週間以内ニ準備セラレタシト答ヘタリ次テ本使ヨリ大國獨逸力無名ノ帥帥ヲ起シタリトノ非難ヲ受クルコトアリテハ非常ニ不利ナルカ開戰ノ形式ハ如何ニセラルルヤト問ヘルニ「リ」ハ其ノ點ニ付テハ獨逸トシテ充分考慮シ居ルコトヲ信セラレタシト答ヘタリ四、終リニ本使ヨリ獨蘇開戰ニ對シ帝國ノ執ルヘキ方針ニ付テハ前ニモ申上ケタル通り本使ハ承知セサルモ參考トシテ獨ノ希望セラルル所ヲ伺ヒ置キタシト述ヘタルニ「リ」ハ自分一個ノ考ナルカ獨ノ對蘇戰開始ニ策應シ日本カ極東ニ於テ右策謀ニ協力セラルルコト望マシク日本ノ南方進出ニ付テハ獨ノ對英工作ト步調ヲ合セ之ヲ爲スヘキ絶好ノ機會必ス到來スヘキコトヲ信スル旨述ヘタリ

陸海軍ニモ傳ヘラレ度ク但シ祕密ノ保持ニ付テハ此ノ上トモ御注意ヲ請フ

264 昭和16年6月21日

在ルーマニア筒井公使より  
松岡外務大臣宛(電報)

ルーマニア政府より公使館の即日移転を要請  
について

ブカレスト 6月21日後発  
本 省 6月22日夜着

第一〇八號(館長符號扱)

二十一日外務省ヨリ「ブカレスト」北一八軒「サフチカ」村ニ用意セル家屋ニ即日移轉方求メ來レリ(日獨伊三國公使ノミノ模様)試ニ二十二日テハ如何ト言ヘルニ是非二十一日中ニ移ラレタシト言ヘルニ觀ルモ時局切迫ノ程度想像ニ難カラス依テ本使ハ御眞影ヲ奉シ同所ニ移ルモ電報ハ從來通りノ宛名トセラレタシ尙政府ハ同地又大本營ハ更ニ一五軒北「スナゴブ」ニ既ニ待機シ居ル模様右軍事機密ニ付御取扱特ニ御注意請フ  
獨ニ轉電セリ